

第5期芽室町 総合計画

2019～2026

【平成31年度】

【平成38年度】

みんなで創り みんなでつなぐ
ずっと輝くまち めむろ



北海道芽室町

芽室町自治基本条例前文（抜粋）

（平成19年 3 月 5 日制定）

私たちのまち芽室町は、恵まれた豊かな自然のもと、先人が額に汗し、努力を積み重ね、農業を中心とした経済の活性化と心ふれあうまちづくりを進め、豊かな生活の基盤を整備してきました。

私たち町民は、安全なこのまちで安心して暮らす幸せを実感できるよう、このまちに住むすべての人たちが心を通わせ、人権を認め合い、支え合い、愛着や誇りと生きがいを持ちながら暮らせるまちづくりを進めていかなければなりません。そして、先人の努力の積み重ねによって創られた「めむろ」の歴史や文化、自然など貴重な財産を受け継ぎ、未来を担う子どもたちに引き継いでいく義務があります。

そのためには、自治の主役である私たち町民と、町長、議員及び職員が将来にわたり共有すべき考え方や、自治を実現していくための町政運営の仕組みを具体化し、制度として定めることにより「芽室町のことは私たち自らが決定しまちを創っていく」意思を明確にしておく必要があります。

さらに、それぞれの責任と役割を自覚し、協力し合い、共に生きながらまちづくりに取り組んでいくことがますます重要になってきます。

町章・町旗



中央に輝く星は、永遠に輝く北極星を表し、周りに配した芽室の頭文字「M」は、町民憲章の5つの基本理念「美しい心・楽しいくらし・仕事への情熱・住民の英知・大きな夢」を表しています。

シンボルカラーの「緑色」は、基幹産業である農業を象徴するとともに町の安らぎと潤いを象徴したものです。

（平成11年9月13日制定）

町歌

（昭和24年9月18日制定）

一、青雲の
かがやうところ

緑濃き
沃野にたちて

新生の
息吹も新た

はつらつと
希望に燃ゆる

おお今ぞ
花咲け芽室

二、大資源
幸呼ぶところ

鈴蘭の
花と香りつ

新文化
日に夜に進み

とこしえに
栄えゆく街

おお今ぞ
花咲け芽室

三、十勝岳
雲湧くところ

川清く
風もみどりに

人の和の
笑顔にとけて

ゆたけくも
平和に稔る

おお今ぞ
花咲け芽室



みんなで創り みんなでつなぐ ずっと輝くまち めむろ

広大な十勝平野のなか、豊かな大地に抱かれ、産業や観光、交通条件などに恵まれた本町は、先人の血のにじむような努力により発展し、現在まで農業を中心として、商業・工業・観光などと連携した産業振興と経済循環を受け継ぎ、明治33年の戸長役場の設置からまもなく120年を迎えようとしています。

今日、我が国の社会・経済情勢は、少子高齢化・人口減少の進行と都市部への人口の一極集中により、地方ではいわゆる「消滅可能性都市」の指摘や、生産年齢人口の減少による担い手や労働力不足による経済活動の停滞など、人口構造の変化に起因する影響をはじめ、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、あらゆる分野において、インターネットやAIなど、技術の進歩はめざましく、その進歩による社会の変化のスピードも大変速くなっています。

このような状況を踏まえ、本町では、まちづくりの指針として、平成31（2019）年度から平成38（2026）年度までの8年間を計画期間とした第5期芽室町総合計画を策定しました。

本計画の策定にあたっては、芽室町総合計画の策定と運用に関する条例に基づき、町議会に

よる第4期芽室町総合計画の検証結果や、町民の皆さんのニーズを反映するための町民アンケート、100名以上の参加をいただいたワークショップを実施し、これらを踏まえ、芽室町総合計画審議会による議論を行い、まちづくり意見募集（パブリックコメント）を実施したほか、随時町議会への説明を行い、町民、議会及び行政が一体となって計画を検討し、芽室町自治基本条例及び芽室町議会基本条例に基づき、議会の議決を経て決定しました。

また、本町では、毎年度実施している行政評価による施策や事務事業の点検結果及び、町民との意見交換、住民意識調査などの住民意見をまちづくりに反映させており、第5期芽室町総合計画は多くの町民の皆さんが関わり、長い年月をかけて策定した「みんなで創った計画」といえます。

計画の基本構想では、まちの将来像を『みんなで創り みんなでつなぐ ずっと輝くまち めむろ』と定め、その実現のため5つの基本目標を掲げ、これまでの本町のまちづくりを引き継ぐとともに、さまざまな課題に対して、町民、議会、企業、団体、行政が一つになり、みんなで解決し、次の世代へつなぎ、ずっと暮らし続けられるまちづくりを本町の進むべき基本方向としたものです。

さらに前期実施計画は、まちの将来像の実現に向け、できるだけ具体的な内容を記載するとともに、目標値となる成果指標、方向性などを明記し、将来像に向けてどれだけ近づいたかを適宜検証・評価しながら見直すサイクルとしております。

私は、総合計画の実現に向け全力を挙げていく所存ですが、計画の推進にあっては、町民の皆様、町議会、関係機関・団体等と行政が協働で取り組んでいくことが重要であります。町全体で進める「ずっと輝くまち」の実現に向けて、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、包括的連携協定に基づきアドバイスをいただきました北海道大学公共政策大学院 武藤俊雄氏、策定作業に携わっていただきました町民の皆様、御意見をお寄せいただいた皆様方に厚く御礼申し上げます。

平成31年3月

芽室町長 手島 旭

Contents

I 現状と課題

1. 計画の策定にあたって	2
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の構成と期間	4
4. 第5期総合計画の概要	5
5. 時代潮流	6
6. 芽室町の現況	9
7. まちづくりの主要課題	19

II 基本構想

1. 構想の期間と芽室町の将来像	22
2. まちづくりの基本目標	23
3. 人口指標	26
4. 土地利用の方向	31
5. 財政運営の方向	34
6. 基本目標と政策（施策の大綱）	35
基本目標1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり	
・政策1-1 持続可能な農業の基盤整備と支援の強化	36
・政策1-2 農業と連携した活力ある商工業と観光物産の振興	37
基本目標2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり	
・政策2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実	38
・政策2-2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実	39
基本目標3 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり	
・政策3-1 いつまでも健康で安心して暮らせる保健医療環境づくり	40
・政策3-2 安心して子育てできるまちづくり	41
・政策3-3 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の充実	41
・政策3-4 誰もが個性と能力を発揮できる地域社会の実現	42
基本目標4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり	
・政策4-1 安全・安心に暮らせる生活環境づくり	43
・政策4-2 快適な都市環境づくりの推進	44
・政策4-3 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全	44
基本目標5 住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり	
・政策5-1 多くの町民が関わり参加する自治のまちづくり	45
・政策5-2 時代に即した行財政運営と行政サービスの推進	45

Ⅲ 実施計画

◇実施計画・展望計画	48	
◇計画の推進	49	
◇分野別施策		
第1節：基本目標1	農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり	
政策1－1	持続可能な農業の基盤整備と支援の強化	
施策1-1-1	担い手育成と農業の応援団づくり	54
1-1-2	農業生産性の向上と経営基盤支援	58
1-1-3	農地・土地改良施設等の整備・充実	62
1-1-4	地域林業の推進	66
政策1－2	農業と連携した活力ある商工業と観光物産の振興	
施策1-2-1	地域内循環の推進と商工業の振興	70
1-2-2	地域資源を活用した観光の振興	74
第2節：基本目標2	心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり	
政策2－1	豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実	
施策2-1-1	学校教育の充実	78
2-1-2	社会教育の推進	82
政策2－2	地域文化の形成とスポーツ環境の充実	
施策2-2-1	地域文化の振興	86
2-2-2	スポーツしやすい環境づくり	88
第3節：基本目標3	誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり	
政策3－1	いつまでも健康で安心して暮らせる保健医療環境づくり	
施策3-1-1	生涯を通じた健康づくり	92
3-1-2	公立芽室病院の総合的な医療体制の維持・発展	96
政策3－2	安心して子育てできるまちづくり	
施策3-2-1	安心して生み育てることができる子育て支援	100
3-2-2	子育て環境の充実	104
政策3－3	住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の充実	
施策3-3-1	地域で支え合う福祉社会の実現	108
3-3-2	高齢者福祉の充実	112
3-3-3	障がい者の自立支援と社会参加の促進	116
政策3－4	誰もが個性と能力を発揮できる地域社会の実現	
施策3-4-1	互いに認め合う地域社会の形成	120
第4節：基本目標4	自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり	
政策4－1	安全・安心に暮らせる生活環境づくり	
施策4-1-1	災害に強いまちづくりの推進	124
4-1-2	消防・救急の充実	128

4-1-3	防犯対策と交通安全の推進	130
4-1-4	消費者の安全・安心の確保	132
政策 4-2	快適な都市環境づくりの推進	
施策 4-2-1	有効な土地利用の推進	134
4-2-2	快適な住環境の整備	136
4-2-3	道路交通環境の整備	138
政策 4-3	自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全	
施策 4-3-1	景観の保全とグリーンエネルギーの推進	140
4-3-2	廃棄物の抑制と適正な処理	142
4-3-3	上下水道の整備	144
第5節：基本目標 5	住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり	
政策 5-1	多くの町民が関わり参加する自治のまちづくり	
施策 5-1-1	徹底した情報共有と町民参加の促進	148
5-1-2	住民自治の実現と地域の活力の維持	152
5-1-3	国際・地域間交流の推進	156
政策 5-2	時代に即した行財政運営と行政サービスの推進	
施策 5-2-1	効果的・効率的な行政運営	158
5-2-2	健全な財政運営	162
5-2-3	親切・便利な行政サービスの推進	164

IV 国土強靱化 169

V 付属資料

第5期芽室町総合計画策定経過	179
第5期芽室町総合計画基本構想および前期実施計画（原案）の諮問	181
第5期芽室町総合計画基本構想および前期実施計画（原案）の答申	182
実施計画〔施策の成果指標〕一覧	183
第5期芽室町総合計画に係る個別計画一覧	189
芽室町総合計画の策定と運用に関する条例	190
芽室町総合計画審議会条例	192
芽室町総合計画審議会条例施行規則	194
芽室町総合計画審議会委員名簿	195
用語解説	197

I 現状と課題

1 計画の策定にあたって

◆計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や人口減少に対応した安全・安心な生活の確保、多様化・高度化する住民ニーズへの柔軟な対応が、ますます求められる時代になっています。

一方、国や地方の財政状況は確実に悪化が進んでいます。そのため、地方分権によって、市町村が責任をもって安定的な行財政運営と行政サービスの提供を行い、自主・自立に向けた協働のまちづくりを行っていくことが、より一層重要になります。

本町では平成20（2008）年度に、第4期芽室町総合計画を策定し、「みどりのなかで、子どもにやさしく、思いやりと、活力に満ちた、協働のまち」を目指したまちづくりを推進してきました。

平成23（2011）年の地方自治法の改正により、国の地方分権改革推進計画に基づき、地方公共団体の運営に関する基本構想の策定義務は廃止されています。しかし、人口減少をはじめとするさまざまな課題や、社会情勢の変化に的確に対応し、将来にわたって住み続けたいまちづくりを行うためには、長期的展望による総合的・計画的な自治体経営の指針が必要と考え、芽室町自治基本条例を踏まえ、平成27年（2015）年に「芽室町総合計画の策定と運用に関する条例」を制定し、総合計画の策定を義務化しました。このことに基づき、平成30（2018）年度に目標年次を迎えた第4期芽室町総合計画に引き続き、第5期芽室町総合計画（以下、本計画）を策定することとしました。

本計画の策定にあたってはアンケート調査、中高生・各種団体・無作為抽出による町民ワークショップ（意見交換会）、まちづくり意見募集、芽室町総合計画審議会の審議などにより、広く町民参加をしていただいております。協働のまちづくりの取組の一環といえます。

2 計画の位置付け

◆総合計画の位置付け

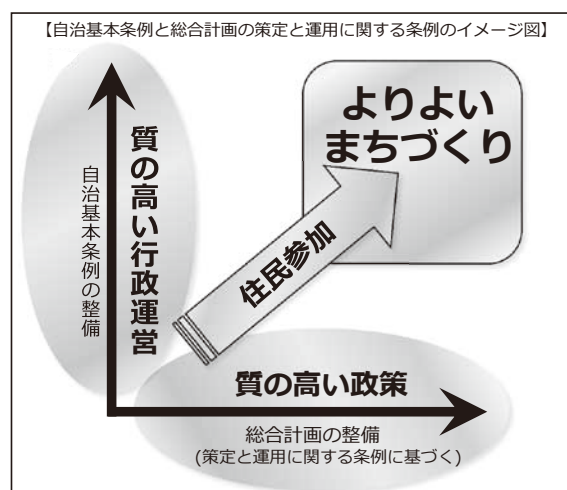
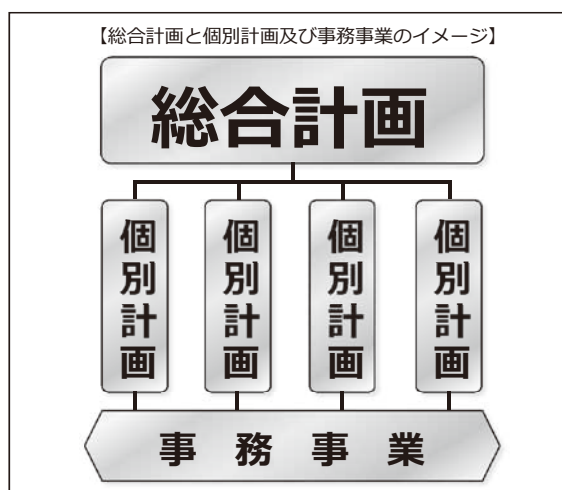
総合計画は、まちづくりの計画として最も上位に位置付けられるもので、総合的・計画的なまちづくりを進めるための基本的な指針となるものです。

総合計画では、まちの将来像やまちづくりの方向性を示した基本構想を定め、その実現のために必要な基本目標や主要施策を示します。この計画に沿ってつくる各分野の個別計画のもと、具体的な施策や事業を効果的にを行います。

また、「芽室町自治基本条例」は、町政運営の基本的な制度や原則を総合的・体系的に整備したものであり、まちの「運営」に関する最高規範といえます。「芽室町総合計画の策定と運用に関する条例」は、町が進める政策、施策及び事業の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、総合計画の策定と運用に関する基本的な事項を定めています。

「芽室町自治基本条例」並びに「芽室町総合計画の策定と運用に関する条例」には、

- ①総合計画が町の「政策」を定める最上位の計画であること
- ②計画と予算・評価をはじめとした町政運営の仕組みが相互に連携して相乗的な効果を挙げること
- ③「基本構想」と「実施計画」の策定又は変更に関して、議会の議決を経ることが規定されています。



◆国や北海道の施策との関係

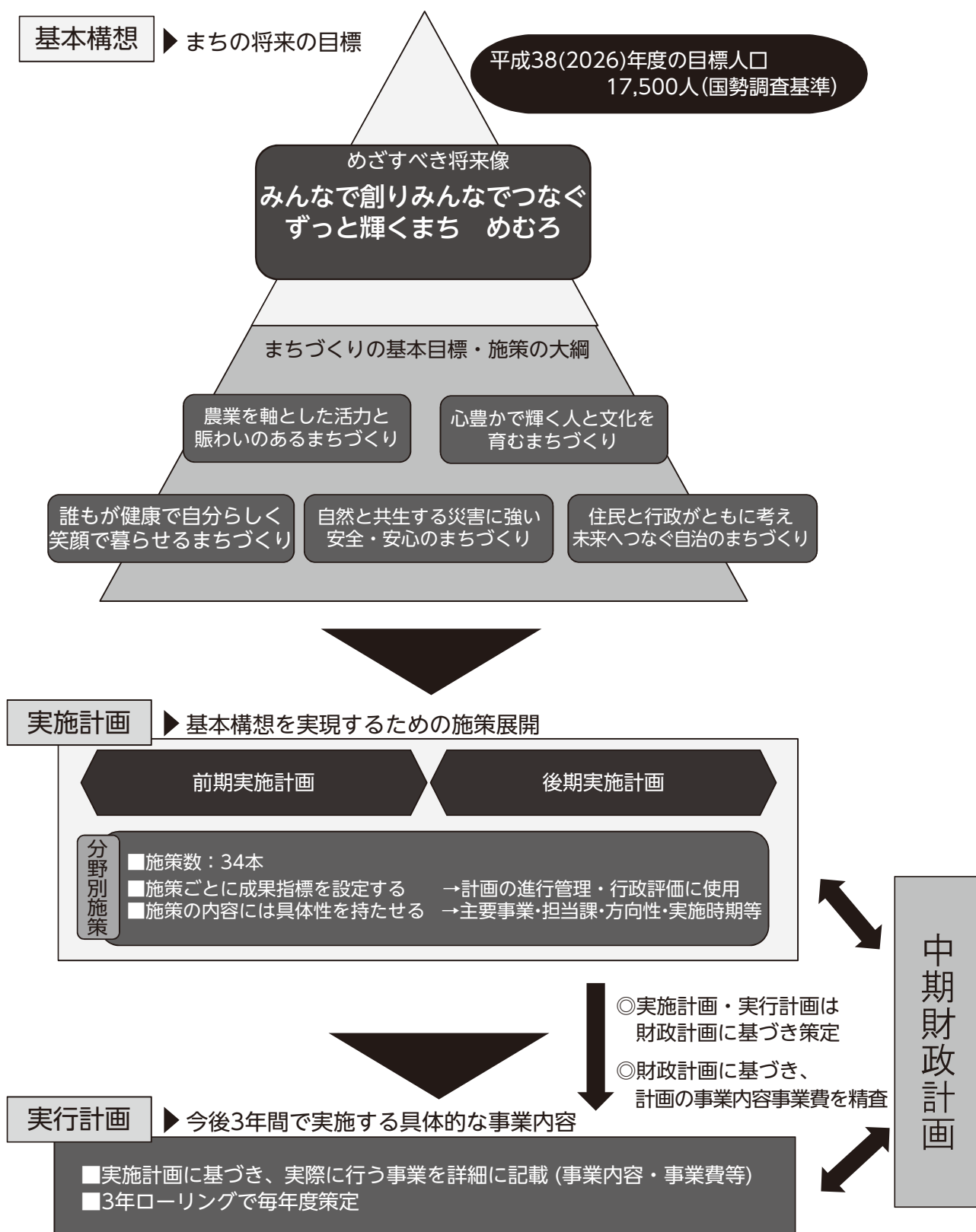
国においては、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。

本町においても法に基づき、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指し、平成27(2015)年9月に「芽室町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

近年は、国や北海道が地方分権を推進しており、地方行政を取り巻く環境が大きく変わりつつあります。

こうしたなか、本町の総合計画の推進については、国や北海道が策定する関連計画などのできる限り整合を図りながら、国と地方自治体は対等な立場であることを踏まえて、相互に連携し、協力関係を大切にしながら公共課題の解決を図っていくよう努めます。

4 第5期総合計画の概要



5 時代潮流

◆急速な高齢化と人口減少

戦後のベビーブームなどによって増加してきた全国の人口は、平成20（2008）年の1億2,808万人をピークに減少に転じています。一方で、高齢者（65歳以上）人口は25%を超えており、75歳以上の後期高齢者も12%を超える、いわゆる「超高齢化社会」が到来しています。

合計特殊出生率（1人の女性が一生に生む子どもの数）は、人口置換水準（人口規模が長期的に維持される水準）である2.07を下回る状態が約40年間続いており、その要因には、晩婚化・非（未）婚化の進行、結婚や家庭に関する価値観の多様化、仕事と子育ての両立の難しさ、養育費や教育費の負担増などが挙げられています。

また、首都圏をはじめとする都市部へ人口が集中し、地方から人口が流出しているという課題もあることから、地域特性に応じた対策が求められます。

我が国の社会保障は、65歳以上の高齢者を20～64歳の人を支える構図で成り立ってきましたが、急速な高齢化と人口減少によって、その構図に変化が生じています。豊かな経験と知識を兼ね備えた人が地域に多くなることが予測され、まちづくりの新たな活力と豊かさを生む可能性を秘めている反面、医療や福祉にかかる費用負担の増加をはじめ、地域経済や社会へのさまざまな影響が懸念されます。

このような状況のなかで持続可能なまちを構築していくには、高齢者が安心と生きがいを感じるくらしができるような社会の仕組みづくりや、子どもを持ちたい人が安心して子どもを生み育てることができるような社会環境を整備していくことが重要になっていきます。

さらに、人口減少を負の側面としてのみ捉えるのではなく、量より質を重視する社会へ転換する機会と考え、多様な価値観を受け入れることで、心の豊かさやゆとりを生み、住みよい地域をつくることも大切な視点です。

◆経済社会のグローバル化と高度情報化の進展

日本経済は、平成2（1990）年代初頭のバブル崩壊以降、伸び悩む状況が続いてきましたが、近年は緩やかな回復傾向にあります。世界的には経済活動自由化の流れが進展し、国境を越えた経済活動が活発化しています。特に、アジア諸国では持続性のある高い経済発展に伴って市場が拡大しており、世界経済のなかでも大きな存在となっています。

平成29（2017）年にはTPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉が大筋合意に至るなど、EPA／FTA（経済連携協定／自由貿易協定）を通じた経済連携の動きが広がってきています。こうしたグローバル化の進展は、国際的な市場競争の激化だけではなく、さまざまな局面で国民に影響を与えています。

近年のICTの劇的な進化は、さまざまな分野で大きな変革を社会にもたらしつつあります。情報通信機器の飛躍的な普及、IoTやビッグデータの利活用は、人々の働き方を変え、暮らしをより便利にし、より豊かな生活をもたらす可能性を秘めていると同時に、行政においても通信を利用したさまざまな

情報やサービスの提供が期待されています。

一方で、このような急速な情報化の進展は、情報通信基盤の整備水準の差異や、情報通信機器に接する機会の頻度により、個人や地域の間で情報格差が生まれる懸念もあります。

加えて、コンピュータウイルスや不正アクセス、サイバー犯罪の脅威も増加しており、セキュリティの確保や個人情報の保護が重要な課題となっています。

◆地球環境問題と資源・エネルギー事情

新興諸国の経済発展や、世界人口の増大に伴い、食料やエネルギーの需要は急激に高まっており、同時に地球温暖化、熱帯雨林の減少、オゾン層の破壊など、地球規模の環境問題が深刻になっています。

特に、地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらし、人々の生活や生物の多様性に深刻な影響を与える要因とされています。平成27（2015）年には、温暖化防止のための新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択されるなど、温室効果ガスの削減などの取組を積極的に推進していくことが求められています。

また、新興国の経済発展や世界人口の増加により、食料やエネルギーの需要は急増しており、将来にわたって安定的に資源を自給する取組がますます重要になっています。

さらに、東日本大震災における原子力発電所の事故を契機に、エネルギー構造の転換に向けた動きが広がっており、大規模停電のリスクを考慮しながら、企業や家庭における省エネルギーの取組をはじめ、脱炭素社会、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の実現に向けた取組や海洋資源の実用化に向けた研究などが進められています。

◆大規模自然災害における防災・減災対策の必要性

東日本大震災を通じ、不測の事態に対する社会経済システムの脆弱性が明らかとなりました。

また、近年、局地的な集中豪雨や豪雪、火山噴火など、さまざまな自然災害が発生しており、災害リスクの高まりが想定されています。

このため、強靱な国土の形成に向け、ソフト・ハード両面からの防災・減災対策が求められています。高度成長期以降、集中的に整備された施設が老朽化し、更新時期を迎えるため、災害時の被害を拡大させないために適切な維持管理・更新を進めていく必要もあります。

災害においては行政や地域が一体となった取組が不可欠であり、自助・共助・公助それぞれの災害対応力を高めると共に、相互の連携を円滑に行うための体制強化を図り、地域全体として防災力を向上させることが望まれます。

◆住民と行政の協働

地方分権により、地方自治体が自主的・自立的な自治体経営を行う必要性は、ますます高まっています。人々のニーズも多様化・高度化しており、行政需要は量的にも質的にも変化しています。反面、厳しい財政状況のなか、限られた社会資源により公共サービスを行わなければならない現状があります。

このような背景において、行政は積極的な情報公開を行い、住民との対話を重ね、説明責任を果たして課題と目標を共有していかなければなりません。

一方、住民ニーズの変化により、行政だけでは対応しきれない領域が生じており、そこに公共サービスの提供主体となる意欲と能力を備えた多様な主体が、新たな形の公共の担い手として関わる姿が見られるようになってきました。これらの新しい公共による協働を促進し、それぞれが持つ意欲や活力をまちづくりに活かせるようにするマネジメントとしての行政の役割に対して期待が高まっています。

6 芽室町の現況

◆位置・地勢

芽室町は十勝平野の中央部（北緯42° 43′ ～ 43° 01′ 東経142° 43′ ～ 143° 09′）に位置し、南北約35.4km、東西約22.6km、面積513.76km²の広さを有しています。東と南は十勝の中心都市・帯広市、北は清水町・音更町・鹿追町に、西は日高町に接しています。

隣接する帯広市までの距離は約13km、札幌市までは約200kmです。札幌行の高速バス（1日4往復）や、特急列車（1日6往復）が停車し、高速道路を利用した場合の所要時間は約2.5時間です。

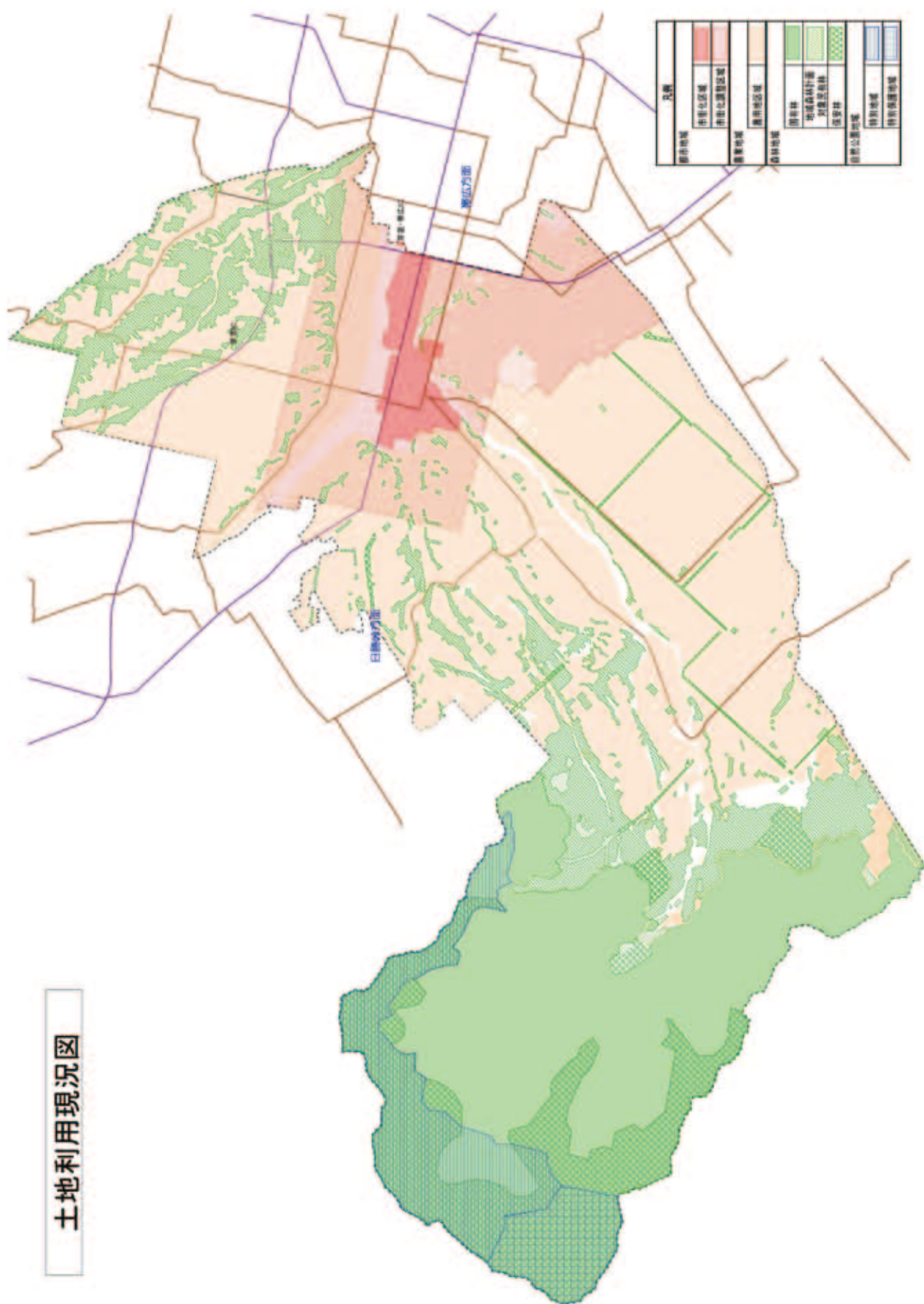
また、とちち帯広空港からも約32km、所要時間は約40分であり、高速道路と空路の結節点に位置することから、産業立地、観光・交通条件に恵まれているといえます。

◆自然条件

芽室町は、広大な十勝平野に属し、西部は日高山脈に連なる山岳地帯で、一部は日高山脈襟裳国定公園に含まれています。市街地の北部には、十勝川が町を横断する形で西から東に流れ、流域には雄大な耕地が広がります。南部には、伏美仙境、日高山系伏美岳・ビバイロ岳、美生ダム、新嵐山スカイパークなどがあり、景勝地に恵まれています。

年間を通して晴天日数が多く、降水量が少ないさわやかな大陸気候ですが、最高気温が30℃を超える一方、最低気温は-30℃近くになるほど寒暖の差が大きいのが特徴です。冬も晴天の日が多く雪が少ないため、寒気が厳しく、土壌凍結は1 mに及ぶところがあります。

土地利用現況図

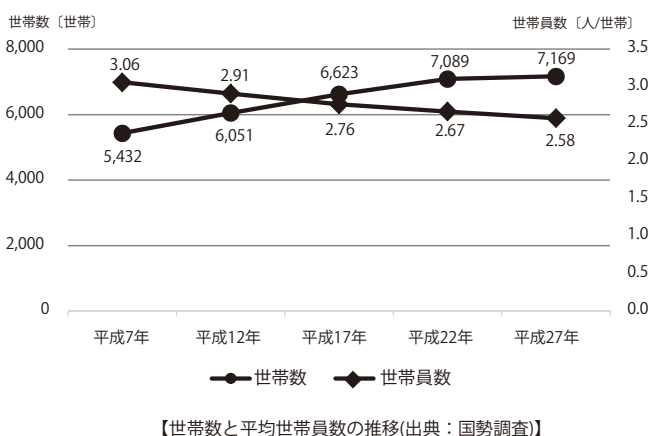
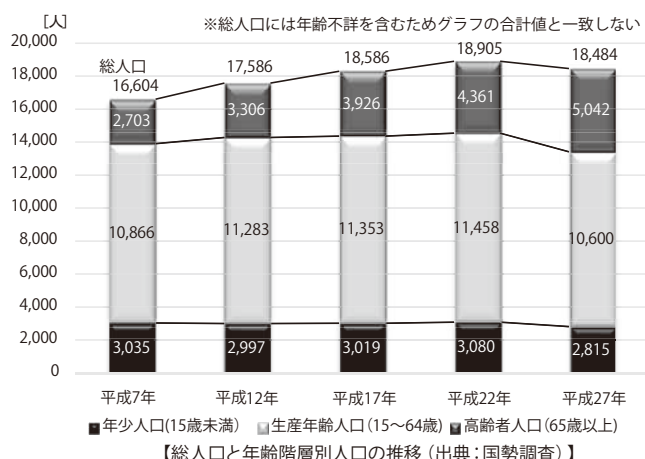


◆人口の現状

(1) 総人口と世帯数

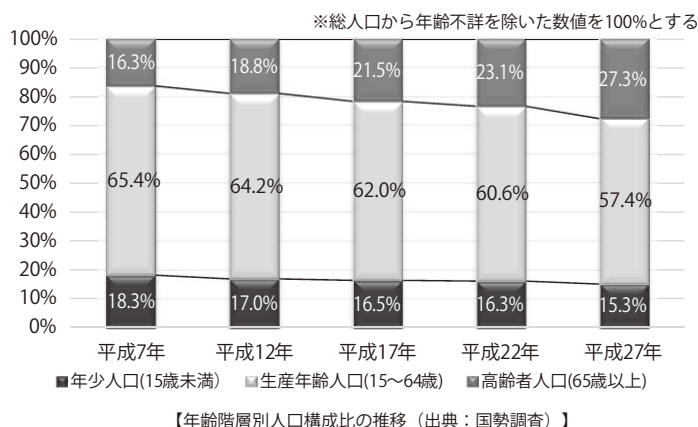
平成27（2015）年の国勢調査による本町の人口は、18,484人であり、平成22（2010）年の前回調査に比べ、2.2%減少しています。要因としては宅地開発を進めていた時期と比較して転入者数が減少していることと、出生数の低下が挙げられます。

また、世帯数は大きく増加していますが、1世帯あたりの人員数は減少傾向にあり、核家族化や単身世帯の増加がうかがえます。



(2) 年齢階層別人口構成比

年少人口（15歳未満の人口）の割合は、全国や北海道の平均よりも高い値を示していますが、減少傾向にあります。生産年齢人口（15～64歳の人口）の割合は全国や北海道の平均よりも低く、20年間で8%減少しています。高齢者人口（65歳以上の人口）の割合は20年間で10ポイント以上増加しており、確実に少子高齢化が進行していると言えます。

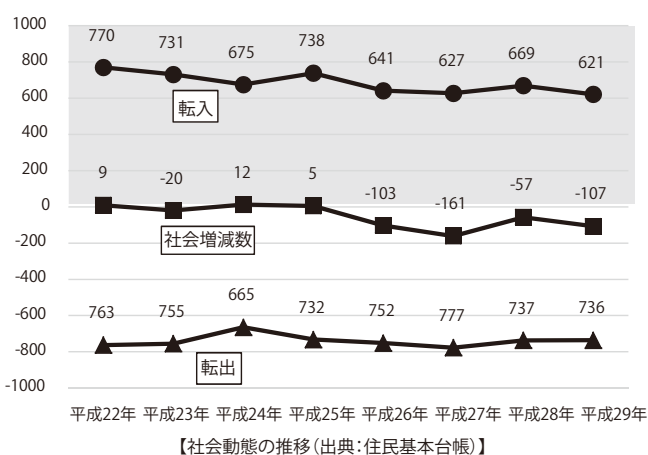
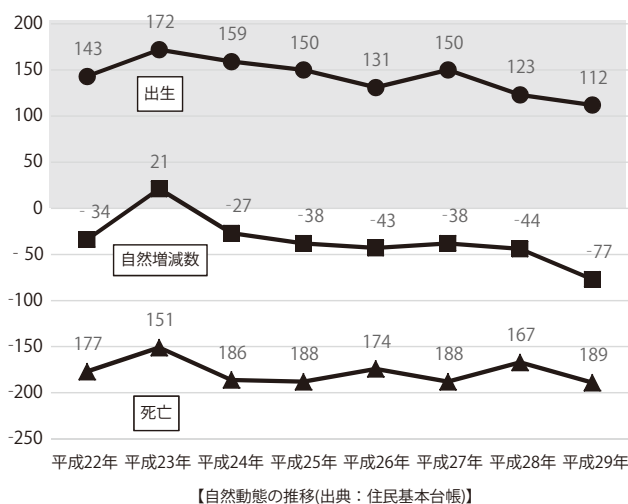


区分	芽室町	北海道	全国
高齢者人口 (65歳以上)	27.3%	29.1%	26.6%
生産年齢人口 (15～64歳)	57.4%	59.6%	60.7%
年少人口 (15歳未満)	15.3%	11.3%	12.7%

年齢階層別人口構成比の比較（出典：平成27年国勢調査）

(3) 人口動態（自然動態と社会動態）

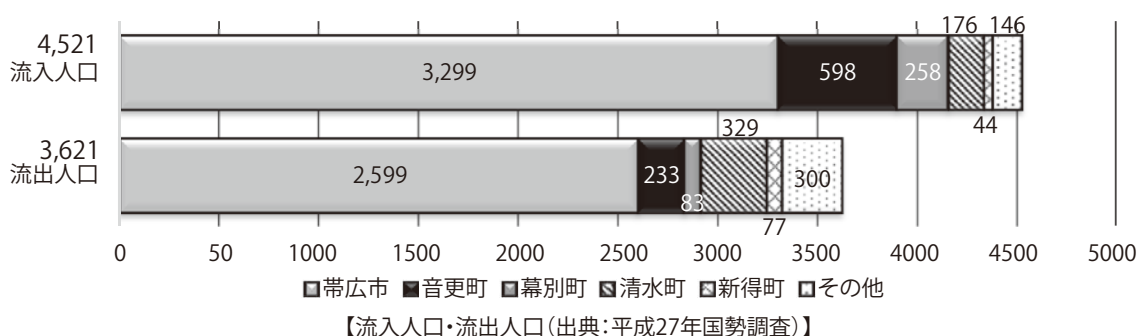
平成22（2010）年以降の自然増減数（出生数から死亡数を引いた数）の推移を見ると、ほとんどの年で死亡数が出生数を上回っています。また、社会増減数（自然増減以外の人口増減数。主に転入と転出による）についても転出者が転入者を上回る傾向にあり、人口減少が進んでいる様子がうかがえます。



(4) 人口動態(昼間人口)

昼間人口とは、総人口から通勤・通学のために芽室町から他市町村へ出向く人数(流出人口)を引き、通勤・通学のために他市町村から芽室町へ来る人数(流入人口)を足した「日中、町内に所在している人数」を表す指標です。平成27(2015)年の国勢調査における流入人口は4,521人、流出人口は3,621人であり、昼間人口は900人増加しています。

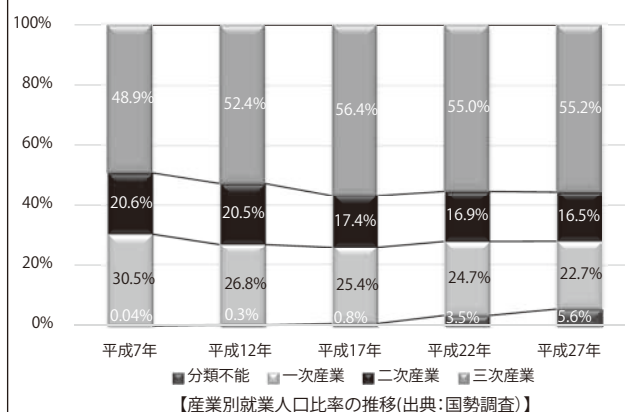
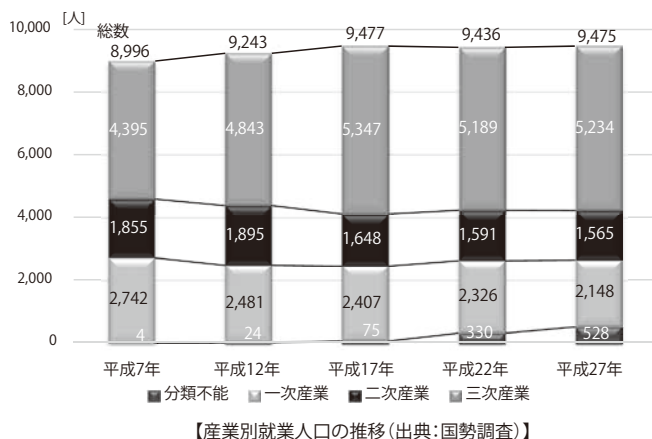
流入人口・流出人口ともに、隣接する帯広市が70%以上を占めています。また、流入人口については、帯広市に次いで音更町からの数が多くなっていますが、流出人口を見ると清水町へ通勤・通学する人が2番目に多いことがわかります。



◆産業の状況

(1) 産業別就業人口

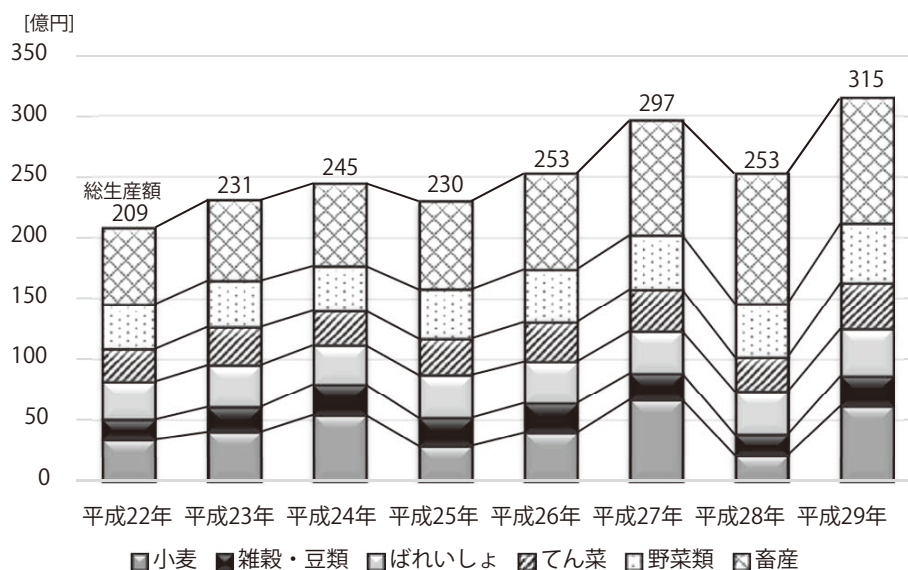
平成27（2015）年国勢調査における芽室町の就業人口は9,475人であり、10年前と比較して479人増加しています。内訳としては、第一次産業人口は594人の減少、第二次産業人口は290人の減少、第三次産業人口は839人の増加となりました。また、一次、二次、三次産業として分類不能が524人増加しており、10年前よりも職業が多様化していることがうかがえます。



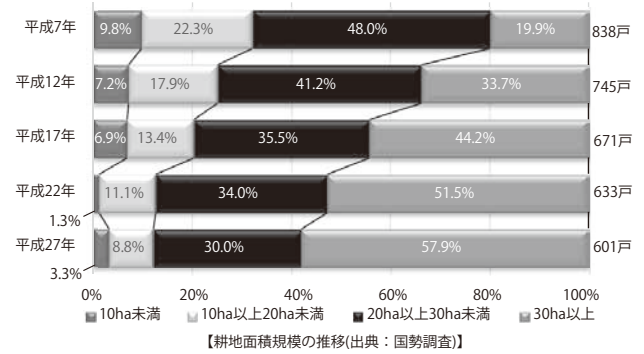
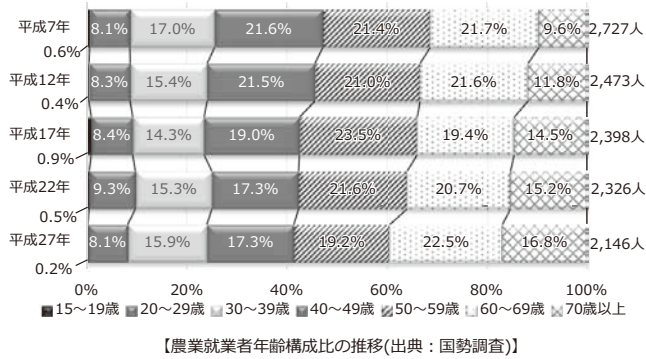
(2) 農業

日高山脈の裾野に広がる肥沃な十勝平野に位置する芽室町では、小麦・てん菜・ばれいしょ・豆類・スイートコーンなどの畑作に加えて畜産も盛んであり、総生産額は毎年200億円を超え堅調です。また、耕地面積規模が30ha以上の農家戸数割合は年々増加し、6割に到達しようとしています。50ha以上の農家戸数も全体の8.5%を占めており、飛躍的に大規模化が進んでいると言えます。

その一方で、農業就業者の高齢化が進行しており、平成27（2015）年では60歳以上が全体の約4割を占め、5年前と比べて3.4ポイント、10年前と比べると5.4ポイントの増となっています。



【農業総生産額の推移(農業再生協議会調べ)】



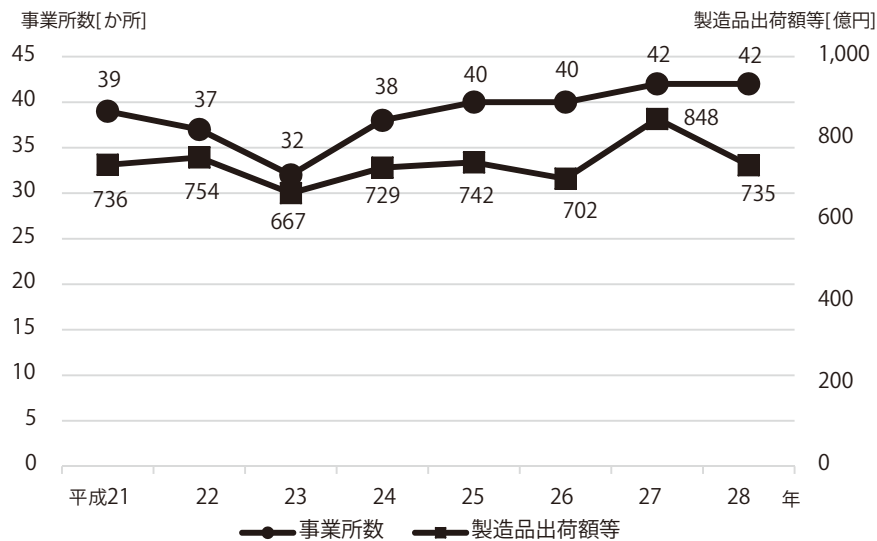
(3) 林業

平成29(2017)年度の芽室町の森林面積は21,785haであり、うち国有林は15,390ha(70.6%)、町有林1,133ha(5.2%)と私有林5,262ha(24.2%)を合わせた民有林が29.4%となっています。

芽室町では、30ha未満の小規模な民有林所有者が大半を占めていることから、団地共同林業施業計画を立て、森林組合において委託経営を行っています。(十勝西部森林管理署、町農林課調べ)

(4) 工業

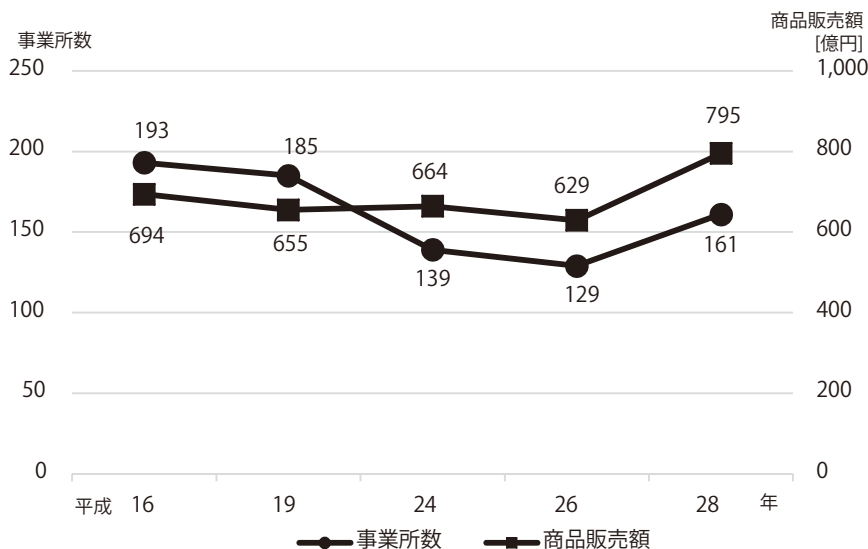
芽室町における製造業の事業所数は、40事業所前後で推移しています。製造品出荷額は、概ね700～750億円で推移しており、平成28(2016)年は約735億円と、道内の町村のなかで2番目に高い値を示しました。



【事業所数・製造品出荷額等の推移(出典：工業統計)】 ※平成23年・27年は経済センサス

(5) 商業

芽室町の年間商品販売額は、600～700億円で推移していましたが、平成28（2016）年は約795億円であり、道内の町村のなかで2番目に高い値となりました。



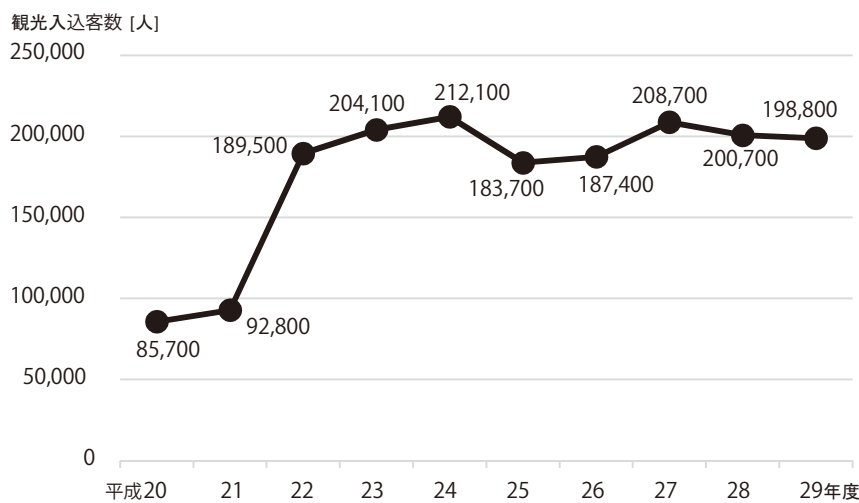
【事業所数・商品販売額の推移(出典：商業統計・経済センサス)】

(6) 観光

芽室町の観光入込客数は年間198,800人（平成29年度）であり、平成24（2012）年度の212,100人をピークに横ばい状態となっています。主要な観光資源には、宿泊施設とスキー場やパークゴルフ場を備えた新嵐山スカイパークがあり、自然豊かな景勝地として人気があります。

また、芽室町はゲートボール発祥の地であり、毎年開催される全国大会には、全国各地から多数の参加者が訪れ、熱戦が繰り広げられます。

平成17（2005）年度に、豊かな自然や文化、産業、生活などのさまざまな視点から、「次世代に引き継ぎたい有形・無形の文化財」として、町民により、「花菖蒲園」「芽室公園」「松久園の母屋」「10線防風林」「新嵐山展望台からの風景」「芽室町発祥のゲートボール」が『芽室遺産』に選定され、芽室町の魅力として町内外に情報発信しています。



【観光入込客数の推移(十勝総合振興局まとめ)】

◆財政の状況

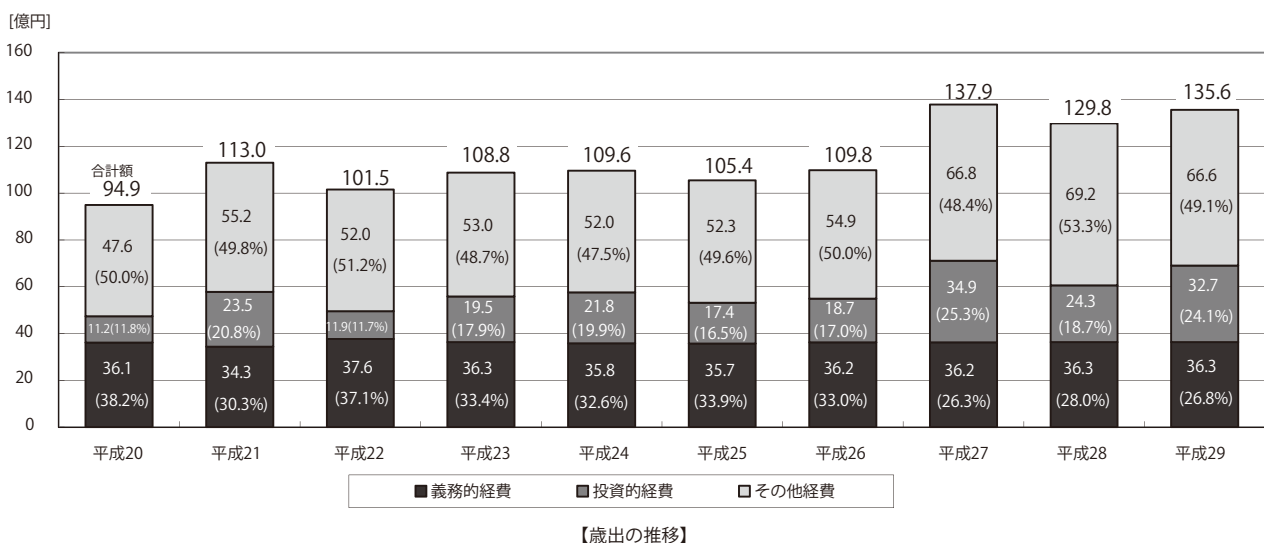
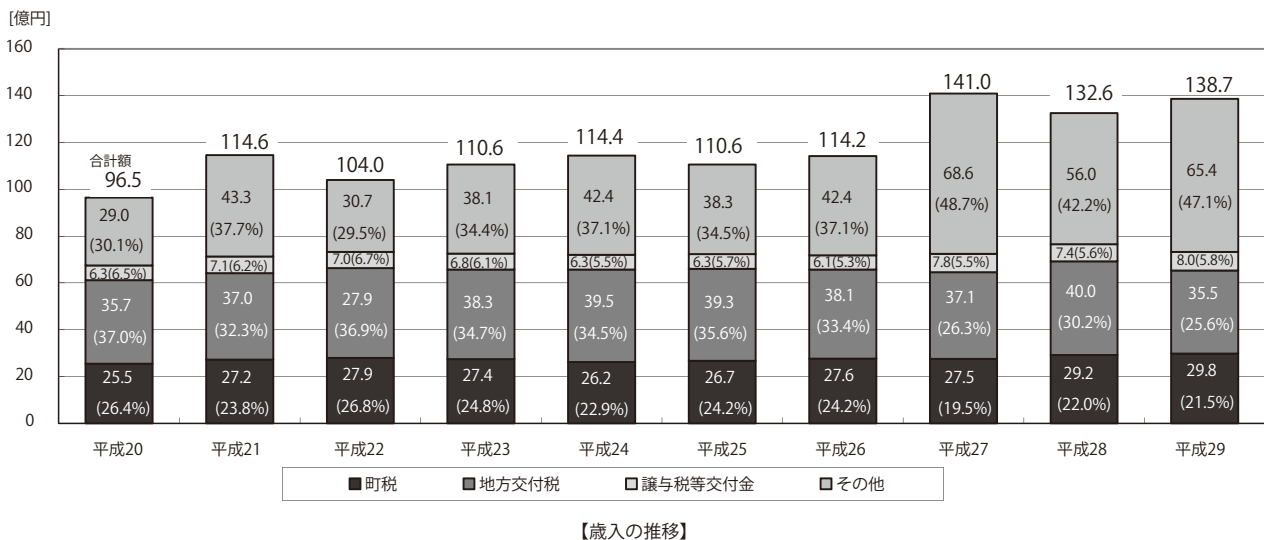
(1) 歳入歳出の状況

本町の基幹的な歳入である町税と地方交付税の安定が財政運営の土台となります。町税は、堅調を維持していますが、大きな歳入要素である地方交付税については、第4期芽室町総合計画策定以降も減少傾向が継続し、一般財源の確保は厳しさを増しています。

平成29年度の歳入構造は、町税が歳入全体の21.5%（29.8億円）であり、中期財政計画（平成24年11月策定）において見込んだ水準を金額的には超えるものの、依存財源の動向に大きく左右される構造に変化はありません。

また、平成29年度の歳出のうち、義務的経費（人件費・公債費・扶助費）は、歳出全体の約26.8%です。第4期芽室町総合計画に引き続き行財政改革の推進により人件費などを削減していますが、反面、少子高齢化への対応などによる扶助費の増加傾向は続き、義務的経費全体ではなんとか平準化傾向を保っています。

なお、平成27年度から29年度の事業費総額の上昇は、子どもセンターや発達支援センターなどの整備による普通建設事業費等に加え、災害復旧事業費の増加によるものです。



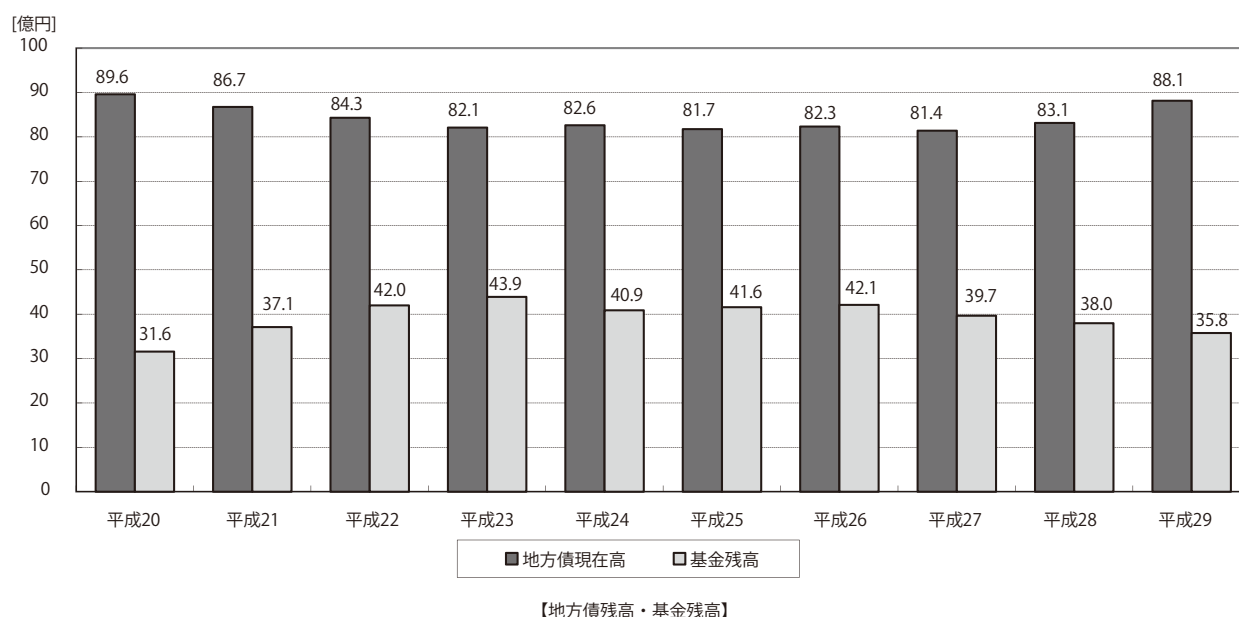
(2) 地方債及び基金残高

地方債残高は減少傾向にありましたが、平成26年度より発行額が償還額を超える状況となり、増加傾向に転じています。これは、めむろ子どもセンター建設やひだまり保育所建設等の施設整備や学校体育館改修等の計画的改修工事が続いたことに加え、28年度・29年度に被災した施設等の災害復旧事業の財源として地方債を発行したことによるものです。

今後においても、役場庁舎建替えに加え、学校施設等の老朽化に伴う計画修繕が予定されていることから、引き続き、後年度の財政負担に十分配慮した地方債管理が必要となります。

基金残高については、各施設整備に伴う公共施設整備基金の取崩し等により、平成27年度以降の残高が減少しました。

設置目的に即した基金運用とともに、運用対象とする事業の選定を計画性をもって進め、限りある基金を継続性ある安定的な財政運営にいかすための管理が必要です。



③各財政指標の状況

財政力指数 0.453 (平成29)

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表しており、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3カ年平均値をいいます。この数値が大きいほど財政力が強く財源に余裕があるといえ、1.0を超える自治体には普通交付税は交付されません。

本町の財政力指数は、ここ数年堅調な伸びを見せています。これは、好調な農業所得や工業団地内企業の設備投資などにより町税が伸びていることが主な要因として挙げられます。

経常収支比率 84.6% (平成29)

経常収支比率とは、町税や普通交付税のように、使途が特定されておらず、経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合です。経常的経費に経常的一般財源収入がどの程度充当されているかにより、財政構造の弾力性を判断するための数値であり、この数値が低いほど弾力性が高く、この比率が80%以下であることが望ましいとされています。

本町の経常収支比率は、人件費の削減などにより上昇を抑制してきましたが、増加傾向の扶助費等を含めた歳出経常一般財源に対して、普通交付税を含めた歳入経常一般財源の減少幅が上回り、徐々に数値が上昇しています。

実質公債費比率 4.4% (平成29)

地方債制度が許可制度から協議制度に移行したことに伴い、新たに導入された財政指標であり、標準財政規模に対する借入金等の返済（公債費）、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還に充てたと認められる繰入金など、実質的な公債費の比率です。

この指標が18%以上となる場合は、地方債を発行する際に、北海道の許可が必要な団体となり、25%以上となる場合は地方債の発行に一定の制限を受けることとなります。

公債費負担比率 9.3% (平成29)

公債費負担比率とは、公債費に充当された一般財源が、一般財源総額に対してどの程度の割合になっているかを示す指標（借金の程度を示す比率）で、公債費がどの程度一般財源の使途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものです。

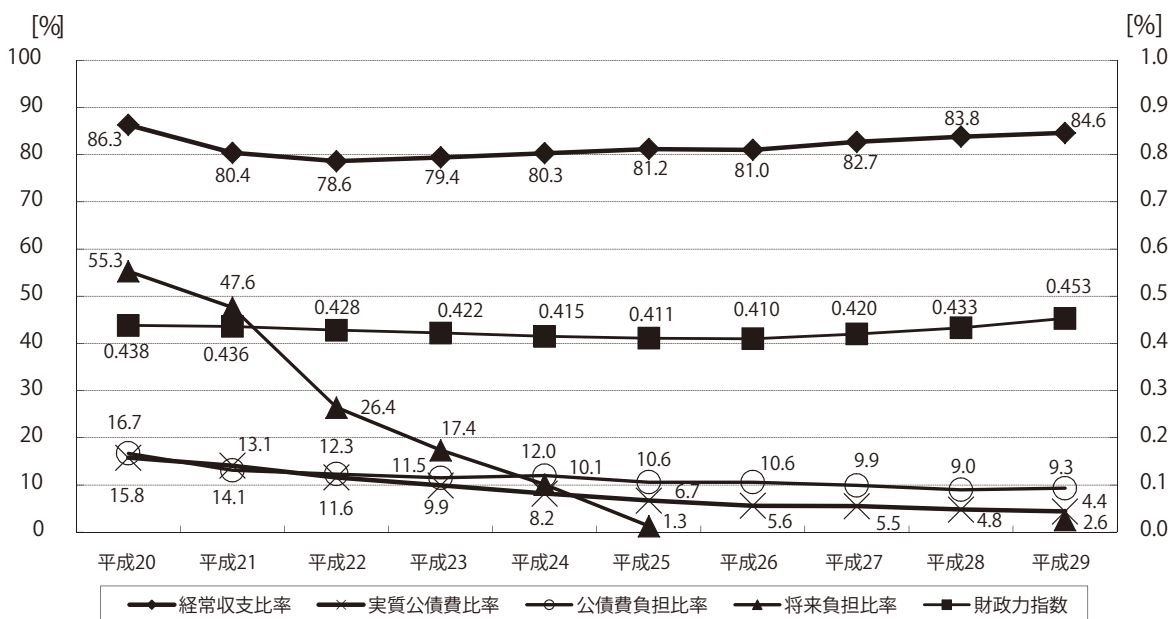
一般的に20%が危険ライン、15%が警戒ラインといわれています。

将来負担比率 2.6% (平成29)

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことで、将来の財政負担の大きさを示します。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、350%以上の団体は財政健全化計画を策定し、財政の健全化に向けた取組を進めなければなりません。



【財政指標の推移】

7 まちづくりの主要課題

本町を取り巻く社会の動向をもとに、住民意識調査や意見交換会、ホットボイス(町民の意見・要望をはがきや電子メールなどで受け付ける制度)、総合計画審議会による意見、行政として課題意識の高い事項などを総合的に取りまとめ、まちづくりの主要課題を次のように整理しました。

1 農業を軸として産業が活性化するまちに向けて

豊かな大地に恵まれた本町は、優れた畑作地帯として発展してきました。

この緑豊かな自然のなかで先人から受け継がれた活力ある農業は、本町の基幹産業であるとともに、商業・工業・観光などとの連携により町全体が発展してきました。

本町の農業では、高齢化や経営の大規模化などにより労働力が不足しており、基幹産業である農業を発展・持続させるための主要課題として早急な対策が求められています。また、農業に対する理解の促進も求められています。

今後の効果的な農業生産の推進に向けて、クリーン農業に資する土づくりと安全・安心な農畜産物の生産や産業連携による商工業の振興及び企業誘致と中心市街地活性化による地域内経済循環、農業や景観など本町の地域資源を活かした観光による魅力づくりなど、農業を軸とした複合的な取組を進める必要があります。

2 豊かな心と健やかな体を育み充実した生涯を過ごせるまちに向けて

豊かな心と健やかな体を育み、人々が充実した生涯を過ごすためには、地域社会と連携・協働し、子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力を身につけることや、すべての人が主体的に学び、自ら学習した喜びや達成感を得られるような取組が必要です。また、少子高齢化・人口減少が進むなか、町に愛着や誇りを持ち地域の発展を支える人材の育成が重要となっています。

本町においても、子どもたちの健やかな成長と発展、心の豊かさを育む取組、文化やスポーツ、生涯学習の推進とあわせて、学習環境の整備と指導者の確保・育成が課題として挙げられます。

3 住み慣れた地域で健康で自分らしく暮らせるまちに向けて

これからの長寿社会を地域とのつながりを持って健やかで心豊かに生活できるよう、ライフステージに応じた健康づくりやこころの健康づくりが求められています。

このようななか、公立芽室病院はさらなる高齢化社会の到来による医療ニーズの変化を見極め、必要とされる在宅医療などへの取組が課題となっています。

安心して子どもを生み育て、子どもたちを健やかに育むことができる環境づくりや地域共生社会の実現、高齢者や障がいのある人への適切なサービスの提供や社会参加など、性別、年齢、障がいの有無などに関わりなく誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちづくりが課題として挙げられます。

4 自然と共生し快適で安全・安心な環境が整ったまちに向けて

町民の生命・財産を災害や犯罪などから守るためには、町民一人ひとりの意識の高まりや、自助・共助の強化、関係機関との連携や地域で支えあえる仕組みをつくる取組が求められています。

本町は日高山脈を背景に、水と緑が豊富な美しい自然と農村景観に恵まれています。景観の保全や環境問題の解決は、この豊かな風土や自然を守り、次世代に継承していくための重要な課題であり、自然と調和した持続可能な生活環境を整備していく必要があります。

また、人口減少を踏まえ、中心市街地の活性化なども勘案した公共施設の配置や未利用地の活用などの有効な土地利用が課題として挙げられます。

5 町民が主役となった自治のまちに向けて

少子高齢化や人口減少、地縁の希薄化などの社会情勢の変化に伴い、住民ニーズの多様化や複雑化への対応、町内会組織の高齢化や加入率低下によるコミュニティ機能の低下などが課題として挙げられます。

地域の活力を維持するためには、町民と行政が情報を共有し、ともに考え、主体的なまちづくりへの参加を促進し、地域の自主的活動による支え合いの体制づくり、ボランティアやNPO法人などによる地域活動や個性ある地域づくり活動への支援が求められています。また、町に愛着や誇りを持ち主体的に地域づくりに関わる意識の醸成も求められています。

人口減少が進んでも、地域が持続できるよう、人口規模に合わせた効果的で効率的な行政運営や健全な財政運営などを進める必要があります。

Ⅱ 基本構想

1 構想の期間と芽室町の将来像

◆構想の期間

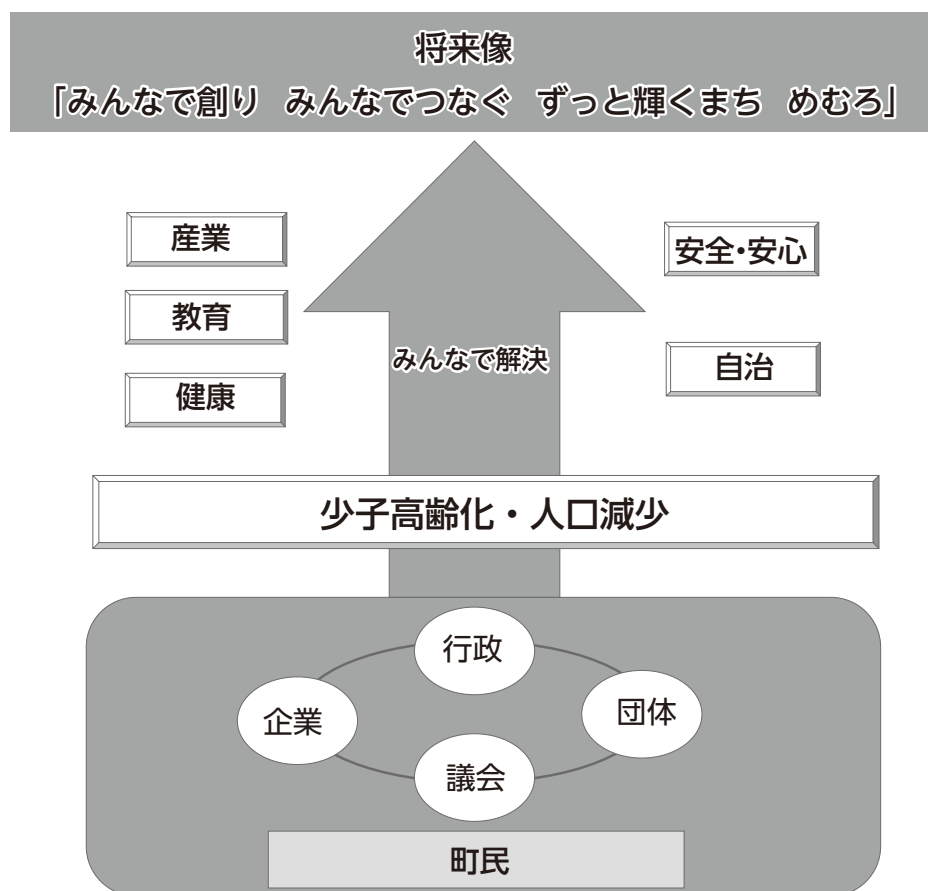
平成31（2019）年度から平成38（2026）年度までの8年間とします。

◆将来像

第5期芽室町総合計画〔平成31（2019）年度～平成38（2026）年度〕では、これまでの本町における総合計画の取組を引き継ぐとともに、人口減少が進むなかでも、さまざまな課題に対して、みんなで課題を解決し、先人たちから積み重ねられた町の歴史や文化、基幹産業の農業を中心として発展してきた産業などを次の世代へつなぎ、ずっとこのまちで暮らし続けられるよう、目指すべきまちの将来像を次のとおり定めます。

みんなで創り みんなでつなぐ ずっと輝くまち めむろ

■「みんなで創り みんなでつなぐ ずっと輝くまち めむろ」を実現するイメージ



2 まちづくりの基本目標

第5期芽室町総合計画では、これまでのまちづくりの成果と特色を引き継ぐとともに、まちの将来像を実現するための5つの基本目標を設定し、町民一人ひとりがまちへの愛着と誇りを持ち、ともに支えあい、いきいきと暮らし輝き続けられるまち「めむろ」を実現し、それを次の世代につなげていくことを目指します。

1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり

本町は、恵まれた気候や風土、肥沃な大地を基盤とした我が国有数の大規模畑作地帯による農業を中心とした町であり、先人から受け継がれたこの活力ある農業を基盤として、商業・工業・観光などとの連携が図られ町全体が発展してきました。

国際的な経済連携や少子高齢化・人口減少による労働力不足などめまぐるしく変わる社会情勢や課題を的確にとらえ、国による農業政策の転換に対応し、本町における担い手の方々と農業関係機関・団体とともに連携を図り、労働支援体制の整備や農用地の担い手への集積、酪農基盤整備構想の実現、フリーン農業と計画的な土地基盤整備の促進、農業用水施設等の計画化とその着手など、足腰の強い農業振興及び森林の適切な維持管理と販路拡大を目指した地域林業の推進を図ります。

また、消費者と生産者を結びつける地産地消や地域の子どもたちが農業を知る食農教育など農業の応援団づくりを進め、地場産農畜産物の消費拡大はもとより、農業が生命と健康の基本であることの重要さと食の安全・安心に対する意識啓発、観光・交流の促進についても地域ぐるみで推進します。

さらに、商工業の振興は、まちづくりに重要な視点であり、新たな雇用の場の拡大やまちなかの再生、地域内経済循環などの課題に対し、交流の拠点となる中心市街地の賑わいづくりを進めます。

また、観光拠点・観光基盤の整備、地域資源を活かした観光振興、さらには新たな工業団地造成による企業誘致など総合的な取組を進め、農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくりを進めます。

2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

本町は、子どもから高齢者まで幅広い年代の町民が自ら進んで学習に取り組み、充実した生涯を過ごせることを目指しています。しかし、少子高齢化や就労する高齢者の増加など社会情勢が大きく変化しており、学習に対する住民ニーズも多様化しています。また、地域コミュニティの希薄化などにより、地域で子どもを育てる教育機能の低下が懸念されています。

子どもたちが生まれ育った郷土を知り、確かな学力と強いからだを持ち、規範意識や思いやりの心などの豊かな心を育むため、学校と地域が目標を共有し、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、地域とともにある学校づくりなどに取り組むことで、未来を生きる人材の育成を図ります。また、時代に即した各種支援や早期に対応できる特別支援教育の充実、学校環境施設などの充実により、さまざまな場面で子どもたちが常に学びやすい環境づくりを進めます。

また、一人ひとりが豊かな人間性を育みながら、年代や分野を問わず「いつでも」「どこでも」「だれでも」が生涯を通じて学べる潤いのある生涯学習環境を整え、活動できるまちづくりを進めるとともに、本町の歴史・文化を保存・伝承し、先人たちのこれまでのあゆみや努力を後世に伝えるため、郷土学習の充実などを図ります。さらに、プロスポーツ選手などから学べる環境づくりやスポーツ団体の支援、指導者の発掘・育成、総合体育館一帯の施設配置構想、発祥の地であるゲートボールの振興など、町民が生涯にわたり、気軽にスポーツを楽しみ、いきいきと暮らせる環境づくりを進め、文化・スポーツを通じた人づくりを推進します。

3 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが住みなれた地域でいきいきと暮らすためには、地域で支えあう体制づくりや、町民一人ひとりが自らの健康を考え、健康づくりに取り組むことが必要であることから、健康づくりの普及・啓発や特定健診受診率向上による生活習慣病の発症・重症化予防、保健・医療・福祉が連携した相談体制の充実、地域医療の核となる公立芽室病院の経営安定や地域包括ケアシステムの構築による地域医療体制の充実を進めます。

また、安心して子どもを生み育てることができ、未来を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりや、出産を望む人々が希望する時期に出産できる環境づくり、保育所待機児童ゼロの継続、保育体制の充実、経済的負担軽減や貧困対策など、妊娠から出産・育児まで安心できる支援体制を整備し、地域全体で子どもが幸せに育つまちづくりを進めます。

少子高齢化・人口減少が進むなか、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症の方の増加が見込まれており、限りある社会資源を効果的、効率的に活用しながら、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、暮らしの不便を解消するとともに、介護が必要な方が真に必要なサービスを受けられるような支援体制や基盤整備を進めます。

また、障がいがあっても、早期発見・対応により、生まれ育った町で働きながら暮らせる環境づくりを進めます。

すべての人が年齢や性別、障がいの有無などに関わりなく、互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる活力ある誰もが自分らしく暮らせるまちづくりを進めます。

4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

本町は平成28（2016）年の台風により甚大な被害を受けました。その経験を踏まえると、台風による水害や豪雨、地震や火災などの災害から町民の生命・財産を守るため、町民一人ひとりの防災意識の高まりや自主防災組織の設立、地域リーダーを中心とした自主活動などの防災力強化が重要であり、本町の災害対応の検証に基づいた自助・共助が体験できる実践的な訓練や災害時に迅速に情報が伝達できる多様な手段の確保、避難行動への的確な指示など、防災体制の強化を推進します。

また、消防・救急や防犯・交通安全、消費者の安全・安心の確保など、誰もが安心して暮らせるまちづくりが求められており、関係機関との連携や地域で支えあえる仕組みづくりなどにより町民の意識を高め、地域全体で防犯や交通安全などの活動を進めるとともに、消費者を取り巻く環境に対応した消費者被害の未然防止に努め、安全・安心のまちづくりを進めます。

さらに、地域との十分な検討を行い、人口減少を踏まえた土地利用計画による明確なゾーニング、中心市街地の活性化などを勘案した適性かつ効果的な公共施設の配置、未利用地の活用などを進めるとともに、誰もが安心して暮らせる快適な住環境や生活環境、公営住宅の再整備、空き家などの有効活用、ライフラインの確保、交通網整備など一体的な調整を図ります。

本町の豊かで美しい自然環境と景観は資源であり、それを次世代へ継承していくために、環境の保全や美化活動、緑化事業や公共サインの整備を推進するとともに、クリーンエネルギーの活用やごみの発生抑制、再使用、再生利用を進め、環境に配慮した資源循環型社会の実現に向けたまちづくりを進めます。

5 住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり

町民が主役となったまちづくりを進めるため、町が持つ情報をわかりやすくさまざまな手法で町民に伝え、町民と行政が双方向で積極的な情報伝達を実現し、町民との対話などで意見や考えを広く聴くとともに、町政に対する理解と信頼を深め、多くの町民がまちづくりに参加できる多様な参加機会を確保します。

また、町民や町内会、ボランティア団体などが主体的に活動できるよう、町内会加入者の維持・増加や団体の主体的な取組と活動の支援、公益活動のための環境整備などを進めます。

地域の活力を維持するためには、住民がふるさとへの愛着や誇りを持ち、地域活動に関わることが必要であり、町への愛着や誇りの醸成、まちに住みたい・住み続けたいという移住・定住の受入体制を確立します。また、国際・地域間交流を通じた人材育成を図り、交流を通じた情報の連携をまちづくりに活かします。

こうした取組の基盤となる町財政については、今後さらに進む少子高齢化・人口減少により町税の減少と公共施設の大規模修繕などのコスト増加が見込まれますが、さまざまな手法での歳入の確保や事業の中止・廃止も含めた歳出の抑制など将来を見据えた健全な財政運営を行うとともに、PDCAサイクルやICT、ファシリティマネジメント、役場内の意思疎通のための組織の検証などによる効果的で効率的な行政運営を一層推進し、時代に即した安定した行政サービスの提供に努めます。

また、役場内の各種職員研修などを実施し、職員の資質向上に努め、住民対話と親切な対応により、住民の期待に応え、信頼される町行政を推進します。

3 人口指標

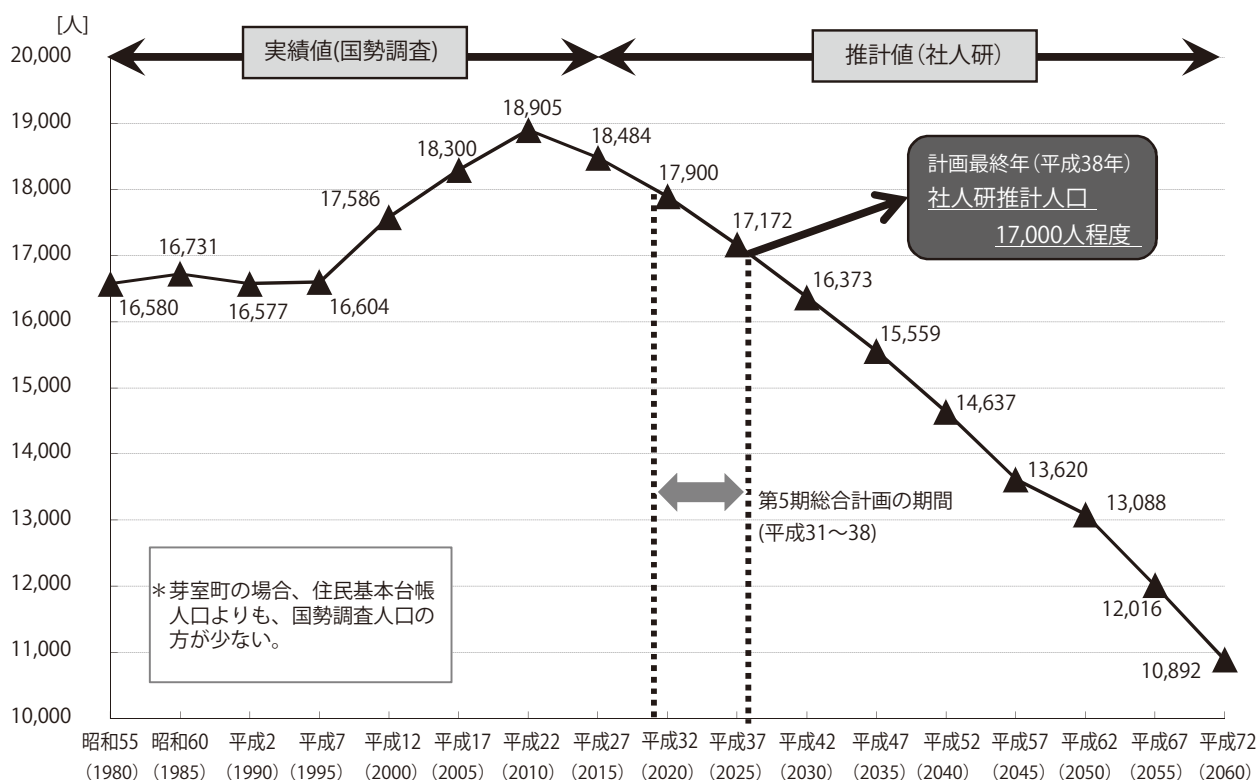
◆将来人口の見通し

本町の人口は、昭和50（1975）年代から平成7（1995）年頃までは、ほぼ横ばいで推移し、平成14（2002）年度から開始した東芽室地区の宅地開発による帯広市など十勝圏域からの流入により人口が増加していましたが、平成22（2010）年国勢調査をピークに人口減少に転じています。（以下、人口は国勢調査ベースの数値）。

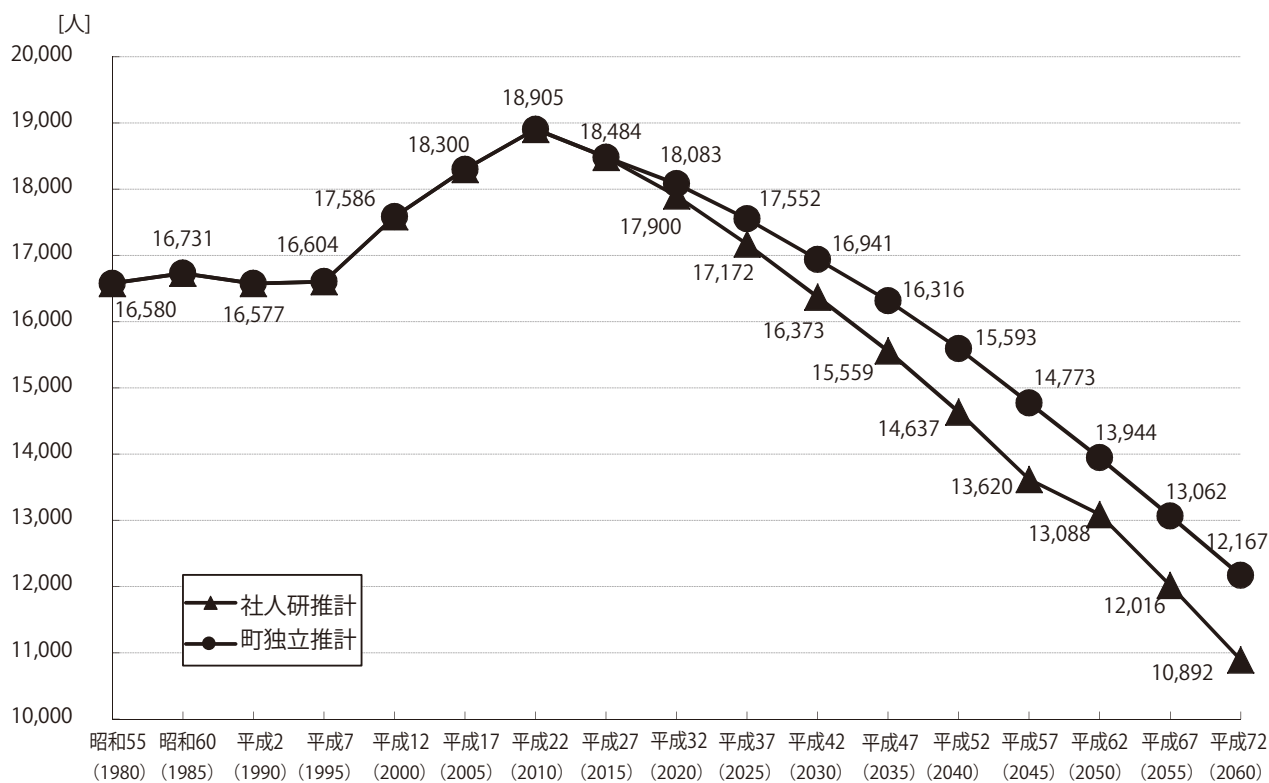
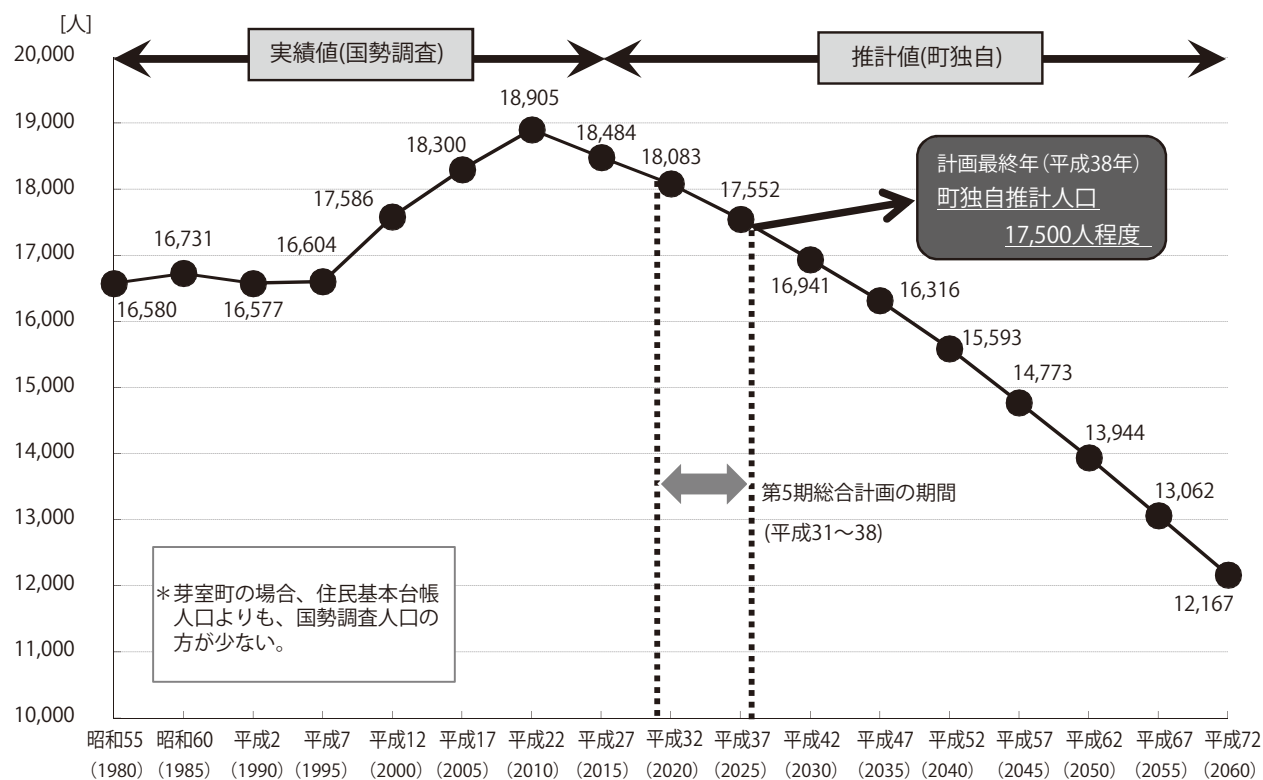
国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、本町の人口は、平成22（2010）年の18,905人をピークに、その後は全国的な状況と同様に、減少の一途をたどり、平成57（2045）年には13,620人にまで減少すると推計しています。

このような背景から、国においては、少子高齢化や人口減少に的確に対応するため「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、本町においても、平成27（2015）年9月に「芽室町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

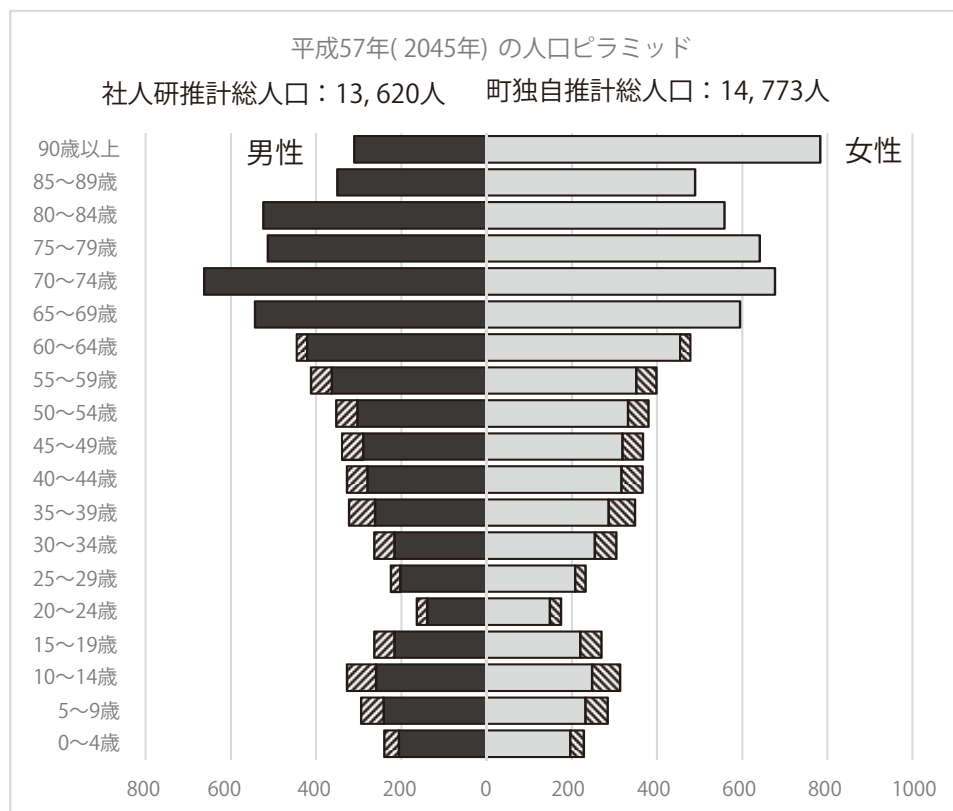
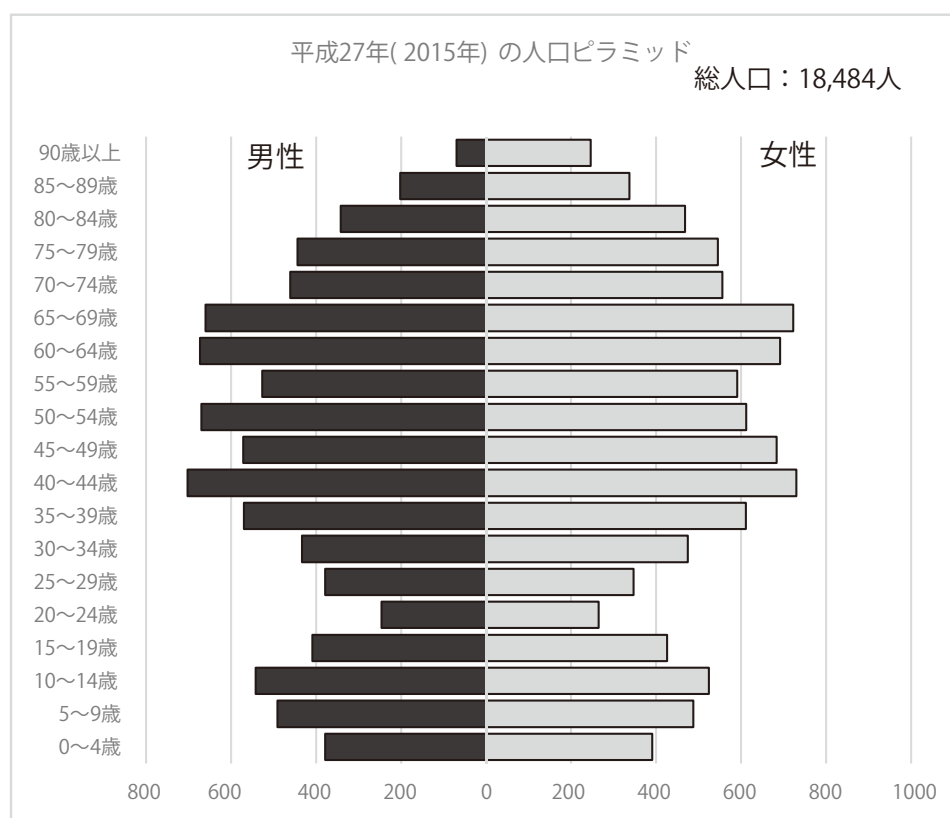
なお、今後の本町の人口推計は、少子高齢化と人口減少への的確な対応など今後の施策展開により、平成57（2045）年には14,773人、第5期芽室町総合計画の計画最終年となる平成38（2026）年は、17,500人としています。



【芽室町の人口の推移 ～国立社会保障・人口問題研究所(社人研)推計】

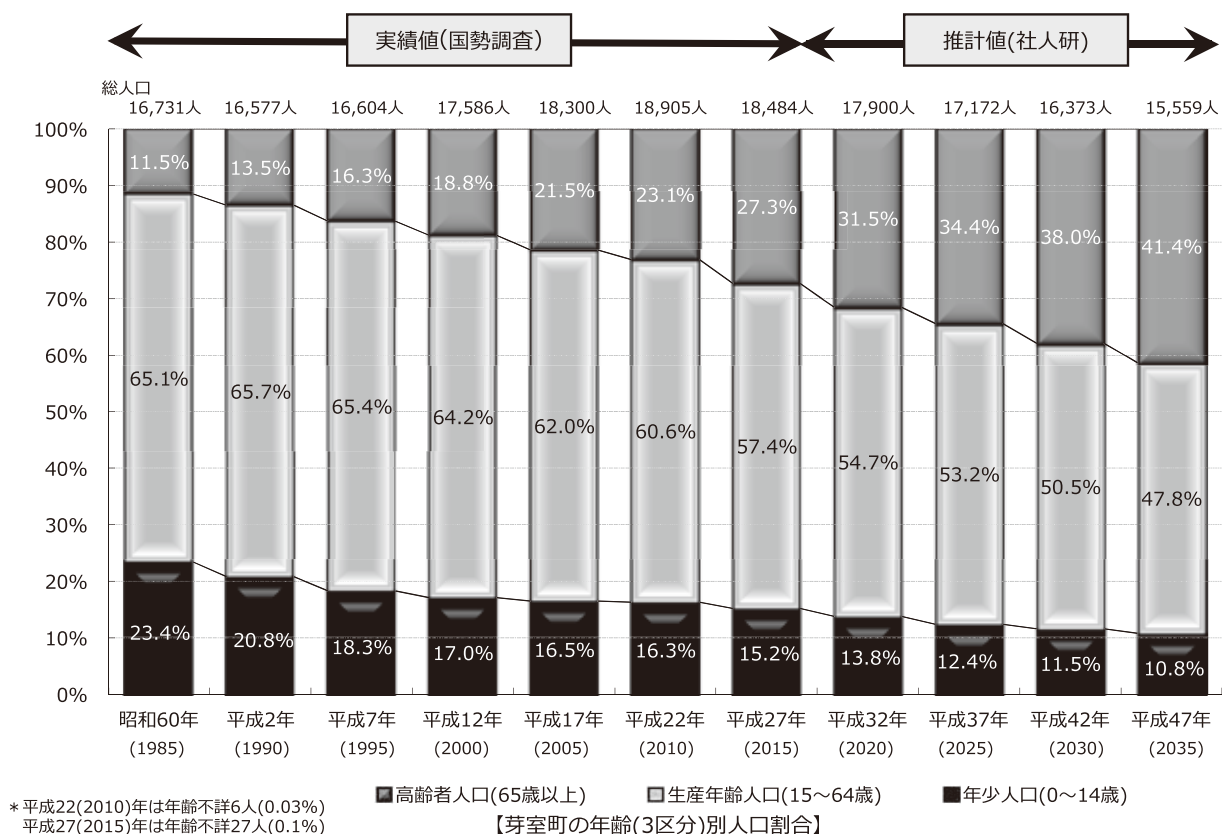


平成27（2015）年の人口ピラミッドと、社人研及び町独自推計の平成57（2045）年の人口ピラミッドを比較したものです。平成57（2045）年の人口ピラミッドのうち、斜線部分が町の施策が達成された場合に反映される推計の部分です。



◆年齢（3区分）別人口の見通し

平成27（2015）年国勢調査時点での本町の高齢化率(65歳以上)は、27.3%と全国平均(26.6%)を上回っており、なお上昇する傾向にあります。逆に年少人口比率（14歳以下）、生産年齢人口比率（15～64歳）は低下すると推計され、今後、本町における少子高齢化の傾向はますます強まるものと予測されます。



◆目標人口の設定

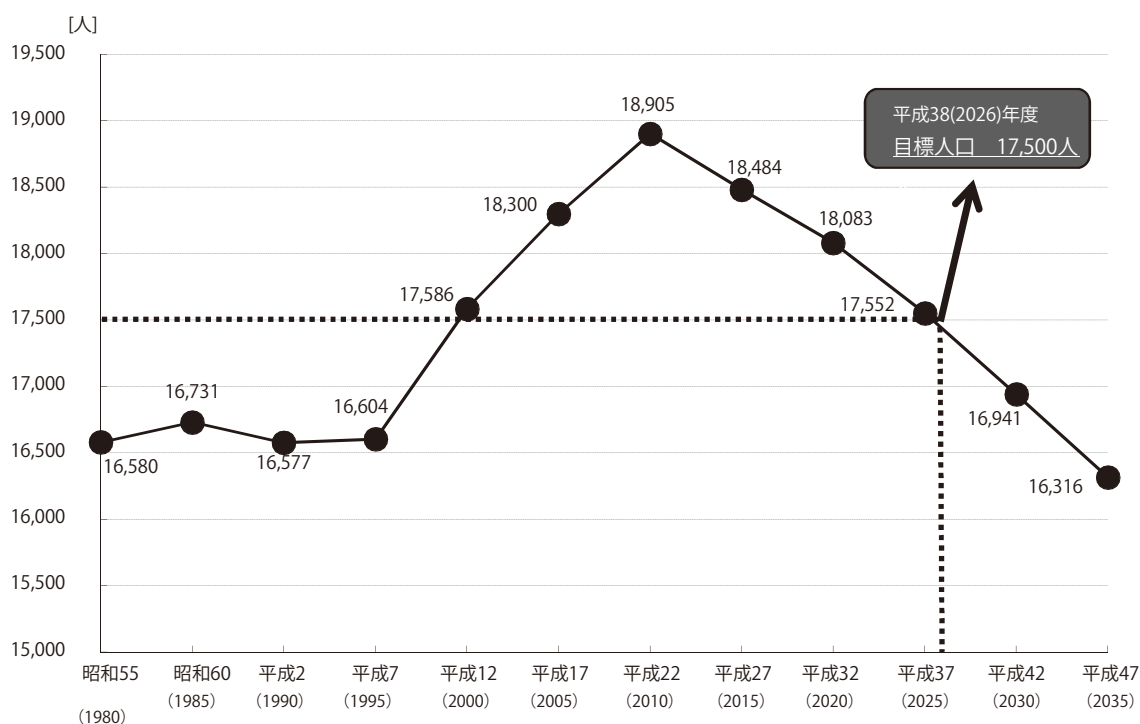
平成38(2026)年度における目標人口 17,500人(国勢調査ベース)

本町の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所における推計を基にすると、第5期芽室町総合計画の最終年となる平成38(2026)年には、17,000人程度になると予測されており、人口減少がますます進むことが予測されています。この推計は平成27(2015)年の国勢調査を基準とし、将来の生残率や移動率などから算出されたものです。

本町としては、農業や商工業の振興、安心して生み育てることができる子育て支援施策、郷土に根ざした教育など、町の施策の効果が着実に反映され、合計特殊出生率の維持や移住・定住を促進することで、平成38(2026)年度の目標人口を17,500人とします。なお、その際の年齢構成は、年少人口2,246人(12.8%)、生産年齢人口9,259人(52.9%)、高齢者人口5,995人(34.3%)としています。

区分	実績値	推計値	目標値
	平成27(2015)年	平成38(2026)年	平成38(2026)年
総人口	18,484 (100%)	17,011 (100%)	17,500 (100%)
年少人口(0～14歳)	2,815 (15.2%)	2,081 (12.2%)	2,246 (12.8%)
生産年齢人口(15～64歳)	10,615 (57.4%)	8,960 (52.7%)	9,259 (52.9%)
高齢者人口(65歳以上)	5,054 (27.4%)	5,970 (35.1%)	5,995 (34.3%)

※平成27(2015)年総人口は年齢不詳27人を含む。



【芽室町の平成38(2026)年度における目標人口】

4 土地利用の方向

◆現状と課題

本町は、総面積513.76km²で山林217.24km²、畑213.51km²、原野13.84km²、牧場8.66km²、宅地10.53km²、雑種地19.02km²、その他30.96km²からなっています（平成30年1月現在）。

土地は、現在及び将来にわたる町民の生活や産業活動の基盤であり、持続的な発展に向け、自然環境の保全に配慮しながら計画的に利用することが必要です。

土地利用の課題としては、都市地域では、都市的な機能の維持や中心部の魅力の創出、本格的な少子高齢化・人口減少社会に対応した効果的な施設配置、不足している産業活動用地、市街化区域内の未利用地の有効活用などが課題として挙げられます。

また、農業地域では農地の保全、森林地域・自然公園地域では公益的機能や景観の保全が必要です。

本町の美しい自然を生かしたまちづくりや、利便性・機能性の高い市街地の形成、我が国の食糧供給を担う農地の保全・整備などを基本としながら、今後の土地利用の方針を定めていく必要があります。

◆基本方針

(1) 都市地域

市街化区域においては、計画的な市街地の形成を図り、街路・公園・緑地等の適正配置に努めるとともに、将来的な人口動態を見据えた公共施設等の配置の検討を進め、合理的な土地利用の推進を図ります。

- ・ 計画的・合理的な土地利用の推進
- ・ 人口動態に的確に対応した公共施設等の適正かつ効果的な配置
- ・ 土地利用、公共施設配置、中心市街地活性化、道路網などを都市計画として一体的に検討

なお、市街化調整区域においては、農林業との調整を図り、雇用と産業活性化、経済循環を目的に需要のある工業用地の確保を図ります。

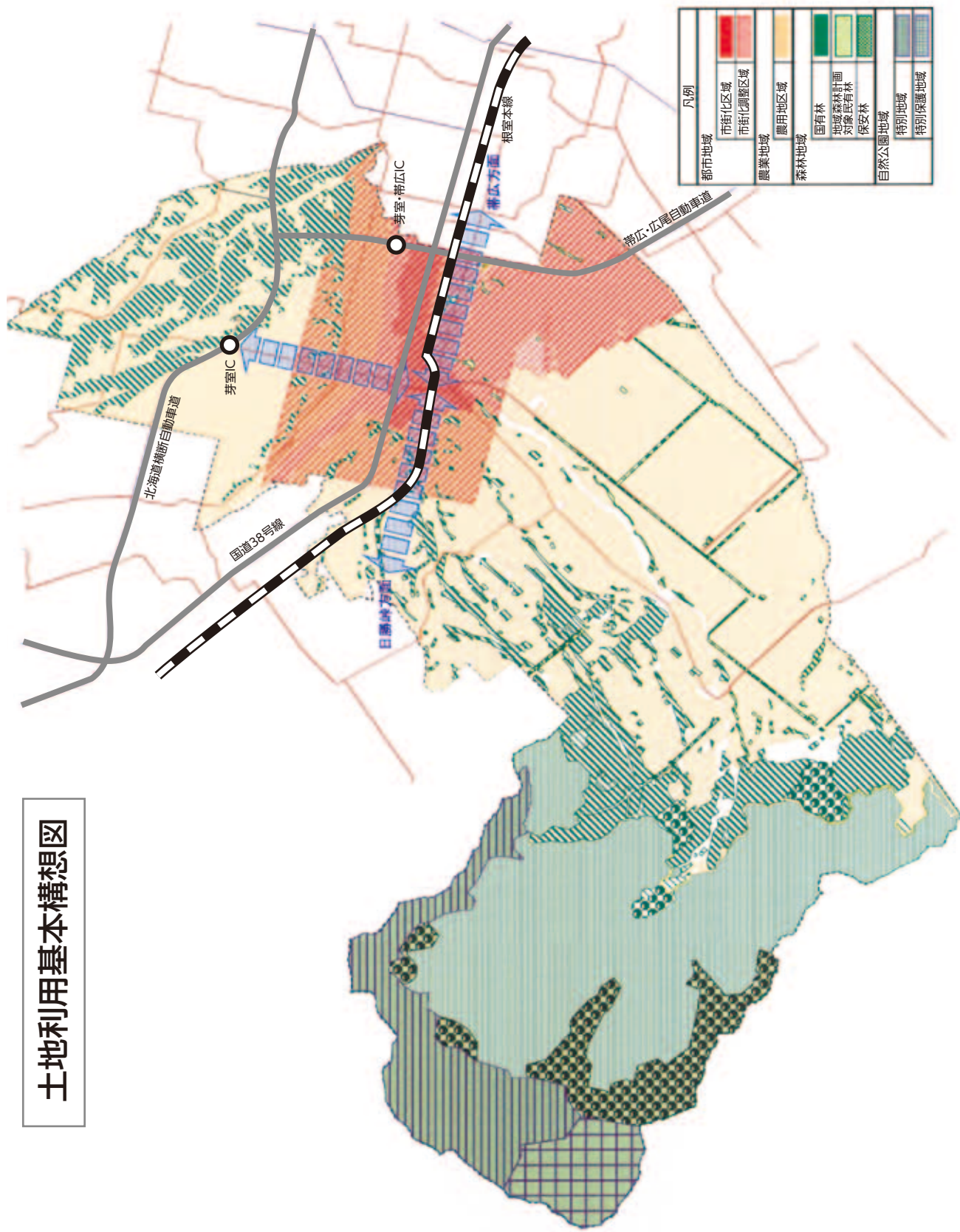
(2) 農業地域

本町の農業者の約9割が広大な土地を活用した大規模な畑作農業を経営しており、一戸当たりの経営耕地面積は約34haとなっています。生産基盤である農地を保全し、国が進める政策等を見据えながら担い手への農地集積を進めます。

(3) 森林地域・自然公園地域

森林は、経済的効果だけでなく、国土の保全、水源かん養、二酸化炭素削減に与える効果など、地球環境を保持し改善に資する公益的な機能を有しています。これらの資源の保全とともに、自然とふれあう場としての活用に努めるとともに、豊かな自然環境を保全します。

土地利用基本構想図





5 財政運営の方向

◆現状と課題

町財政は、歳入では町税はここ数年堅調を維持していますが、一方、大きな歳入要素である地方交付税については減少が続いており、今後しばらくは一般財源の伸びは見込めません。

また、自主財源である町税についても、少子高齢化・人口減少する社会を直視するとき、現在の水準を将来に渡って見込み続けることは現実的ではありません。

さらに、子育て支援や高齢者支援対策に伴う扶助費の増加、公共施設等の老朽化対策のための投資的経費など歳出予算の増加要因が指摘され、財政状況は年々厳しさを増していくことを覚悟しなければなりません。

少子高齢化・人口減少が進展する地域社会にあっても活力を失わず、住み続けたいと思い、暮らしの場として選ばれる芽室町であるためには、健全な財政運営のもとに持続可能なまちづくりを着実に進めていく必要があります。

◆基本方針

(1) 持続可能な財政運営

町民生活に必要不可欠な公共サービスが安定的に供給され、社会情勢の急激な変化や行政需要の変化においても、柔軟に対応できる持続可能な財政基盤を確立します。

そのためには、財政状況や課題を的確に把握し、将来の財政状況を見据えた財政運営が必要であり、第5期芽室町総合計画に沿った中期的な財政見通しを立てるとともに、毎年度見直し（ローリング）を行いながら進行管理を進めます。

(2) 効果的・効率的財政運営

計画・予算・評価の連動を強く意識して行政経営を進め、総合計画と行政評価に基づいた予算編成を行います。

また、成果指標として、的確でわかりやすい財政指標を設定し、その向上を目指します。

(3) 人口減少に挑む財政運営

これまでと同水準の歳入確保が見込めないなか、歳入に見合った歳出構造への転換を強く進め、次世代を見据えた自治体運営を行います。

厳しさを増す財政状況を公表し、現状と将来像を町民と共有するなかで、行政サービスの取組可能な範囲を示すとともに解決策と一緒に考え、協働のまちづくりを進めます。

また、さらなる自主財源の確保に向けて、さまざまな手段を検討します。

6 基本目標と政策（施策の大綱）

みんなで創り
みんなでつなぐ
ずっと輝くまち
めむろ

1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり

- 1-1 持続可能な農業の基盤整備と支援の強化
- 1-2 農業と連携した活力ある商工業と観光物産の振興

2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

- 2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実
- 2-2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実

3 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

- 3-1 いつまでも健康で安心して暮らせる保健医療環境づくり
- 3-2 安心して子育てできるまちづくり
- 3-3 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の充実
- 3-4 誰もが個性と能力を発揮できる地域社会の実現

4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

- 4-1 安全・安心に暮らせる生活環境づくり
- 4-2 快適な都市環境づくりの推進
- 4-3 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全

5 住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり

- 5-1 多くの町民が関わり参加する自治のまちづくり
- 5-2 時代に即した行財政運営と行政サービスの推進

基本目標 1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり

政 策

1-1 持続可能な農業の基盤整備と支援の強化

1-2 農業と連携した活力ある商工業と観光物産の振興

1-1 持続可能な農業の基盤整備と支援の強化

本町の農業を取り巻く環境は、少子高齢化により毎年10戸前後の離農や経営者の高齢化が進む一方、経営の大規模化などで労働力が不足しており、基幹産業である農業を発展・持続させるための労働支援体制の拡充が重要な課題となっています。

国が策定した「食料・農業・農村基本計画」では、平成37（2025）年度までの食料自給率（カロリーベース）の目標を45%と設定したほか、担い手の育成・確保、経営所得安定対策の着実な推進、担い手への農地集積・集約化と農地の確保を明記しており、本町においても農業経営体の育成を継続し、経営能力や営農技術の支援などが必要になります。

また、これまで実践してきた環境に配慮した効率的な農業生産を担い手の方々及び関係機関・団体とともにさらに進め、農業の持続発展による安定した地域経済の推進を図ります。

農業生産の基盤となる農地については、地力の増進のための土づくり、計画的な土地基盤整備、農業用水施設等の計画化とその着手などを進め、安全・安心な農畜産物の供給と農業産出額の維持・向上を図るほか、環境負荷の低減に配慮した農業を推進します。

農業が生命と健康の基本である「食」を提供する重要な役割を担うことについて、町民が教育活動や体験活動を通じて理解を深めることができるよう食育推進活動や地産地消などをおして農業の応援団づくりを進めます。

また、地域農業を理解し、支える取組を生産者、関連事業者、消費者などと連携して進めます。

防風保安林などの町有林や、個人が所有する耕地防風林は農地の保全に有益であるだけでなく、農村景観を形成する要素となっています。森林認証制度への参画による木材の高付加価値化と、森林が持つ多面的機能の発揮のため、適切な森林整備を進めます。

1-2 農業と連携した活力ある商工業と観光物産の振興

本町の商工業は基幹産業である農業と連携しながら振興・発展してきました。

商業は道路網整備や郊外型大型店の出店などに伴い、生活圈や経済圏の広域化による消費流出を余儀なくされるなか、人の歩く中心市街地や空き家・空き店舗の活用、賑わいスペースなどによる中心市街地と商店街の活性化により地域内経済循環を進めます。また、関係機関などと連携し、中小企業や小規模事業者、起業に対する支援を継続します。

工業は、これまで工業団地を中心に多くの企業が立地し、基幹産業である農業と連携した相乗効果により持続的な発展を遂げてきましたが、現在提供可能な団地が限られていることから、企業要望に応じられなくなっており、新たな工業団地の造成が急務となっています。工業や商業の振興、税収の確保など町の経済活性化のため、新たな工業団地の造成と企業誘致を進めるほか、立地企業への支援を行います。

観光は本格的な人口減少を迎え、国内の旅行市場が縮小傾向となるなか、観光客の拡大を図る必要があり、観光目的の多様化に対応した農業や景観、食、発祥の地であるゲートボールなどの活用や、地元産農畜産物や自然景観といった地域資源を活用し生きる観光を推進し、魅力あるまちづくりを進めます。本町最大の観光地である新嵐山スカイパークは、芽室町の個性を体感でき、町民にとっても誇ることのできる魅力ある場づくりを進めます。

また、農商工連携による物産PR販路拡大により、本町の特色ある物産のPRを進め、町の発信と消費の拡大を進めます。

基本目標 2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政 策

2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

2-2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実

2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

新しい時代を自ら切り拓くことができる心身豊かな人づくりを進めるためには、確かな学力と強いからだ、社会の変化に対応する力、規範意識や思いやりの心などの育成が重要であり、新学習指導要領の着実な実施とともに郷土に根ざした特色ある教育活動や、道徳的課題に子どもたちが向き合う「考え、議論する道徳」の充実、学校環境施設などの充実により、子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力を身に付けることができる教育行政を進めます。

特別な支援や配慮を必要とする児童生徒に対し、より一層きめ細やかに対応するための特別支援教育の充実や、就学などに対する各種相談体制及び関係機関との連携強化など、特別なニーズに対応した教育を推進するとともに、より良い学校教育を通じて、より良い社会を創るという目標を学校と社会が共有し、保護者及び地域住民などの学校運営への参画の促進及び強化連携を進め、「地域とともにある学校づくり」を目指したコミュニティ・スクールを推進します。

町民が充実した生涯を過ごすため、自ら進んで学習に取り組み、町全体が活力に満ちていくことを目指していますが、少子高齢化や就労する高齢者の増加など社会情勢がめまぐるしく変化しており、ニーズも多様化していることから、社会教育推進中期計画に基づき、学習機会や場の提供、自発的な取組への支援など、年代や分野を問わず「いつでも」「どこでも」「だれでも」が生涯を通じて学べる潤いのある生涯学習環境を整備するとともに、未来の担い手となる子どもたちの学びや成長を支えるため、地域全体で学校を支える地域学校協働活動に取り組みます。

2-2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実

創造性や感性を育み心豊かに暮らすためには、文化・芸術活動や優れた作品など、文化と身近に生きることができる環境づくりが必要です。このため、町民の参画による文化芸術鑑賞機会の提供や文化活動団体などへの支援、文化活動の情報提供など、文化・芸術を身近に感じ、地域における文化活動への参加ができる環境づくりを進めます。

地域の特性を活かして活動する団体などでは会員数の減少による後継者の確保などが課題になっており、多様化する文化活動に対するニーズに対応するとともに、その活動を支援します。

町民の健康増進と皆スポーツを目指し、いつでも気軽に自由にスポーツできる環境づくりや総合体育館一帯の施設配置構想の策定を進め、関係団体と連携して、運動機会の提供に努めます。また、発祥の地であるゲートボールの普及を目指し、ゲートボールが町民にとって身近で手軽に取り組むことのできる環境づくりや青少年層への競技普及など、将来的な競技人口減少への対策を講じます。

また、プロスポーツなどでの活動経験を持つ選手や指導者などの協力を得て、子どもたちがスポーツの楽しさや魅力を体験し、技術の向上などを学ぶ機会を設けるとともに、各種スポーツ指導者の発掘・育成に努めます。

基本目標3 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

- 政 策
- 3-1 いつまでも健康で安心して暮らせる保健医療環境づくり
 - 3-2 安心して子育てできるまちづくり
 - 3-3 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の充実
 - 3-4 誰もが個性と能力を発揮できる地域社会の実現

3-1 いつまでも健康で安心して暮らせる保健医療環境づくり

これからの長寿社会を地域とのつながりを持って健やかで心豊かに生活するためには、健康寿命を延伸し、生活習慣病の発症と重症化の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持・向上など健康づくりに無関心な人も含めて健康を支え守るための環境整備が必要です。このため、健康診査や健康相談、予防接種の充実、相談支援体制や保健・医療・福祉などの関係機関との連携により、自らが行動し生活習慣病を予防する健康づくりを進めます。

また、若い世代から食習慣、運動、心の健康などについて、高齢になっても可能な限り社会生活を営むための機能を維持できるよう支援を行うほか、働く世代のストレス対策をはじめとするこころの健康づくりは地域社会全体での取組が必要であり、情報発信や講演会、健康相談、地域での健康講座など、関係機関と連携し支援を行います。

公立芽室病院は地域包括ケアシステムの拠点として地域住民にとって不可欠な病院となっていますが、さらなる医療ニーズの変化を見極め、医療の質を確保し、入院・外来診療の充実を図るとともに、町内診療施設などとの地域連携機能を充実させ、地域に必要とされる病院づくりを進めます。

また、診療体制の確保・充実などにより持続可能な診療機能体制の構築と経営基盤の強化を進め、町民に対して質の高い医療を提供します。

3-2 安心して子育てできるまちづくり

少子化の進行や晩婚化、晩産化の傾向が続くなか、安心して子どもを生み育てることができ、未来を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりなど、妊娠から出産・育児まで安心できる支援体制を整備し、地域全体で子どもが幸せに育つ環境づくりが重要になります。

発達に支援を要する子どもに一貫性と継続性のあるサポートの保障や子どもの権利擁護の推進、子育て世帯の経済負担の軽減、子どもの貧困対策など、子どもたちが直面する課題が将来の妨げとならないよう、課題を早期に発見し、早期に対応する仕組みづくりなど、すべての子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めます。

男女の意識の変化や国の労働・雇用政策などの社会情勢から共働き世帯はさらに増え、保育需要は増大する見込みであり、また、保護者の子育てに対する考え方や就労環境の変化などから保育施設や保育施策に対するニーズは広範多岐にわたるため、保育所待機児童ゼロを継続するとともに、多様なニーズに応じる町内保育事業の充実を図ります。

また、18歳未満のすべての子どもを対象とする児童館や児童クラブの機能を併せ持った子どもセンターはニーズを確認しながら安定的な人材確保による機能的・弾力的な運営を図り、子どもを心身ともに健やかに育成する運営を行います。

教育・保育相互の子どもの情報の連携、保護者への教育情報の円滑な提供が重要であることから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を強化し、教育への接続性を推進します。

3-3 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の充実

年代や世代、性別、障がいの有無に関わらず、地域全体がお互いに支え合い、すべての人々が慣れ親しんだ地域で暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が必要となっており、町内会やたすけあい活動などの関係機関・団体がひとつになり、地域住民同士の「つながり」や「支え合い」による体制づくりを進めるとともに、その担い手となる人材の育成を進めます。

また、高齢化が進み、介護を要する高齢者が増加することが見込まれており、暮らしに対するニーズは拡大・多様化していくものと考えられ、暮らしの安心と不便を解消するとともに、介護が必要な方が真にサービスを受けられるような支援体制や基盤整備を進めます。また、高齢期の健康寿命延伸のための健康づくりや社会参加を推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう各種相談や生きがいづくりを支援します。

障がいのある人やその家族については、早期発見及び早期支援、家族の高齢化や「親亡き後」を見据え、障害福祉サービスや相談などの支援により、社会復帰及び社会参加を促し、安心と生きがいを持って生活できるよう社会資源のネットワーク確立などを進めます。また、就労支援体制を強化し、障がいのある人の就労意欲の向上を図るとともに、就労を希望する人の支援・連携体制の整備を行います。

3-4 誰もが個性と能力を発揮できる地域社会の実現

我が国の憲法には、個人の尊重、法の下での平等が謳われており、人種、国籍、性別、信条、障がいの有無、年齢、社会的身分などあらゆる差別を解消し、互いの人権を尊重しあう意識などの醸成が必要です。

しかしながら、子どもに関する人権問題やインターネット上の誹謗中傷、プライバシー侵害、特定の民族や国籍の人々を排斥するヘイトスピーチなどの差別的言動など、人権侵害は深刻な問題となっており、あらゆる権利侵害や生活上の不利益から擁護していく仕組みづくりと地域の見守りが求められています。

このため、性別や年齢、障がいの有無などに関わりなく、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会の形成及び人権を尊重し差別や権利侵害のない地域づくりが必要であり、地域や学校での学習機会の充実、権利擁護や男女共同参画への意識啓発、アイヌ住民福祉の向上、配偶者への暴力防止と被害者の保護・自立支援、成年後見制度の担い手である市民後見人の養成など、すべての人が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる成熟した社会の実現に向けた取組を進めます。

基本目標 4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

- 政 策
- 4-1 安全・安心に暮らせる生活環境づくり
 - 4-2 快適な都市環境づくりの推進
 - 4-3 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全

4-1 安全・安心に暮らせる生活環境づくり

町民の生命・財産を災害から守るため、一人ひとりの防災意識を高めるほか、地域における防災力の強化のための自主防災組織の設立に向けた支援や地域リーダーを中心とした自主活動の強化、災害時における自助・共助が体験できるような実践的な訓練、災害時に特に支援が必要な避難行動要支援者の個別計画など、自助・共助の強化のほか、公助としての計画やルールづくりを進めます。

また、計画的な備蓄品の整備や災害時に迅速に情報が伝達できる多様な伝達手法の確保、耐震化の推進など、災害の未然防止を図るとともに、災害時又は災害が発生するおそれがある時に迅速かつ的確に対応し、安全・安心の確保と災害時における被害が最小限になるよう取り組みます。

消防活動については、十勝管内19市町村の広域化により迅速な災害対応の強化が図られています。火災や複雑多様化するさまざまな災害に対応するため、高度な消防体制の充実や防火防災の意識高揚を図るための講習会、消防団と協力した火災予防広報活動などを進めます。

交通事故の発生件数は減少傾向にあるものの、事故の多くは依然として安全不確認などの基本的な交通ルールの違反運転が原因となっているため、幼児期から成人に至るまでの成長過程に応じた交通安全教室の実施や加齢に応じた実践的技能及び交通ルールなどの知識の普及に努めます。

また、地域が一体となった防犯体制・交通事故防止に向けて、関係機関・学校・地域・家庭と連携し、交通安全指導・啓発事業や防犯対策事業、各種団体の育成支援に取り組みます。

消費生活の安全・安心においては、インターネットの急速な普及による情報化が進む一方で消費生活相談の内容が複雑化・多様化していることから、消費生活相談体制を充実強化し、消費者被害の救済・未然防止を図ります。また、遺伝子組み換え食品や食品添加物に対し、関係団体と連携し、消費者の食の安全・安心を確保するための取組を進めます。

4-2 快適な都市環境づくりの推進

少子高齢化・人口減少に伴い、空き家、空き地、空き店舗などが増加しており、人口動態に適切に対応した土地利用が必要になっています。

地域との十分な検討を行い、人口の推移や利用者の利便性、地域間のバランス、土地利用計画による町全体のゾーニングなどを勘案しながら、適性かつ効果的な公共施設の配置や機能などの検討、公共未利用地の活用、まちなか居住を推進し、市街地の空き地や未利用地を減らしながら、計画的な土地利用を進めます。

また、住宅・住環境については、少子高齢化や人口減少に対応するため、高齢者や障がいのある人が住みやすい住宅の普及や住宅セーフティーネットの構築、居住環境の改善に向けた空き家の対策、定住促進のための持ち家の取得支援などを進め、公園施設などは憩いの場やコミュニティの活動の場として安全・安心に利用いただけるように、公園施設等長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理・更新などを進めます。

交通網については、都市圏や物流拠点とのアクセスに向けて、幹線道路網の整備促進の働きかけや合理的な交通網を確立するための計画的な道路整備を進めるとともに、公共交通機関確保のために鉄道運行や地方バス路線の運行の継続と利便性の向上、安全の確保を要望とあわせて高齢化社会における地域内の移動手段の確保を進めます。

また、町道については、町民の皆さんが安心して快適に利用いただけるよう、計画的な整備を進め、適切な維持管理と除排雪を推進します。

4-3 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全

本町は、雄大な日高山脈を背景に、豊かで美しい自然・農村景観に恵まれており、今後も豊かな田園風景の保全や活用など地域特性に応じた景観について整備する必要があります。

快適な生活環境を維持するため、環境の監視・測定と指導・対策に努め、町民、事業者、行政などが連携し、環境美化活動などを推進するとともに、森林の保全や広大な畑と耕地防風林からなる農村景観の保全、十勝川などの水と緑と美しい河川景観の保全、本町らしい統一感のあるデザイン性による公共サインの整備などを進めます。

環境問題は地球温暖化や大気汚染、水質汚濁など地球規模にまで広がっており、本町においても環境への負荷を低減するため、公共施設などへのクリーンエネルギーの導入や町民へのクリーンエネルギーの普及・啓発を推進します。また、循環型社会形成のため、ごみの減量化や資源リサイクルの取り組みを進めるとともに、ごみの分別・排出方法のルールやマナー、不法投棄防止の啓発など、快適な生活環境づくりを進めます。

ライフラインの基本である安全で安定した水道水の供給、下水道施設などの整備と適切な維持管理を進めるとともに、人口減少に伴う料金収入減少など経営環境の変化に対応する取組を進めます。

基本目標5 住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり

- 政 策
- 5-1 多くの町民が関わり参加する自治のまちづくり
 - 5-2 時代に即した行財政運営と行政サービスの推進

5-1 多くの町民が関わり参加する自治のまちづくり

町民が主役となったまちづくりを進めるためには、町民と行政が情報を共有し、町政に対する理解と信頼を深め、対話の機会を増やし、多くの方が参加できる手法や参加意識の醸成、双方向での情報交換の仕組みづくりが必要です。

行政情報の適切な管理や公開・提供、迅速かつ正確な発信など情報共有を進めるとともに、まちづくりに自発的に参加いただくため、「まちづくり参加条例」に基づき、多様な町民参加の機会の確保を徹底し、参加手法の仕組みを構築します。

少子高齢化や人口減少が進むなか、地域の活力を維持し、住民自治を実現するためには、町民がふるさとへの愛着や誇りを持ち、主体的に地域活動に関わり、より良い地域づくりを進めることが必要であり、地域への想いを育み主体的に地域づくりに関わるシビックプライドの醸成や移住・定住などに関わるシティプロモーションに取り組むとともに、町内会加入者の維持・増加や活力ある地域に根ざしたまちづくりを進めるための団体や個人の活動を支援します。

また、国内外の友好都市などとの交流による人材育成と交流を通して得られる情報をまちづくりに活かすため、国際交流活動や地域間交流、都市と農村の交流を進めます。

5-2 時代に即した行財政運営と行政サービスの推進

本町においても人口減少が進んでいますが、産業の振興や出産・子育て環境の充実、住環境の整備など、長期的な視点で人口減少の抑制につなげる取組が必要となっています。また、人口が減っても地域が持続できるよう、人口規模に合わせた仕組みづくりが必要となっています。

町の財政状況は、歳入は地方交付税が減少の一途をたどり、将来にわたって現状の金額が維持されることは極めて困難な状況にあり、固定資産税などの町税も人口減少により減少が見込まれていることから、歳入確保に努めるとともに、公共ファシリティマネジメントの視点による公共施設やインフラ施設の老朽化対策、事務事業の予算投入と成果の妥当性など、歳出の抑制を目指し、収支バランスがとれた健全な財政運営を進めます。

また、PDCAサイクルやICT、役場内意思疎通のための組織の検証などによる効果的で効率的な行政運営を一層推進し、時代に即した安定した行政サービスの提供に努めます。

少子高齢化・人口減少が進むなか、行政需要の多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められており、便利で親切的な窓口サービス推進や地方分権の推進に伴う事務・権限の受け入れ、電子自治体の推進など、住民の期待に応え、信頼される町行政を推進します。また、役場新庁舎は「利用者の視点に立った庁舎」などのコンセプトに基づき、建設を進めます。

Ⅲ 実施計画

実施計画

第5期芽室町総合計画では、8年間の基本構想に示した考え方を実現していくために、実際にどのように施策を推進していくか、前期4年分（平成31（2019）年度から平成34（2022）年度）について「実施計画」として表しています。

実施計画の内容については、できるだけ具体的な取組を記載し、計画事項・成果指標・実施期間・担当課を明示します。

それぞれの施策では、現状と課題を明らかにしたうえで目的を明確に定め、町民と行政が具体的な取組を行うことによって、その目標がどれほど達成されたかを把握するための成果指標（成果を測るものさし）を設定し、まちの現状があるべき姿にどれだけ近づいたかを適宜検証しながら、その結果を次に活かしていくというサイクルを繰り返し、まちづくりを進めていきます。

また、その進ちょく管理の結果をもとに、必要に応じて見直しを行い、町民参加手続等により状況の変化などに柔軟に対応できる仕組みとします。

展望計画

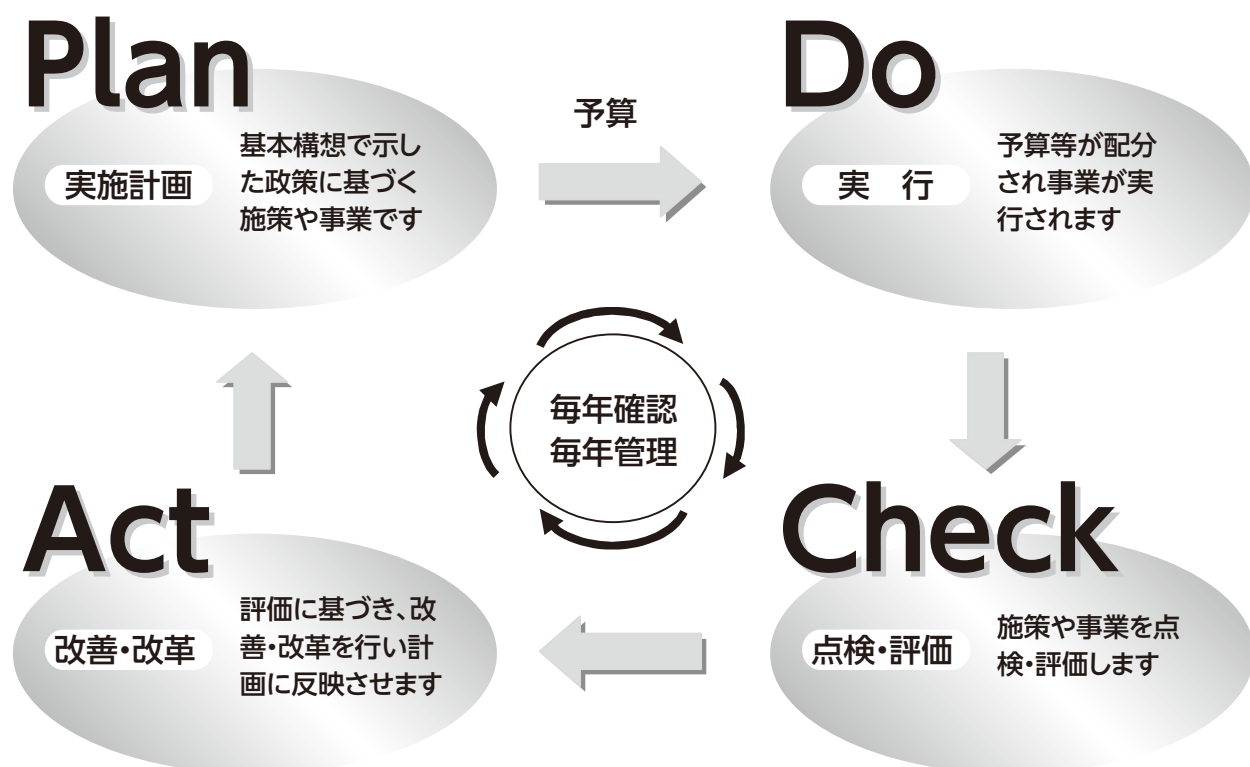
後期4年分（平成35（2023）年度から平成38（2026）年度）については、今回、実施計画とともに概ねの方向性として「展望計画」として表します。展望計画は、時代や環境の変化に対応できるよう、平成34（2022）年度にあらためて見直しを行ったうえで、後期実施計画と位置付けます。

計画の推進

実施計画の内容については、できるだけ具体的な取組を記載し、計画事項・成果指標・実施期間・担当課を明示します。

それぞれの施策では、現状と課題を明らかにしたうえで目的を明確に定め、町民と行政が具体的な取組を行うことによって、その目標がどれほど達成されたかを把握するための成果指標（成果を測るものさし）を設定し、まちの現状があるべき姿にどれだけ近づいたかを適宜検証しながら、その結果を次に活かしていくというPDCA（Plan → Do → Check → Act）サイクルにより、まちづくりを進めていきます。

評価においては、「芽室町自治基本条例」に基づき、行政の内部評価に加え、町民参加による外部評価を行います。



計画は町民とともに実行していきます

【計画の特長】

- 施策の目的達成状況が分かりやすいこと
- 目指すべき方向や達成すべき目標を評価・点検し、その過程や結果を町民に広く公表すること
- 情報を町民と共有することにより、今まで以上に町民がまちづくりに参画できるようにすること

【芽室町自治基本条例】

第17条

町長等は、町が行う仕事について、具体的な成果目標を設定するとともに、目的や成果等を毎年点検し、効果的かつ効率的に町政を運営するため行政評価を実施します。

計画を実行するために、みんなで評価します

【計画の推進】

- 計画を適正に進めていくため、行政評価システムを推進すること

〈行政評価システム〉

総合計画を実現する「手段」の体系が施策体系です。これが計画（Plan）であり、その計画に基づいて、予算を配分し事業を実行（Do）します。

そして、事業の実施によって、施策や事業の目的が計画どおり達成できているかを成果指標というもののさしを使って点検・評価（Check）し、改善（Act）の上、あらためて計画に反映します。

計画の評価は施策成果指標などで行います

〈施策評価指標の例〉

施策	成果指標	現状値	目標値
担い手育成と農業の応援団づくり	新規就農者数	58人 (H26～H29)	50人 (H31～H34)
スポーツしやすい環境づくり	スポーツしやすい環境であると思う町民の割合	92.2%	95.0%

「各施策に係る取組」欄の方向性について



拡充



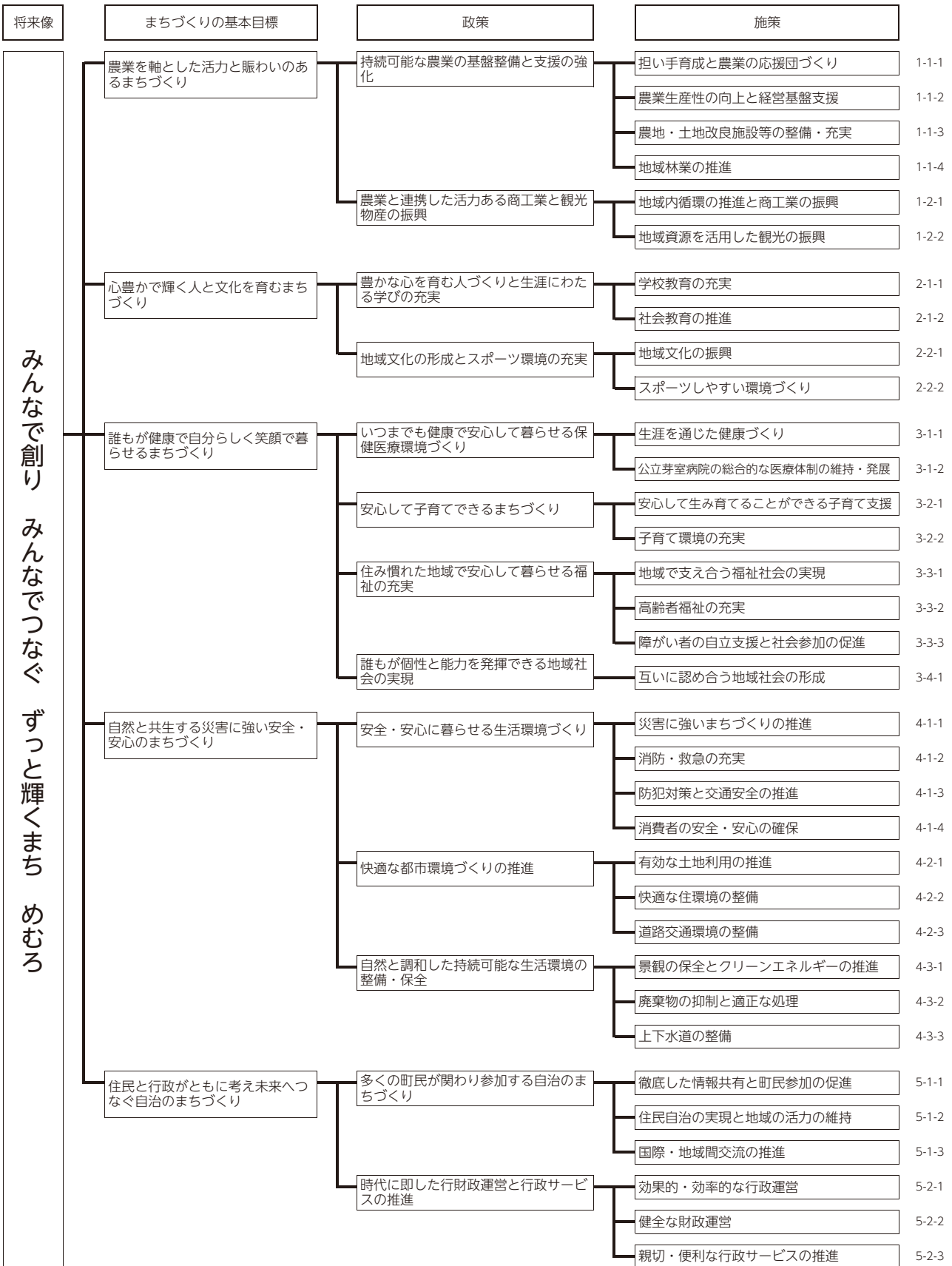
継続



縮小

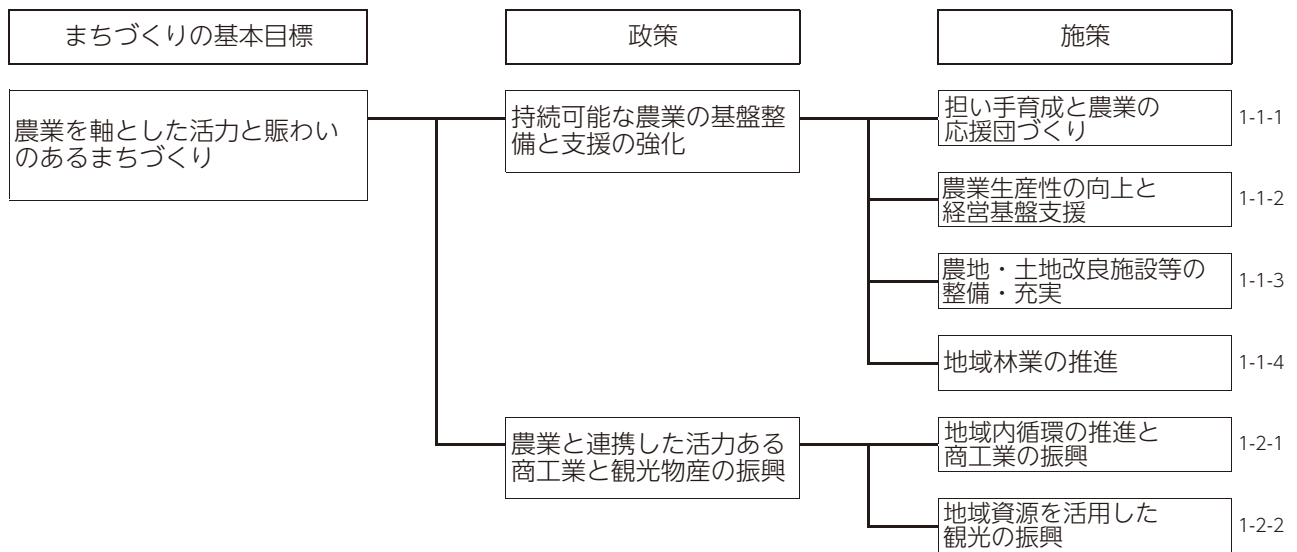
を表しています

第5期芽室町総合計画実施計画施策体系



基本目標 1

農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり



政 策 施 策	1 - 1	持続可能な農業の基盤整備と支援の強化	
	— 1-1-1	担い手育成と農業の応援団づくり	[主管課] 農林課
	— 1-1-2	農業生産性の向上と経営基盤支援	
	— 1-1-3	農地・土地改良施設等の整備・充実	
	— 1-1-4	地域林業の推進	

1 - 1 - 1 担い手育成と農業の応援団づくり

1 現状と課題

本町農業は、恵まれた資源を活かし、小麦、てん菜、ばれいしょ、豆類及びスイートコーンなどの作付けを中心に、長いもやごぼうなどの野菜類の作付けを加えた大規模畑作農業経営と大規模化が進む畜産経営により、農業全体として堅調に推移しています。また、農産物加工や物流、農機具メーカーなどの関連産業を含め地域経済の発展に大きく寄与しています。

国が策定した「食料・農業・農村基本計画」においては、平成37年度までの食料自給率（カロリーベース）の目標を45%と設定し、特に「農業の持続的な発展」のなかでは、担い手の育成・確保、経営所得安定対策の着実な推進、農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保が明記されており、本町においても、将来にわたる安定的な農業・農村づくりが大きな課題として顕在化している状況にあります。

本町では約600戸の農家が約20,000haを耕作していますが、毎年10戸前後の離農や農業経営者の高齢化が進む一方、経営の大規模化や作業負担の大きい野菜作付けの増加、畜産・酪農における通年労働力が不足しており、家族労働の限界、雇用労働力の確保が難しく、本町の基幹産業である農業を発展・持続させるための「労働支援体制の拡充」は、重要課題として早急に対策を検討する必要があります。

また、TPP11や日EU・EPA、米国との貿易交渉など、諸外国との連携協定や交渉状況を注視し情報収集したうえで、国の対策についての要望活動や町行政としてできることの検討を進めなければなりません。

本町農業が私たちの生命と健康の基本である「食」を提供する重要な役割を担うことについて、町民が教育活動や体験活動を通じて理解を深めることは大変重要なことです。これまで実施してきた「めむろまるごと給食」、「地産地消バスツアー」、「めむろ農業小学校」、「農家民泊」などの食育推進活動をとらして農業の応援団づくりを進める必要があります。また、生産者と関連事業者、消費者などが連携して、地域農業を支える取組を進める必要があります。

さらには、長期にわたって安定した農業生産と経営を実現するため、JAめむろが推進する「十勝めむろブランド」の確立に向けての加工・流通施設への支援や地元農業者で構成する生産・加工・流通組織への支援など、芽室町産農畜産物のPRとさらなる販路拡大を図る必要があります。

2 施策の方針

農業経営体の育成と新たな担い手の確保を推進し、町民の「食」と農業に対する理解の促進を図り、持続可能な農業による活力あるまちづくりを目指します。

【めむろ農業小学校】



対象	農業経営体 町民
意図	農業経営体の育成と新たな担い手確保による、経営の安定、拡大 担い手への農地集積 町民の「食」に対する理解促進
結果	専業経営を中心とした、発展・持続する土地利用型農業の推進

3 施策の主な内容

(1) 担い手の育成・確保と労働力支援体制の整備

- ・農業経営体の育成にかかる「農業担い手育成支援事業」を継続し、経営能力や営農技術の強化を支援します。
- ・農業経営体の大部分は家族経営であることから、雇用労働力の確保、配偶者対策など農業後継者や生活の安定に向けた対策を総合的に解決するための仕組みづくりを農業関係機関・企業とも連携して構築します。また、研修施設、雇用者住宅などの整備を検討します。

(2) 芽室町農業再生協議会との連携（経営所得安定対策、国内農業・国際経済政策への対応）

経営所得安定対策による経営支援、TPP11、日欧EPAをはじめとする諸外国との経済連携協定及び交渉状況の把握と対策の検討は、「芽室町農業再生協議会」が中心となって行います。また、国内農業政策の周知や事業実施の検討を行います。

(3) 食育・地産地消に関する事業の拡充（農業の応援団づくり）

- ・町内農畜産物を活用し、学校給食で実施する「めむろまるごと給食」を継続します。また、体験型の食育推進活動として実施してきた「めむろ農業小学校」や「地産地消バスツアー」などは、運営体制や事業内容の見直しを行い、さらなる成果向上を目指します。
- ・道外高校生の修学旅行受入で十勝・芽室農業の応援団づくりを進めている「農家民泊」について、「めむろ農家民泊研究会」への支援を継続し、教育委員会などとも連携しながら、同様の取組を町内児童・生徒などの「食農教育」として検討します。

(4) 耕地防風林造成支援対策

生産性向上だけでなく、将来的・長期的な農業経営や景観保全の観点から実施している「耕地防風林造成支援対策」を継続します。また、支援対策とは別に全町的な防風林造成の考え方を整理し、効果的な防風林帯の整備について検討を進めます。

(5) 芽室町農畜産物のPRと販路拡大の支援

J Aめむろが推進する「十勝めむろブランド」の確立に向けた施設整備や販路拡大策について側面的支援を行うとともに、自発的に生産・加工・販売・流通などを行う農業者団体や、新たな作物への取組などの相談に応じ、6次産業化への進め方や効果的な補助制度のアドバイスなどの支援を行います。

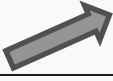
(6) （仮称）芽室町農業振興計画の検討

本町独自の農業振興に関する（仮称）芽室町農業振興計画について、関係機関と協議して計画の策定を検討します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①新規就農者数（後継者就農を含む）	農林課調べ	58人 (H26～H29)	50人 (H31～H34)
②認定農業者等の担い手への農地集積率	農林課調べ	95.6%	95.0%以上
③日頃、地産地消を意識して買い物をしている町民の割合	住民意識調査	75.8%	80.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
担い手の育成・確保と労働力支援体制の整備	農林課・農業委員会		実施			
認定農業者等への農地集積	農林課・農業委員会		実施			
経営所得安定対策、国内農業・国際経済政策への対応	農林課		実施			
食育・地産地消に関する事業の拡充	農林課		実施			
耕地防風林造成支援対策	農林課		実施			
芽室町産農畜産物のPRとさらなる販路拡大支援	農林課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・労働支援体制の確立（通年雇用対策、住宅確保対策、情報連携）
- ・諸外国との経済連携協定などに関する情報収集と対策検討・実施
- ・食育に関する事業の拡充
- ・芽室町農畜産物のPRと販路拡大策の具体的実施支援

政 策 施 策	1 - 1	持続可能な農業の基盤整備と支援の強化
	— 1-1-1	担い手育成と農業の応援団づくり
	— 1-1-2	農業生産性の向上と経営基盤支援 [主管課] 農林課
	— 1-1-3	農地・土地改良施設等の整備・充実
	— 1-1-4	地域林業の推進

1 - 1 - 2 農業生産性の向上と経営基盤支援

1 現状と課題

大規模畑作経営と畜産業がバランスよく調和する本町農業は、大型堆肥センターの整備や、ほ場副産物の有効利用と良質な有機質資材の供給、耕畜連携による家畜ふん尿堆肥の製造など有機質資材の積極的活用によるクリーン農業を実践しています。

また、環境負荷の低減に配慮した持続的な農業生産活動を目指す「環境保全型農業直接支払制度」に取り組む農業者はスタート当初より大幅に増加しており、エコファーマーの育成・認定も進んでいます。

農業の生産性向上のためには、土づくり、適正な輪作体系の推進、有害鳥獣や病害虫への対策など幅広い範囲で指導や支援を行う必要があります。JAめむろと町が協力して運営している「農業振興センター」は、これらの課題の指導機関として大きな役割を果たしており、継続した運営と役割発揮が求められています。

てん菜作付奨励事業は、道内最大級の製糖工場を持つ町として、地域経済への好影響や輪作体系の維持と土づくりの観点からも重要であり、今後も継続した支援が求められます。

また、農業従事者の高齢化などによる労働力不足への対応として、ICTを活用した農作業の省力化がさらに推進されることが予想され、通信環境の整備などの必要性も課題となります。

酪農・畜産部門では、飼養頭数の増加に伴う家畜ふん尿の適正処理のためのバイオガス発電施設や労働負担の軽減と生産性向上を目指した哺育育成施設の整備、町営牧場の効率的な運営などの課題に対し、「芽室町における酪農基盤整備構想」に基づき、具体的な整備計画や運営体制の構築などを早急に進める必要があります。

2 施策の方針

環境に配慮し、効率的な農業生産を進めるとともに、本町農業・農畜産物の理解を促進し、農業の持続的発展による安定した地域経済の推進を図ります。



対象	農業経営体 農業者で組織する団体（生産・加工・流通）
意図	生産性の向上に向けた土づくり、適正な輪作、病害虫・有害鳥獣対策を進める 先進的技術や施設整備による効率的な農業経営 地元産農畜産物のPRと販路拡大
結果	安全・安心の農畜産物の供給 持続可能な農業経営による地域経済の拡大・推進

3 施策の主な内容

(1) クリーン農業と土づくりの推進

- ・地力の増進のためには土壌改良が必要であり、堆肥などの有機物の畑地還元は土づくりに有効であるため、定期的な土壌診断や農薬残留確認調査の実施など食の安全・安心への取組を支援するとともに、堆肥センターの設備・機器などの計画的更新を行います。
- ・堆肥センターによる堆肥製造と環境保全型農業直接支払制度の活動は連動性もあり、今後も継続して実施・支援を行います。

(2) 指導体制（農業振興センター運営等）への継続支援

農業経営への指導支援と技術情報の提供などを行う「農業振興センター」は、適正な輪作体系の推進、病害虫の発生防止や、適正な作業時期、施肥管理などの指導体制を継続します。

(3) 農業生産振興対策の継続

- ・「てん菜作付奨励事業」は、平成30年度から平成33年度までの4年輪作を考え支援を継続しますが、並行して農業関係機関と連携し、作業受委託組織の検討など労働力の負担軽減に向けて検討を進めます。
- ・農業ICTの活用は急速に浸透していますが、関係機関と連携して研究も進めながら、必要に応じて通信基盤の整備などを検討します。

(4) 農作物有害鳥獣対策の強化

農作物に対する有害鳥獣による被害が継続していることから、農業者の自衛意識醸成を図り、狩猟免許の取得助成や電気柵設置支援、駆除員の継続配置、研究機関との連携などによる対策の検討を行うとともに、農畜産物残渣や生活廃棄物の適正処理など、有害鳥獣を誘引しない周辺環境整備への意識啓発を図ります。また、有害鳥獣残滓等処理施設による駆除後の残滓処理の適正化を継続します。さらにはハンターの後継者対策を含め、抜本的・総合的対策を計画化し実施します。

(5) 「芽室町における酪農基盤整備構想」の実現

- ・畜産・酪農の課題を整理した構想及び家畜ふん尿処理施設及び哺育育成施設の整備基本計画に基づき、早急な施設整備と供用を目指します。また、ＪＡめむろなど関係機関との協議を重ね、運営体制や人材確保、経費の分担などのルールづくりを行います。
- ・家畜ふん尿処理対策については、1基の施設整備だけでは解決しないため、全町的な対策について計画を策定し、具体的な対応策の検討を行います。
- ・町営牧場の今後のあり方については、哺育育成施設と連動して検討する必要性があり、ＪＡめむろなど関係機関との協議を重ね、運営体制や人材確保、経費の分担などのルールづくりを行います。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値（H29）	目標値(H34)
①農業生産額	農業生産額 (農業再生協議会)	270 億円 (過去 5 年平均)	314 億円

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
クリーン農業と土づくりの推進	農林課		実施			
指導体制（農業振興センター運営等）への継続支援	農林課		実施			
農業生産振興対策の継続	農林課		実施			
農作物有害鳥獣対策の強化	農林課		実施			
「芽室町における酪農基盤整備構想」の実現	農林課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・クリーン農業と土づくりの継続
- ・堆肥センターの設備・機器などの計画的更新
- ・指導体制（農業振興センター運営等）への継続支援
- ・てん菜作付面積の維持拡大
- ・農作業労働力の負担軽減
- ・農業ICTの活用
- ・農作物有害鳥獣対策の強化、自衛意識高揚、ハンターの後継者対策

政 策 施 策	1 - 1	持続可能な農業の基盤整備と支援の強化	
	— 1-1-1	担い手育成と農業の応援団づくり	
	— 1-1-2	農業生産性の向上と経営基盤支援	
	— 1-1-3	農地・土地改良施設等の整備・充実	[主管課] 農林課
	— 1-1-4	地域林業の推進	

1 - 1 - 3 農地・土地改良施設等の整備・充実

1 現状と課題

本町農業は、小麦、てん菜、ばれいしょ、豆類及びスイートコーンを主要作物とする大規模な畑作経営と酪農・畜産経営の専門化、近年の農業用水などを利用した野菜栽培の導入などにより農業所得の増加が図られ、町の基幹産業として、関連企業の進出も含め地域経済に大きく寄与しています。

これまで本町は、農地・土地改良施設の整備・充実を図るため、明渠・暗渠などの排水対策、かんがい事業への取組、農道・農業用水路の整備、基幹水利施設（美生ダム）の維持管理などを計画的に進めてきました。

しかし、国営事業や道営事業で整備した農業用水施設や土地改良施設の維持管理は最終的に地元自治体が行うこととなり、その範囲は増大し、同時に施設・設備の老朽化も進んでいることから、維持管理体制の充実や管理予算の確保が重要な課題となっています。

また、近年は地震、台風、ゲリラ豪雨などの自然災害が全国的に頻発しており、本町においても平成28年8月の台風10号や平成29年9月の台風18号の激甚災害が連年で発生するなど、これまで想定できないような大規模災害がいつ起こるかわからない自然環境となっています。近年の台風災害による災害復旧事業については進捗していますが、特に被災農地の土づくりなどは長期的な観点で支援していくことが必要です。

「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」に基づく「多面的機能支払交付金制度」は地域による自主的な維持管理などの取組であり、農業基盤の維持管理の側面だけでなく、地域のコミュニケーションや地域づくりそのものにも有効な手法として支援を継続していく必要があります。また、粗飼料確保のための草地・飼料畑の造成・更新については、今後も継続して実施していく必要があります。

さらに長期的な視点では、干ばつや豪雨など極端な降雨状況に対応するため、農業用水施設の整備や軸線を意識した排水路の整備及び農業用水・排水施設の長寿命化を図ることが必要であり、これらの課題について、国営・道営の整備基準や事業制度などを理解し、各事業調査を踏まえ、各地域における意見交換や方向性の議論を進めていく必要があります。

2 施策の方針

国・北海道への事業予算確保を要望し、計画的な土地基盤整備をすすめ安定的な農業生産を支援します。

【明渠施設】



対象	農地・土地改良施設・農業用水施設・農業経営体
意図	土地基盤の計画的整備が図られる 土地改良施設・農業用水施設の整備と適正な維持管理が図られる
結果	基幹産業である農業の生産基盤となる、農地・土地改良施設・農業用水施設を整備・管理することで、農業経営の安定化と農業産出額の維持・向上を図る

3 施策の主な内容

(1) 土地基盤整備の推進

- ・農業生産の基盤となる農地の整備については、北海道が事業主体となる「道営土地改良事業」に参画し、農村地域を巡回するかたちで計画的に整備を進めており、今後においても各地域における課題に応じた工種・事業量を定め、計画的に実施します。
- ・緊急的な課題対応や比較的小規模な土地基盤整備は、「団体営事業」(主に市町村が実施主体)の「農地耕作条件改善事業」による整備を実施します。
- ・農道補修事業については、農家戸数の減少や経営規模拡大により複数共同利用路線が減少していくことから、利用条件によっては、複数共同利用路線のほか一戸利用路線も対象とするなど、要件の見直しを検討します。

(2) 農業用水の安定供給

「国営かんがい排水事業 芽室川西地区」の実施により、美生ダムの機器更新・補修や小水力発電施設の整備などを進め、農業用水施設の保全と維持管理費用の軽減を図ります。また、帯広市と連携し「維持管理協議会」の設立と新たな管理体制の準備を行います。

(3) 農業排水施設の保全・整備

老朽化した施設の保全や明渠排水路の再整備に向けて、町内全域の現状把握や地域ごとの意見交換を行い、条件が整った地域において具体的な地区調査などを進めます。

(4) 土地改良施設の維持管理

- ・各地区環境保全組合で進められてきた「多面的機能交付金」を活用した活動を継続し、地域による土地改良施設の維持管理活動を支援します。
- ・パトロール強化による施設確認や修繕などにより、長寿命化や防災・減災に結びつく適正な維持管理に努めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①土地改良事業整備済み面積	土地改良事業一覧表による面積	19,061ha	20,588ha
②良好に管理されている明渠施設の延長	農林課調べ	226km	233km
③利用できる農業用水施設の延長	農林課調べ	430km	432km

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
土地基盤整備の推進 道営土地改良事業参画事業	農林課		実施			
農業用水の安定供給 農業用水施設維持管理事業	農林課		実施			
農業排水施設の保全・整備 土地改良施設維持管理事業	農林課		実施			
多面的機能支払 支援の継続 土地改良施設維持管理事業	農林課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・国営かんがい排水事業 芽室川西地区の推進（維持管理協議会の設立と運営体制の確立）
- ・小水力発電供用開始による維持管理費用の低減
- ・屈足ダム（十勝川左岸地区）の機器更新、用水路の補修
- ・明渠排水路再整備の計画化と事業実施
- ・明渠排水路施設未整備地区における基幹的排水路の計画化検討

政 策 施 策	1 - 1	持続可能な農業の基盤整備と支援の強化
	— 1-1-1	担い手育成と農業の応援団づくり
	— 1-1-2	農業生産性の向上と経営基盤支援
	— 1-1-3	農地・土地改良施設等の整備・充実
	— 1-1-4	地域林業の推進 [主管課] 農林課

1 - 1 - 4 地域林業の推進

1 現状と課題

国内の林業産出額は昭和55年の約1.2兆円をピークに近年は4千億円前後で推移しており、木材価格も需要の低迷や輸入材との競合により長期的に下落を続け、近年はほぼ横ばいで推移しています。

このため、林業の採算性は悪化し、経営意欲・所有意欲のない小規模・零細・高齢の森林所有者が増加している状況です。

本町においても、林業を取巻く状況は国内と同様であり、伐採後の山林を農地にするなどの他用途化により森林面積は減少傾向にあります。

平成28年5月に閣議決定された「森林・林業基本計画」においては、本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、CLTなどの新たな木質部材や非住宅分野における新たな木材需要の創出と、主伐と再造林対策の強化などによる国産材の安定供給体制の構築を両輪として進め、林業・木材産業の成長産業化を図ることとされました。

また、林地台帳の整備により所有者や森林の現況を把握する制度が創設されるとともに、森林環境税（仮称）などの創設により、森林整備などに必要な財源として充てられる予定となっています。

本町においても、十勝管内で連携する森林認証協議会に参画し、認証材としての高付加価値化を進めるとともに、新たな国の制度に対応する必要があります。

近年は、鳥獣・虫害や気象災害による森林や林道の被害も増加傾向にあり、特に奥地の被害状況把握に関しては時間を要することから、今後も関係機関との連携を密にし、対応機材の導入も含めて検討が必要です。

また、災害などの未然防止の観点から、公益的機能の発揮が期待される既存の保安林などの維持管理の継続とともに、幹線防風林などの新たな配置についても早期に取り組むべき課題です。

本町の豊かな森林を将来へ引き継ぐため、森林所有者に限定することなく、自然に親しむ機会を設けることで、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止効果や生物多様性の保全など、森林のさまざまな効用について町民の理解を深める啓発活動も重要な取組となります。

今後も「芽室町森林整備計画」や「芽室町地域材利用推進方針」などの計画に基づき、森林資源の適切な管理や循環利用を計画的に推進することが重要となります。

2 施策の方針

森林が持つ多面的機能の理解促進と、機能に応じた森林の整備・保全をすすめます。

【町民植樹祭】



対象	町民・町有林・私有林・森林所有者
意図	森林が持つ多面的な機能について町民の理解を深める 計画的な保育・造成等により森林を適正に管理する
結果	森林が持つ多面的・公益的機能（災害防止・水源かん養・生物多様性の保全・生活環境の保全・地球温暖化防止など）が発揮される

3 施策の主な内容

(1) 町有林及び附帯施設の管理事業の推進

- ・個別計画に基づき、国や関係機関の事業も活用しながら町有林の適正な管理と更新を行い、森林の持つ公益的・多面的機能の維持向上を図ります。
- ・防災・減災の観点から、既存の保安林の適切な管理を行うとともに、新たな防風林の配置などの検討を進めます。
- ・林道や林道橋など附帯施設の点検・維持管理を行うとともに、必要に応じて路網の整備を行います。

(2) 民有林振興事業の推進

- ・森林の持つ公益的・多面的機能の保全・維持向上を図るため、造林や除間伐、野そ駆除に係る事業に対する支援を継続します。
- ・民有林が計画的かつ適切に維持管理されるよう、森林経営計画の作成や森林認証制度への参加を支援します。
- ・国が進める森林環境譲与税（仮称）を活用した事業などの動向を注視し、森林データのシステム化などにより民有林の現況把握に努め、適正な維持管理と不足する林業の担い手確保対策を検討します。

(3) 森林・林業への理解促進と森林保全

- ・植樹祭などの自然に親しむ機会を設け、森林のさまざまな効用について理解を促進し、将来へ残すべきものという認識を高めることで、森林の保全と林業への理解を促進します。
- ・林業関係団体などへの参画を継続し、必要に応じてパトロールや治山事業などを実施するなど、森林保全に努めます。

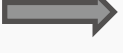
(4) 地域林業の振興

- ・公共建築物などへの地域材利用、新たな木材製品・技術の普及や木質バイオマスの利用については、関係機関と連携しながら取組を進めます。
- ・日EU・EPAの動向や関連対策などについては、関係機関と連携しながら情報把握と必要に応じて対応の検討を進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①森林が持つ多面的機能を知っている町民の割合	住民意識調査	85.9%	90.0%
②適正に管理されている町有林面積の割合	森林調査簿より	99.3%	99.0%以上
③適正に管理されている私有林面積の割合	森林調査簿より	94.6%	95.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
町有林及び附帯施設の管理事業の推進 ・計画的な森林施業の実施	農林課		実施			
民有林振興事業の推進 ・森林所有者による除間伐事業等への支援	農林課		実施			
森林・林業への理解促進と森林保全 ・自然に親しむ事業等の実施	農林課		実施			
地域林業の振興 ・森林認証制度の活用等による地域材利用の促進	農林課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・次世代に森林環境を残すための町民意識の醸成を継続
- ・国の政策と連動した民有林の適切な維持管理の実施

政 策	1 - 2	農業と連携した活力ある商工業と観光物産の振興
施 策	1-2-1	地域内循環の推進と商工業の振興 [主管課] 商工観光課
	1-2-2	地域資源を活用した観光の振興

1 - 2 - 1 地域内循環の推進と商工業の振興

1 現状と課題

本町の商工業は、基幹産業である農業を核に振興・発展してきましたが、時代の変遷とともに、商業と工業の現状と課題の違いが顕著となって表れ、商工業の調和のとれたまちづくりが課題となっています。

商業にあっては、道路網整備及び郊外型大型店の出店などに伴い、生活圈や経済圏の広域化による町外への消費流失を余儀なくされるなか、町では交通、商業及び集客の核施設として駅前広場整備と併せ再開発ビル「めむろ〜ど」の建設、道路事業を基盤とした商店街整備、借り上げ公営住宅によるまちなか居住の促進などのハード事業と、「芽室町買い物スタンプカード事業」「住宅建設促進奨励事業」「住宅リフォーム奨励事業」などソフト事業により、現在まで町外への消費流失の抑制及び町内消費の喚起を図ってきましたが、近年のネット通販の普及など新たな流通経路による消費流失の加速化に対し、さらなる町内消費の喚起、地域内経済循環を促進するための方策の検討が必要となっています。

また、町外への消費流失に加え、経営層の高齢化や店舗の老朽化により、中心市街地に空き店舗、空き地が点在するなど、駅前地区の商店街の持つ中心性が低下し、商店街形成に大きな影響を与えています。町での空き店舗対策は、町民が集う交流スペースの設置による副次的な活用にとどまっており、本来の商店街形成を図るための商業集積が必要となっています。

工業系企業においては、東工業団地、西工業団地、弥生工業団地に約280社の企業が立地し、基幹産業である農業と連携した相乗効果により持続的な発展を遂げており、道東自動車道及び帯広広尾自動車道インターチェンジへのアクセスの利便性を背景に、立地の引き合いが多い現状にあります。しかしながら、現在提供できる工業団地は狭小であることから、企業要望に応じられなくなってきており、新工業団地（第6工業団地）造成が急務となっています。

また、近年、我が国の中小企業では人手不足が深刻化し、工業団地における企業においても人手の確保に苦慮しており、企業の持続的成長のためには安定した労働力確保が必要とされています。今後は企業と協力した人手不足解消に向けた取組が必要となります。

2 施策の方針

農業を軸とした産業連携による商工業の振興及び企業誘致と中心市街地活性化による地域内経済循環をすすめます。



対象	商工業者・工業系企業
意図	町内消費を拡大し、中心市街地活性化を図る 産業連携による地域内経済循環を図る 企業誘致・支援による工業団地内企業数の維持・拡大を図る
結果	雇用・税収の確保 町内消費の増加

3 施策の主な内容

(1) 中心市街地の活性化と地域内経済循環の促進

- ・「まちなか再生会議」において、人の歩く中心市街地を目指した取組を検討します。
- ・中心市街に存在する空き家・空き店舗・空き地の活用方策を検討し、効果的な土地活用を進めます。
- ・産業連携による「めむろまちなかマルシェ」の開催を継続し、中心市街地の活性化を図ります。
- ・「めむろ駅前プラザ」「リビングカフェ ENGAWA」「めむろステーションギャラリー」など、町民が集い、賑わうスペースを継続して開設するとともに、施設の老朽化に対応した改修を行います。
- ・町内消費の喚起、地域内経済循環を促進するため、既存事業の継続・見直しも含め、新たな視点での経済循環事業に取り組めます。

(2) 中小企業・小規模事業者に対する支援

- ・芽室町商工会と連携し、中小企業・小規模事業者支援体制を強化します。
- ・販路拡大や新商品開発など中小企業・小規模事業者の経営力強化を支援します。
- ・国や北海道と連携し、中小企業・小規模事業者における労働生産性の向上を支援します。

(3) 起業に対する支援

芽室町商工会、金融機関と連携した起業セミナーの開催など、起業家に対する支援を行います。

(4) 新工業団地（第6工業団地）の造成と企業誘致

- ・新工業団地の造成を目指した取組を進めます。
- ・交通アクセスなどの利便性と、優良農畜産物の産地である強みを生かし、農業関連企業を中心とした企業の誘致を継続して進めます。

(5) 立地企業への支援

- ・立地企業における、新たな投資などを支援します。
- ・人手不足を解消するための支援を行うとともに、そのひとつの方策として、発達支援システムの取組と連携した障がい者雇用を促進します。

(6) 関係団体・組織との連携による商工業の振興

- ・芽室町商工会やＪＡめむろ、めむろみなくる商店会など、各種関係団体・組織と連携し、産業連携による商工業の振興を図ります。
- ・町、芽室町商工会による「芽室町商工業振興戦略会議」を継続し、商工業振興策の充実及び強化を図ります。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①製造品出荷額	経済センサス	848 億円 (H28)	900 億円
②商品販売額	経済センサス	795 億円 (H28)	700 億円
③工業用地利用率 (工業用地利用面積)	商工観光課調べ	95.0% 1,904,706 ㎡	95.0% 1,924,541 ㎡
④工業団地企業数	商工観光課調べ	279 社	284 社

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
中心市街地の活性化と地域内経済循環の促進	商工観光課		実施			
中小企業・小規模事業者に対する支援	商工観光課		実施			
起業に対する支援	商工観光課		実施			
新工業団地（第6工業団地）の造成と企業誘致	商工観光課			実施		
立地企業への支援	商工観光課		実施			
関係団体・組織との連携による商工業の振興	商工観光課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・ 町民が集う場所の創出による中心市街地のにぎわい再生
- ・ 中小企業、小規模事業者の経営力向上を支援
- ・ 起業者の経営安定・定着への支援
- ・ 新工業団地（第6工業団地）への企業誘致

政 策 1-2 農業と連携した活力ある商工業と観光物産の振興

施 策 1-2-1 地域内循環の推進と商工業の振興

1-2-2 地域資源を活用した観光の振興 [主管課] 商工観光課

1-2-2 地域資源を活用した観光の振興

1 現状と課題

本格的な人口減少社会を迎え、国内旅行市場が縮小傾向となるなかで、観光客の拡大を図っていくためには、観光目的の多様化に対応しながら、地域の産業を支える関係者が一体となり、観光地域づくりを進めることが必要となっています。

本町は、十勝の空の玄関口であるとかち帯広空港から車で30分圏内に位置しており、道東自動車道の芽室インターチェンジや十勝平原サービスエリアを有することから、交通アクセスの強みを生かした取組を進めてきましたが、多様化する観光ニーズに対応するためには、従前までの取組に加え、基幹産業である農業をベースに豊かな自然景観や食など、本町が持つ多彩な資源を生かした魅力ある滞在型・体験型の観光地づくりを進めていくことが必要となっています。そのため、観光振興の中心を担う芽室町観光物産協会をはじめとして、JAめむろや芽室町商工会など関係団体が農商工連携による観光・交流を軸とした地域づくりを戦略的に推進することが重要です。

また、インバウンドの流れが加速するなか、交流人口の増加につなげるための芽室町独自の取組や情報発信が求められていることから、ホームページやSNSなどをはじめとするプロモーションを一層充実させるとともに、観光ガイドの育成など受入体制の充実を図る必要があります。

なお、本町の歴史ある観光資源のひとつである「新嵐山スカイパーク」は、運営の効率化及びサービス向上の観点から、第3セクターによる運営を行っていますが、経営可能な運営のあり方の検証を踏まえ、効果的・効率的な施設整備を進めながら、町民にとって誇ることのできる、魅力ある場所を目指した取組が求められています。

2 施策の方針

農業や景観、食など本町の地域資源を活かした観光による魅力づくりを行うため、本町のブランド力の戦略的な活用を図りながら、観光誘客の促進を目指します。

【サイクルツーリズム（めむろ散走）】



対象	町外観光客
意図	観光客の滞在時間と日数を増大させ、観光消費の拡大を図る 観光資源が認知され、新規観光客とリピーターを獲得する
結果	芽室町が道内・国内・海外に発信される 交流人口の増で消費の拡大につながる

3 施策の主な内容

(1) 新嵐山スカイパークの基本方針

本町最大の観光地であり、着地型観光を推進するための中心的な施設（観光拠点）となる新嵐山スカイパークについては、設置者である町として適切な施設管理を行うとともに、本町を訪れる観光客が豊かな自然や地域のおもてなしを通じて、「芽室町の個性を体感できる場づくり」をコンセプトに施設整備を行い、「町民にとっても自慢できる、誇ることのできる新嵐山スカイパーク」を目指します。また、運営については、「合理化すべきものは合理化する」「投資すべきものに投資する」「行政費用を下げる」の3つの方針に基づき、これまでの多角経営を検証しながら、官民協働の視点を活かした取組を進めます。

(2) 地域資源を活用した観光まちづくりの推進

- ・本町の強みである農業をベースに食や景観などの地域資源を生かしながら地域ブランドの要素を盛り込んだ芽室町独自の観光メニュー、体験プログラム（サイクルツーリズム事業や就労キャリア教育観光事業、芽室遺産の活用など）を開発し、魅力発信を進めます。
- ・発祥の地であるゲートボールを活用したまちづくりを進めます。
- ・多様化する観光客ニーズや外国人観光客に対応するため、個人旅行者や外国人旅行者にとっても利用しやすい観光案内拠点の充実など受入体制の整備や観光情報案内機能の強化を図ります。

(3) 芽室町観光物産協会に対する支援

地域資源を活かした観光・物産振興を推進する組織である芽室町観光物産協会への組織強化に対する支援を行いながら、本町の観光と関連産業の振興を図ります。

(4) 道東自動車道を活用した観光振興の推進

- ・道東自動車道の整備が進んだことで札幌市からの移動が短縮されたことから、芽室町の観光資源をはじめ農産物やその加工品などの地域資源を活用した道央圏をはじめとする道内各地域からの誘客と経済誘引を図るとともに、十勝平原サービスエリアを活用した地域拠点整備構想の策定に努めます。
- ・管内各市町村や十勝総合振興局、十勝観光連盟などと連携した道東自動車道の活用を進めます。

(5) 農業を核とした農商工連携による物産振興

農商工連携による物産PRや販路拡大など、本町の基幹産業である農業を核とする観光産業の成長を目指します。また、ふるさと納税に対する返礼品として特産品を贈呈することにより、本町の特色ある物産を全国に広くPRします。

(6) 町民、地元企業との連携及び情報発信の充実

地域全体で観光客を受け入れるため、町民や地元企業が自ら芽室町の観光情報を発信していただけるよう、人と人とのつながりによる協働での観光振興を図ります。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①芽室町外からの観光入込客数	十勝総合振興局まとめ	198,800 人/年	209,000 人/年
②新嵐山スカイパーク利用者数	商工観光課調べ	488,100 人/年	513,000 人/年

5 施策に係る取組（主要な事業など）

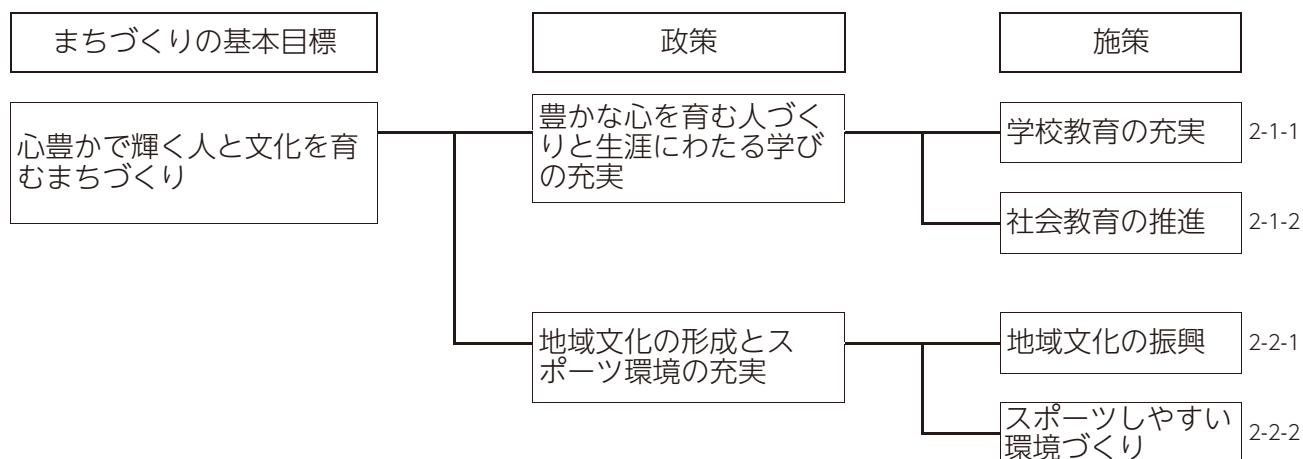
取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
新嵐山スカイパークの基本方針に基づく施設整備	商工観光課		実施			
地域資源を活用した観光まちづくりの推進	商工観光課		実施			
芽室町観光物産協会に対する支援	商工観光課		実施			
道東自動車道を活用した観光振興の推進	商工観光課		実施			
農業を核とした農商工連携による物産振興	商工観光課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・地域の稼ぐ力を引き出す舵取り役として、観光地域づくりを実現するための戦略策定及び調整機能を行う法人であるDMOの設立（芽室版観光DMO）

基本目標2

心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり



政 策 施 策	2-1	豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実	
	— 2-1-1	学校教育の充実	[主管課] 学校教育課
	— 2-1-2	社会教育の推進	

2-1-1 学校教育の充実

1 現状と課題

平成30年4月現在、町内には、小学校4校（児童数1,172人）、中学校3校（生徒数633人）が設置され、また、高等学校は公立・私立合わせて2校（全生徒数901人：うち町内生徒数141人）が設置されています。

「社会に開かれた教育課程」の実現を重視した新学習指導要領が、平成32年度は小学校で、平成33年度は中学校で全面実施を迎え、より良い学校教育を通じて、より良い社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力を身につけさせるとともに、「地域とともにある学校づくり」を推進するというコミュニティ・スクールの取組が重要となっています。

新学習指導要領では、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力などの育成のバランスを重視する現行の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、「主体的・対話的で深い学び」の充実により知識の理解や質をさらに高めること、先行実施している道德の教科化など、道德教育や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することが求められています。

確かな学力の育成などのため、小学校全学年少人数学級の実施や特別なニーズにきめ細やかに対応した教育の推進、小中学校配置計画に基づく特定地域選択制度の運用、学校施設などの老朽化対策、学校のICT環境の整備や図書・教材の整備など、安全・安心で質の高い教育環境の充実に向けた取組が重要となっています。

また、少子高齢化・人口減少が進むなか、町に愛着や誇りを持ち、地域の発展を支える人材を育むことが重要であり、「芽室町教育振興基本計画」を策定し、教育施策の総合的・計画的な推進が必要となります。

2 施策の方針

地域社会と連携しながら信頼される学校づくりを推進し、新しい時代を自ら切り拓くことができる心身豊かな人づくりを目指します。



対象	児童生徒
意図	確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、未来を切り拓くための資質・能力を身につける
結果	児童生徒が社会に出たときに自立できる

3 施策の主な内容

(1) 確かな学力と社会の変化に対応する力の育成

- ・ 現行及び新学習指導要領の着実な実施とともにその推進体制の検討や、基幹産業である農業や町の歴史、文化など郷土に根ざした特色ある教育活動を推進します。
- ・ 小学校全学年少人数学級の実施推進や中学校への拡大の検討、習熟の程度に応じた指導などの工夫によるきめ細やかで質の高い学びの実現を目指します。また、全国学力学習状況調査や学校評価の実施などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るため、各学校におけるカリキュラムマネジメントの確立に努めます。
- ・ 小学校における外国語活動・外国語科の推進及び教育環境の整備のため、外国語指導助手（ALT）の配置のほか、教員の研修の機会の確保に努めます。
- ・ 学習規律の確立や家庭学習習慣の定着など、学びをつなぐ小中連携事業を推進します。

(2) 規範意識や思いやりの心など豊かな心の育成

- ・ 学校の教育活動全体を通して、生命の尊さや思いやりの心、規範意識などについて考えを深めるとともに、道徳的課題に子どもたち一人ひとりが向き合う「考え、議論する道徳」の充実に努めます。
- ・ 主権者教育、キャリア教育、人権教育、情報モラル教育、環境教育などの推進とともに、体験活動や文化芸術体験の充実に努めます。
- ・ いじめの未然防止や早期解消に向け、組織的な対応を強化するとともに、いじめや不登校などの悩みを持つ児童生徒や保護者、指導に当たる教員に対して、スクールライフアドバイザーや適応指導教室指導員を活用した助言・相談などの教育相談活動事業の充実に努めます。

(3) 健やかな体の育成と健康・防災教育の推進

- ・ 学校給食を活用した栄養教諭による食に関する正しい知識や望ましい食習慣の指導などの健康教育を推進します。また、学校給食の提供を基本とし、食物アレルギーなどに対する代替食の提供など、危機管理や食育指導体制の充実に努めます。
- ・ 「めむろまるごと給食」は、地元産食材を活用し、本町の基幹産業である農業の大切さと食の安全・安心を学び、子どもたちが食に興味や関心を高められる食育活動として継続して実施します。
- ・ 全国・全道大会出場助成やスポーツ機会の充実による体力向上方策の推進を図ります。
- ・ 災害の予防などの知識向上及び地震時などにおける避難などの実践活動の習得など、防災教育や安全教育などの推進に努めます。

(4) 特別なニーズに対応した教育の推進

- ・ 特別な支援や配慮を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、より一層きめ細やかな対応に資するため、教育活動指導助手や学校支援員を学校に適正に配置し、特別支援教育の充実に努めます。
- ・ 幼稚園・保育所と小学校の間での児童個々の就学指導に有効な情報提供・意見交換を目的としたカンファレンスの実施や、就学後のつまづきを早期に発見し、つまづきに応じた支援を早期に開始することを目指した小学校における「読み書き支援スクリーニング」のほか、就学などの各種相談体制及び関係機関との連携を強化するため、「地域コーディネーターの複数配置」を検討するなど、発達支援システムを推進します。

(5) 地域とともにある学校づくりの推進

- ・ 保護者及び地域住民などの学校運営への参画の促進及び連携強化を進め、「地域とともにある学校づくり」を目指し、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進します。
- ・ 上美生小・中学校では地域との連携を図りながら山村留学制度を継続して推進します。

(6) 教育の機会均等などの確保に向けた方策の推進

- ・ 就学援助、私立高校生徒授業料補助、大学等奨学金など、教育費用の負担軽減を図るため、各学校段階に応じた就学支援を推進します。
- ・ 「人口減少克服・地方創生」の視点から、定住促進策として大学等奨学金一部償還免除制度を実施します。

(7) 安全・安心で質の高い教育環境の整備

- ・学校施設は子どもたちが1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な役割を果たすため、老朽化改修や多様なニーズに対応するための整備を推進します。また、老朽化が進む給食センターの施設や設備は、年次計画に基づき計画的な整備に努めます。
- ・学校図書館の充実や各教科におけるコンピューターなどを活用した学習活動の充実やプログラミング的思考の育成のため、教育用コンピューター・周辺機器の更新などの学校のICT環境整備に努めるとともに、時代に応じた教材備品などの整備を図ります。
- ・遠距離児童生徒の通学手段であるスクールバスの安定的な運行体制の確立に努めます。
- ・児童生徒の教育に直接携わる教員は、子どもたちや保護者の信託に応え、責任ある教育活動を展開しなければならないことから、教育の専門家としての資質・能力の向上を図るための研修・研鑽の機会の確保に努めます。
- ・教職員住宅の在り方を検証し、老朽化した教職員住宅の整備・解体など、教職員の福利厚生の実現を図ります。
- ・保護者の意見などを踏まえ、学校選択を認める特定地域選択制度を継続する小中学校配置計画を推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①「授業の内容がわかる」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	75.8%	80.0%
②「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	72.2%	78.0%
③「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	85.7%	90.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
少人数学級の実施や特別支援教育の充実	学校教育課		実施			
外国語活動・外国語科の推進及び教育環境の整備	学校教育課		実施			
学校図書館の充実や学校ICT環境等の整備	学校教育課		実施			
発達支援システムの推進	学校教育課		実施			
安全・安心で美味しい学校給食提供のための設備更新及び体制の充実	学校教育課		実施			
学校施設の老朽化対策、防災機能強化の推進	学校教育課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・基礎・基本の定着と確かな学力の向上
- ・特別支援教育の充実
- ・学校のICT環境の整備
- ・学校教育施設の老朽化対策

政 策 施 策	2-1	豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実	
	— 2-1-1	学校教育の充実	
	— 2-1-2	社会教育の推進	[主管課] 社会教育課

2-1-2 社会教育の推進

1 現状と課題

本町では、町民が充実した生涯を過ごすため、自ら進んで学習に取り組み、人と人とがふれあい、町全体が活力に満ちていくことを目指しています。そのためには、町民一人ひとりの学習意欲が重要であり、「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学ぶことができる学習環境を整え、学びのきっかけづくりに取り組んできました。

また、中央公民館や図書館などの社会教育施設は、町民の学習活動の拠点施設として、町民のニーズを把握し各種教室などの実施や施設・設備の充実を図ってきました。

しかしながら、近年は少子高齢化や就労する高齢者の増加、本格的なインターネット社会への進行など社会情勢がめまぐるしく変化しており、住民ニーズも多様化しています。また、多くの社会教育施設で老朽化が進んでおり、長寿命化を見据えた対応が必要となっています。

幼児期から青少年期にかけては、将来、充実した社会生活を送るために必要な確かな学力、健康な身体、人間関係づくりの基本となる思いやりの心の醸成など、多くの資質や能力を身につける大切な準備期間であります。そのため、地域の中の学校として学校協働活動の実践・充実を図るとともに、青少年にとってより多くの体験活動の場の提供が必要となります。

充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスが大切とされており、私生活においても一人ひとりが自発的に学ぶことに意欲をもって取り組み、学ぶ喜びを感じることで、生涯を豊かに過ごすことができます。そのため、講座・教室の開催や情報の提供だけでなく、主体的な学習活動を支援し、自ら学んだ喜びや達成感を得られるような支援が必要となります。

少子高齢化・人口減少が急速に進むなか、高齢者が生涯健康で生きがいをもって生活することが、地域社会の充実につながると考えられます。学習機会の提供である「めむろ柏樹学園」は開設40年を経ましたが、対象となる高齢者が増加していくなか、入園者数は減少傾向にあります。就労する高齢者の増加や交通手段の確保などの多くの課題があり、それらに対応した学習活動への支援や健康づくりに向けた取組が必要となります。

一方で、「芽室町地域指導者登録制度」など指導者の確保も課題となっており、新たな人材を発掘するだけでなく、指導者自らの経験や技量に応じた指導と学習者側の学びのニーズを結びつける必要があります。



2 施策の方針

学習機会や場の提供など学習環境の充実を図るとともに、自発的な取組への支援を図ります。

対象	町民
意図	「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学ぶことができる学習環境を整備する
結果	町民一人ひとりが自ら進んで学習に取り組み、人と人とがふれあい、心豊かに充実した生涯を過ごせるまちづくり

3 施策の主な内容

(1) 青少年の基本的な生活習慣の定着と体験学習の場の充実

- ・確かな学力を身につけるため、学習習慣の定着を目指し、子ども学習塾や寺子屋めむろ、通学合宿の充実を図るとともに地域人材の活用に努めます。
- ・野外体験活動など社会教育施設などを活用した体験学習の機会の充実に努めます。
- ・国内外への派遣研修の充実や各種リーダー養成研修会など、青少年の資質向上に努めます。
- ・食育の推進のため地元の安全・安心な食材を使った体験学習や「早寝・早起き・朝ごはん」の推進により、規則正しい生活習慣の定着を図ります。
- ・乳幼児期や児童・生徒の読書習慣の導入に効果的なブックスタートや朝読書、団体貸出、移動文庫などを行い子どもの読書活動の推進を図ります。

(2) 地域学校協働活動の推進

未来の担い手となる子どもたちの学びや成長を支えるため、地域全体で学校を支える地域学校協働活動に取り組めます。

(3) 学習支援体制の充実

- ・町民が自発的意思に基づき学習活動に取り組むきっかけづくりを支援するために、さまざまな施設での教室・講座やグループでの取組など、学習情報の提供に努めます。
- ・町民それぞれがもつ経験や特技を生かす場面づくりのため、「芽室町地域指導者登録制度」の充実・活用を図ります。

(4) 高齢者の学習機会の充実による社会参加の促進

- ・高齢者の学習機会である「めむろ柏樹学園」は、カリキュラム内容の充実を図りながら継続します。
- ・高齢者がこれまで培った知識、技能を生かし、指導などを通じて子どもたちと交流を図るなど社会参加の機会を提供します。

(5) 社会教育施設の機能の充実

中央公民館や図書館などの社会教育施設は学習活動の拠点であることから、学習機会の提供や情報の発信などに努め、利用者ニーズに合致した施設の修繕・備品の更新などを計画的に進めます。

(6) 社会教育関係団体の支援

これまで取り組まれてきた地域での活動を継続していくため、社会教育協会、PTAや青少年健全育成協議会など関係団体をはじめ、子ども会や家庭教育学級などの活動を支援します。

(7) 社会教育推進中期計画の推進

町民一人ひとりが自ら進んで学習に取り組み、心豊かで輝き続ける地域づくりを目指し、「社会教育推進中期計画」に基づき、社会教育施策の計画的な推進を図ります。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①児童生徒の社会教育事業への参加者数	社会教育課調べ	1,313 人	1,190 人
②生涯学習の機会が充実していると思う町民の割合	住民意識調査	39.1%	45.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
少年教育活動運営事業の充実	社会教育課	→	実施			
子どもの読書活動の推進	社会教育課 学校教育課	→	実施			
社会教育施設の機能充実	社会教育課	→	実施			
地域学校協働活動の実施	学校教育課 社会教育課	↗	実施			
高齢者の学習機会の充実と社会参加(ボランティア)の充実	社会教育課	→	実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・地域学校協働活動充実のための組織づくり

政 策	2-2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実
施 策	2-2-1 地域文化の振興 [主管課] 社会教育課 2-2-2 スポーツしやすい環境づくり

2-2-1 地域文化の振興

1 現状と課題

人々の創造性や感性を育み心豊かに暮らすため、また、特に青少年の豊かな創造性や情操を育むうえで文化・芸術活動や、優れた作品などに触れることは重要な役割を果たしています。

本町では、中央公民館などの社会教育施設や地域コミュニティ施設を利用して、文化協会加盟団体や各種サークル活動など、多くの町民が文化活動を実践しています。

また、町民の創作活動の発表の場でもある町民文化展の開催や、町民と行政の協働による芸術鑑賞事業や親子芸術鑑賞会開催への支援、児童・生徒を対象に鑑賞料の一部助成制度などを実施し、町民が芸術に触れる機会を提供しています。

しかしながら、文化活動の中心を担っている文化協会や町民の手で生み出された「郷土芸能メムオロ太鼓」は会員数の減少、後継者の確保などが今後の課題となっており、それらに対する支援が必要となっています。

町民個々の文化活動に対するニーズが多様化していることから、個々の活動のサークル化への働きかけや文化・芸術サークルの把握、活動支援、町民に対する情報提供を行うことが重要と考えられます。

町民の共通の財産ともいえる文化財は、生活用具や農作業用品などをふるさと歴史館で保存管理しています。町内には当時をしのぶ生活用具などが数多くあると考えられますが、実態は判明しておらず、世代交代が進むなかで、それらの貴重な資料が処分されることが危惧されます。

開町100年に建設されたふるさと歴史館は郷土資料の保存展示を行い、特に青少年がふるさと芽室を学ぶ貴重な施設となっています。今後も、先人たちのこれまでのあゆみや努力を後世に伝えていくためにも、資料の収集・保存、郷土学習の充実を図る必要があります。

【親子芸術鑑賞事業】



2 施策の方針

地域における文化活動への参加を促進するとともに、文化財などの収集・活用をすすめます。

対象	町民
意図	文化・芸術を身近に感じさせる地域づくり
結果	心豊かに暮らせるまち

3 施策の主な内容

(1) 文化芸術鑑賞機会の提供

- ・町民の参画による文化芸術鑑賞会を開催するとともに幼児の情操教育のために親子芸術鑑賞会開催を支援します。
- ・町民の創作活動の発表の場である町民文化展の充実を図ります。また、町民文芸誌の発行を支援します。
- ・児童、生徒の文化芸術鑑賞を支援し、鑑賞機会の充実を図ります。

(2) 文化活動団体、サークルなどの活動支援

- ・文化協会加盟団体やサークルの活動の場として中央公民館など公共施設の使用を促進し、ニーズにあわせた施設整備を進めます。また、文化協会などの団体活動に対し助言などの支援を行います。
- ・公民館講座受講生や個人活動のサークル化の促進や文化活動などの情報提供に努め、文化活動をはじめるきっかけづくりの推進や、文化活動に対するニーズの多様化に対応します。
- ・郷土芸能メムオロ太鼓保存会の活動支援を行います。

(3) 文化財の調査・保護の推進

- ・町の天然記念物である芽室公園の柏の木の保護を行います。
- ・町民などが保有している貴重な資料などについて所在調査を行います。

(4) ふるさと歴史館の活用促進

博物館としての機能（収集、保存、展示、調査、学習など）の充実を図ります。新たな資料の収集や展示のリニューアル、体験コーナーの活用などを進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H34)
①文化活動がしやすいと感じる町民の割合	住民意識調査	42.2%	45.0%
②地域文化活動への参加者数	社会教育課調べ	1,196 人	960 人

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
芸術鑑賞会等開催事業	社会教育課		実施			
文化芸術鑑賞助成事業	社会教育課		実施			
文化団体・サークル等への支援	社会教育課		実施			
ふるさと歴史館の展示改修・活用	社会教育課		検討	実施		
町指定天然記念物芽室公園の柏の木の保全	建設都市整備課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・芸術鑑賞事業実施団体の育成

政策 2-2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実

施策 2-2-1 地域文化の振興

2-2-2 スポーツしやすい環境づくり [主管課] 社会教育課

2-2-2 スポーツしやすい環境づくり

1 現状と課題

本町では、町民の健康増進と皆スポーツを目指し、各種スポーツ教室の開催、ゲートボールによる国内外の交流の推進、体育会の運営と所属する団体やスポーツ少年団に対する支援体制を整備するなど、スポーツの普及と健康増進を図りながら町民相互の交流を深めてきました。

町内の社会体育施設は、総合体育館の耐震老朽改修をはじめ、指定管理者制度の導入による効率的かつ適正な管理を推進してきましたが、今後は公共施設等総合管理計画などに基づき、施設の更新や維持管理などを行う必要があります。

スポーツ推進委員には、スポーツの実技指導や助言、スポーツ行事や事業の実施などに際して、積極的に協力を求めるなど、町のスポーツ振興のため、より密接な連携を図ることが可能となる機会を設ける必要があります。

発祥の地であるゲートボールは、昭和22年に本町で考案されて以降、高齢者を中心に親しまれてきたスポーツであり、毎年全国各地から多くのゲートボール愛好者を迎えて全国大会を開催するなど、競技の普及、振興に努めてきましたが、競技人口は減少しており、今後も町民の健康増進や年齢を問わず幅広い年齢層の町民が楽しめる軽スポーツとして普及啓発が必要です。

本町は「住民の健康づくり」や「まちの活性化」を図るきっかけづくりとして開催されている住民総参加型のスポーツイベント「チャレンジデー」に平成21年度から参加しています。今後も町民の運動習慣の定着を目指し、住民との協働による実行委員会において内容を検討しながら町民の健康づくりに結び付けるための取組が必要です。

また、スポーツ活動における指導者の高齢化やなり手不足に対する支援、多様化するスポーツ機会に対するニーズへの対応策を検討する必要があります。

今後も個々の町民が生涯にわたり、積み重ねる年齢とともに、いきいきと暮らせるまちづくりの実現を目指し、スポーツの振興を図る必要があります。

2 施策の方針

町民がいつでも気軽に自由にスポーツできる環境づくりをすすめます。



対象	町民
意図	いつでも気軽に自由にスポーツできるようにする
結果	健康で明るいまちづくりを実現する

3 施策の主な内容

(1) 多様なニーズ・適正に応じたスポーツ活動と運動機会の提供

- ・社会体育施設の利用者の要望をアンケート調査などにより把握するとともに、年代や目的など多様なニーズに対応するための方策を検討し、スポーツ教室やスポーツプログラムを整備します。
- ・町民が体を動かす機会を増やし、健康増進のために、気軽に参加できるスポーツ教室を開催します。

(2) 体育会・関係団体の連携と支援

- ・自主的な各種スポーツ競技団体の活動に対し、体育会や少年団本部と連携し、団体を通じて町民が円滑にスポーツに取り組むことができる体制を整備します。
- ・プロスポーツなどでの活動経験を持つ選手や指導者などの協力を得て、子どもたちがスポーツの楽しさや魅力を体験し、技術の向上などを学ぶ機会を設けるとともに、各種スポーツ指導者の発掘・育成に努めます。
- ・スポーツ活動における指導者不足に対する支援策を検討し、地域指導者登録制度の充実・活用を図ります。

(3) 発祥の地ゲートボールの普及振興

- ・ゲートボール発祥の地として、ゲートボールが町民にとって身近で手軽に取り組むことのできる競技であると感じられる環境づくりに努めます。
- ・青少年・青年・成年層に対するゲートボールの普及活動に重点を置き、ゲートボール体験の場づくりなどの支援体制の充実を図り、将来的な競技人口減少への対策を講じます。
- ・町内の小中、高校生を対象とした体験教室の実施、道外の高校ゲートボール部を対象とした合宿誘致、各種大会出場にあたっての助成制度の整備など、青少年層への競技普及に対する支援を行います。

(4) 社会体育施設の機能の充実

社会体育施設は各種スポーツ教室や団体、個人などの施設利用者が安全に楽しくスポーツができるよう、利用者ニーズに合致した施設の修繕・備品の更新などを計画的に進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①スポーツしやすい環境であると思う町民の割合	住民意識調査	92.2%	95.0%
②芽室町内の体育施設利用者数	利用実績	177,638 人／年	180,000 人／年
③高校生以下の初心者がゲートボールを体験できる機会	社会教育課調べ (教室・講座数)	34 回／年	46 回／年

5 施策に係る取組（主要な事業など）

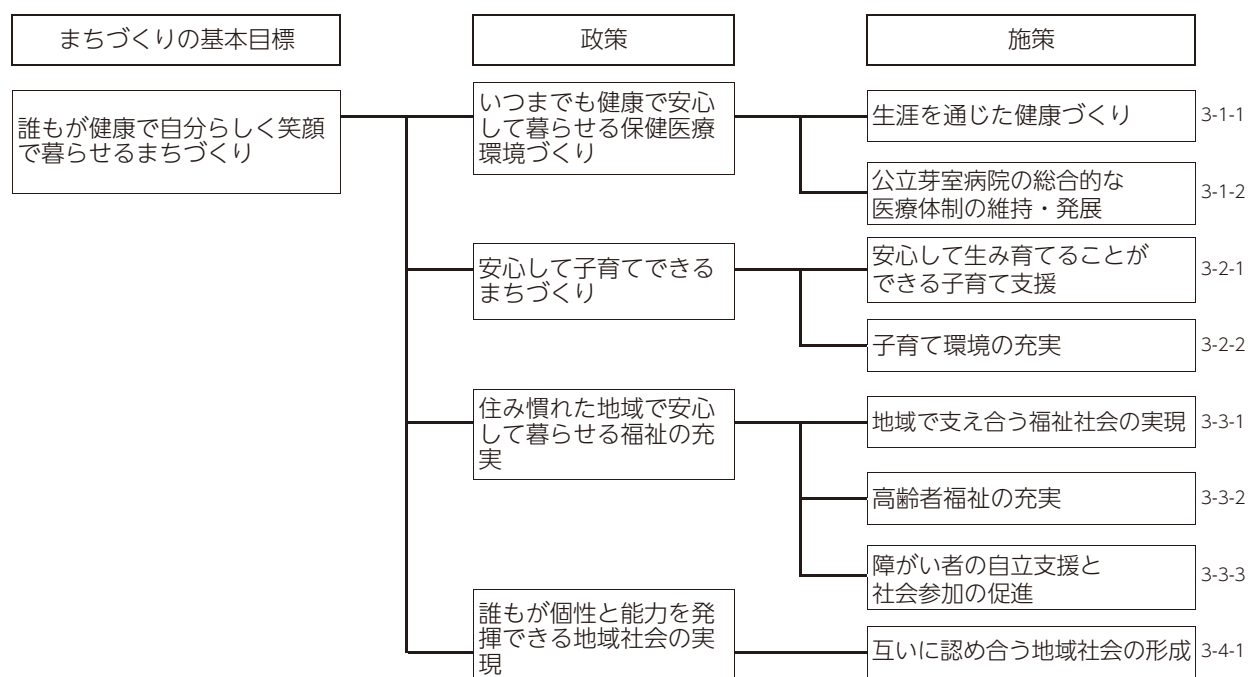
取組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
年代、目的に応じたスポーツ教室等の開催	社会教育課		実施			
ゲートボールの普及拡大 青少年・青年・成年層のゲートボール体験の場づくり	社会教育課		実施			
社会体育施設の計画的な整備・更新に向けた検討	社会教育課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・社会体育施設の再編・更新
- ・スポーツ活動における指導者不足や多様化するニーズへの対応策の検討
- ・ゲートボールの競技人口減少に対する対策

基本目標3

誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり



政 策 施 策	3-1	いつまでも健康で安心して暮らせる保健医療環境づくり	
	— 3-1-1	生涯を通じた健康づくり	[主管課] 保健福祉課
	— 3-1-2	公立芽室病院の総合的な医療体制の維持・発展	

3-1-1 生涯を通じた健康づくり

1 現状と課題

国では、平成24年7月に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」として、平成25年度から平成34年度まで「21世紀における第2次国民健康づくり運動（健康日本21（第2次）」）を推進しています。平成25年6月には、閣議決定された「日本再興戦略」において、レセプトなどを活用した保健事業を推進することとされており、国が示した保健事業の実施等による指針に基づき、PDCAに添った効率的かつ効果的な保健事業の実施を図るための実施計画（データヘルス計画）を策定したうえで、保健事業の実施・評価・改善などを行うこととしています。

本町では、保健事業などに関する計画として「芽室町総合保健医療福祉計画」を上位計画とした「芽室町健康づくり計画」をはじめ、「芽室町データヘルス計画（保健事業実施計画）」や「芽室町食育推進計画」を策定し、さまざまな事業などに取り組んでいるところです。また、これらの計画は、現状に即した事業などが行えるよう、国や北海道の動向や新たな課題に対応した見直し・改正などを行っています。

平成28年度における本町の介護保険第1号被保険者の有病状況では、生活習慣病に起因する糖尿病、高血圧などの基礎疾患が6割、血管疾患全体では9割を超えています。医療費では糖尿病に関する医療費が増加し、死因別では心疾患・脳疾患・腎不全による死亡が増加しています。本町における状況からも、健康寿命を延伸し、平均寿命との差の縮小に向け、生活習慣病の発症予防・重症化予防を図るとともに、社会生活を営むために必要な機能の維持・向上、精神的・時間的にゆとりのある生活の確保が困難な人や、健康づくりに無関心な人も含めて健康を支え守るための環境整備が求められます。

これからの長寿社会を地域とのつながりをもって健やかで心豊かに生活できるよう、生活習慣病の発症予防や重症化予防を目指した事業を展開することが重要となります。そのため、若い年代から生活習慣病予防への意識づけ、ライフステージに応じた健康づくりやこころの健康づくりを行っていく必要があります。

2 施策の方針

運動や食生活の改善などの推進により、健康的な生活習慣や食習慣を促すとともに、健診・保健指導などにより、自らが行動し生活習慣病を予防する健康づくりをすすめます。



対象	町民
意図	健康的な生活習慣及び食習慣を身につけてもらう 生活習慣病の有病者・予備群を減少させる
結果	心身ともに健康で生き生きと健やかに暮らせる

3 施策の主な内容

(1) 健康づくりに向けた体制整備

- ・妊婦や乳幼児をはじめ青壮年期、高齢期の方々に対する健康診査や健康相談・予防接種などの事業の充実を図るとともに、地域や団体、職場などで声を掛け合い、健診を受診する動機づけや健康づくりに関する啓発活動を行います。
- ・相談支援体制や保健・医療・福祉などの関係機関との連携体制を充実します。
- ・町民自らが健康づくりに取り組めるよう、出前健康講座の周知、生活習慣改善教室や健康ポイント制度の充実を図り、環境づくりを行います。

(2) 学校・家庭・地域などの連携

- ・将来を担う次世代の健康を支えるため、生活習慣病予防の取組を行い、子どもの頃から健康に対する意識を高めるとともに、学校・家庭・地域などの連携を密にした健康づくりを推進します。
- ・健康づくりを目的とした住民組織活動などの支援を行います。

(3) 生活習慣病の発症予防と重症化予防

- ・生活習慣病を予防するために、健康づくりの普及・啓発を行い、健診の受診勧奨、健診受診による疾病の早期発見・早期治療を推進し、合併症の発症や重症化の予防対策を進めます。
- ・健全な成長を促すため、乳幼児期、思春期、青壮年期、高齢期のライフステージに応じた健康や栄養などの情報の提供、相談助言などを充実するとともに、保健と医療の連携強化を図ります。

(4) 社会生活を営むために必要な機能の維持・向上

- ・若い世代から食習慣、運動、歯やこころの健康などについて、より良い生活習慣を身につけ、また、高齢になっても可能な限り社会生活を営むための機能を維持できるよう支援を行います。
- ・働く世代のストレス対策をはじめとするこころの健康づくりは、地域社会全体での取組が必要であり、広報などを活用した情報発信、講演会の開催や健康相談、地域や団体・職場などでの健康講座を継続するとともに、関係機関との連携を強化し相談支援を行います。

(5) 食育の推進

食に関する健康情報が氾濫するなか、若い世代をはじめあらゆる年代においても、正しい情報の選択ができ、また正しい食習慣が身につけられるよう、広報などを活用した情報発信や講演会の開催、健康講座などを行い、正しい知識の普及啓発を行います。

(6) 特定健診受診率向上の取り組み

国民健康保険加入者の健康管理を目的に40歳から74歳の方を対象に実施している特定健診の受診率向上のため、節目年齢に対する健診料金の自己負担助成や未受診者対策の特定健診のPR、通院中の方の検査データを受領するなどの取組を強化します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①日頃から健康的な生活習慣を身につけている方だと思ふ町民の割合	住民意識調査	71.4%	77.0%
②特定健診受診率	健診等成果	34.8% (H28)	55.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
特定健康診査・特定保健指導	住民生活課		実施			
各種がん検診事業	保健福祉課		実施			
成人健康教育相談事業 児童生徒健康教育	保健福祉課 子育て支援課		実施			
成人食生活改善事業	保健福祉課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・一次予防を主とした健康づくり施策の継続
- ・第2期芽室町データヘルス計画（平成30年度～平成35年度）の推進
- ・第3期芽室町データヘルス計画（平成36年度～平成41年度予定）の推進
- ・第5期芽室町健康づくり計画（平成35年度～平成38年度）の推進

政 策 施 策	3-1	いつまでも健康で安心して暮らせる保健医療環境づくり
	— 3-1-1	生涯を通じた健康づくり
	— 3-1-2	公立芽室病院の総合的な医療体制の維持・発展 [主管課] 公立芽室病院

3-1-2 公立芽室病院の総合的な医療体制の維持・発展

1 現状と課題

公立芽室病院は、昭和15年1月の開設以来、町内唯一の病院として、芽室町のみならず西部十勝地区の地域医療を担ってきました。この間、通常の外来・入院診療のほか健康診断、特定健診、予防接種などの公衆衛生活動、在宅患者への訪問診療の実施など、医療・介護・保健・福祉を継続的・一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の拠点として、地域住民の暮らしを守る活動を行っています。

近年、全国の公立病院が医師不足などによる経営状況の悪化により、医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になったことから、国は、平成19年と平成27年の2回にわたり公立病院改革ガイドラインを策定し、病院事業を設置する地方公共団体に対して、公立病院改革プランの策定とそれに基づく病院事業の経営改革への取組みを要請しました。

また、国においては、限られた医療資源を効率的に活用し、切れ目のない医療・介護サービスの体制を築く目的で、都道府県に対し将来の医療需要と病床の必要量を推計し、地域の実情に応じた「地域医療構想」の策定を要請し、北海道においては、平成28年12月に「北海道地域医療構想」を策定しました。

これらのことを受け、本町では、平成29年5月に「公立芽室病院新・改革プラン」を策定し、地域医療構想を踏まえた役割の明確化、経営の効率化などについての方向性を明確にしました。

公立芽室病院は、平成27年度から3年連続で病床稼働率が70%割れするなど、近年、厳しい経営状況が続いています。これらの課題解決に向けて、医療機能の検証と地域の医療需要の把握が必要となります。

今後においては、さらなる高齢化社会の到来による医療ニーズの変化を見極め、十勝圏域の医療機能の分化を念頭に、入院・外来診療の充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築に向け、必要とされる在宅医療などへの取組を進めていく必要があります。

2 施策の方針

公立芽室病院が地域包括ケアシステムの中核施設として、また、「地域住民にとって不可欠な病院」として診療機能の充実を図り、町民の理解を得ながら病院づくりをすすめます。

対象	公立芽室病院
意図	持続可能な診療機能体制の構築と経営基盤の強化
結果	質の高い医療の提供



3 施策の主な内容

(1) 地域包括ケアシステムの構築

入院・外来診療のほか、訪問診療などの体制整備を進め、「かかりつけ病院」としての機能を充実させ、在宅医療への取組を進化させます。

(2) 地域連携機能の充実

町内診療施設、近隣地区の病院・診療所、専門医療機関、老人保健施設、特別養護老人ホームなどとの連携を進め、地域に必要とされる病院づくりを進めます。

(3) 医療の質の確保

一定水準の医療を提供するため、計画的な医療機器の整備、医療施設などの維持管理、院内における各種委員会活動の推進などを図ります。

(4) 予防医療提供の推進

各種健診体制の充実を図り、予防医療に取り組みます。

(5) 医師の確保

診療体制を確保するため、医師確保、常勤医師定着に向けた取組を強化します。

(6) 経営の安定化

診療体制の充実を図り、収入の確保（病床稼働率向上、診療報酬改定に対する柔軟な対応）、費用の効率化（人員の適正配置、業務の省力化、診療材料費等の効率化などによる経費の節減、日常的な業務改善）を推進し、経営環境の改善に取り組みます。

(7) 医療機能の検証

近年の厳しい経営環境を受け、公立芽室病院の持つ医療機能を絶えず検証し、地域における医療需要を適切に把握し、持続可能な診療機能体制の構築に努めます。

(8) 施設整備

経営状況の健全性に留意しながら、将来の増改築や内部改修などの施設整備を検討します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①患者数（外来）	病院決算状況	74,477 人／年	70,000 人／年
②患者数（訪問診療）	病院決算状況	50 人／年	150 人／年

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
地域包括ケアシステムの構築	公立芽室病院		実施			
地域連携機能の充実	公立芽室病院		実施			
医療の質の確保	公立芽室病院		実施			
医師の確保	公立芽室病院		実施			
経営の安定化	公立芽室病院		実施			
医療機能の検証	公立芽室病院		実施			
施設整備	公立芽室病院		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・ 建物の長寿命化計画の策定
- ・ 医療機器の計画的更新

政 策 3-2 安心して子育てできるまちづくり

施 策 — 3-2-1 安心して生み育てることができる子育て支援 [主管課]子育て支援課
— 3-2-2 子育て環境の充実

3-2-1 安心して生み育てることができる子育て支援

1 現状と課題

少子化・核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など、子育て世帯が孤立しやすい社会状況は依然として続いています。現代の子育てには「時間」「経験」「知識」が不足しがちであり、適切なサポートが得られないことで、親の不安感や負担感の増加や子どもに対する不適切な関わりなどの課題が表面化しやすくなります。また、家庭環境やライフスタイル、価値観の多様化により、それぞれが抱える課題も一様ではなく、個々の事情に応じた家庭全体を支える体制づくりが課題となっています。晩婚化や晩産化の傾向も依然として続いており、出産を望む人々が希望する時期に出産できる環境づくりも大きな課題です。

平成24年の児童福祉法改正以降、国は発達に支援を要する子どもが身近な地域で支援を受けられる体制づくりを推進してきました。さらに、医療的ケア児などの特別な支援を要する子どもたちをサポートする支援体制づくりを推進しています。本町では平成21年度から「発達支援システム」を構築し、関係機関のネットワークづくり、職員の専門性向上、施設設備の充実を図ってきました。早期から相談できる体制や、幼児期から学齢期までの情報が継続し、成長にあわせた支援が安定して提供される体制が整備されていることは、子どもたちのその後の社会適応に大きな影響があると考えられており、将来の社会参加を見据えた継続性・一貫性のある支援体制のさらなる充実を図ることが求められています。

家庭での養育における社会的な問題として虐待があります。児童虐待対応件数は増加傾向にあり、虐待の未然防止、養育上の課題の早期発見・早期対応の強化が求められています。子どもたちが現在直面している課題が、将来の妨げとならないよう、課題を早期に発見し早期に対応するための仕組みづくりが必要です。本町は「芽室町子どもの権利に関する条例」に基づき、全ての子どもたちの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」権利を保障しており、子どもたちが健やかに育つ環境づくりや、子育て支援体制の整備に取り組むとともに、さまざまな事情や背景のひとり親家庭に対応した相談・援助体制の充実を図る必要があります。

2 施策の方針

妊娠・出産、子育てに関する悩み・不安の解消と地域社会の理解を深めることにより、まち全体による子育て支援体制の充実を図ります。



対象	町民
意図	妊娠、出産及び子育てに対する不安や悩みを解消する 子育てに対する地域社会の理解を深める
結果	子育ての支援体制が充実し、安心して生み育てることができる

3 施策の主な内容

(1) 妊娠から出産、子育ての不安を解消する体制の整備

- ・妊娠・母子健康手帳交付時から、妊娠中の生活・経済的な悩み・子育て支援の各種サービス・食生活に関する助言など個々に応じたきめ細かな相談を、子育て世代包括支援センターにおいて実施するとともに、個々のケースに合わせた支援プランを作成し、必要なサービスの選定や利用を支援します。
- ・特定妊婦、要保護・要支援ケースを把握した場合は、速やかに関係機関との連絡調整を行い支援につなげます。
- ・出産後の母子の健康保持や悩みへの早期対応を図るために、現在実施しているアウトリーチ型産後ケアを継続するとともに、デイサービス型や宿泊型など多様な形態での産婦支援の充実を図ります。
- ・不妊治療などへの支援体制を継続し、子どもを産みたいときに産める環境づくりを推進します。

(2) 楽しく子育てできる支援体制の推進

- ・子育てに関する相談対応や情報提供、保護者同士の交流などのサポートを行う地域子育て支援拠点の充実を図ります。
- ・現在、子育て支援センターが実施している開放事業に加え、より身近な場所でつながるための「出張ひろば」事業を継続するとともに、育児負担の軽減を目的として実施している「育児サポートシステム」は今後も継続し、地域で気軽に子どもを預かってもらえる環境を保障します。
- ・子育て支援団体などとの情報交換を行い、町民との協働による「子育てしやすいまちづくり」を進めます。

(3) 子どもの健やかな発達を促す体制の推進

- ・発達に支援を要する子どもに一貫性と継続性のあるサポートを保障する「発達支援システム」を継続し、子どもに最善の利益を保障する支援体制づくりに必要な専門職を配置し、システムづくりを進めます。
- ・対人関係や行動上に支援ニーズを抱える子どもや医療的ケアを必要とする子ども、読み書きに困難を抱える子どもや学校などへの適応に課題を抱える子どもなど、一人ひとりのニーズに応える支援体制を推進します。
- ・発達支援システムを充実させるため、平成21年に「地域コーディネーター」及び「発達心理相談員」を配置し、関係機関間の連携や専門的な相談体制の中核を担ってきましたが、今後は就学相談などの各種相談をさらに充実させるとともに、地域支援へのシフトを加速させ、教育委員会との連携を強化するため「地域コーディネーターの複数配置」を検討します。また、子育てや発達の相談及び発達のアセスメントを行う専門職として発達心理相談員の配置を継続します。

(4) 子育ての木委員会による機能的な連携体制

役場内横断プロジェクトである「子育ての木委員会」により、多くの行政機能の連携を強化し、充実した子育て支援機能の実現を図ります。

(5) 子どもの権利擁護の推進

虐待、育児放棄などの要保護児童、または要支援児童に関して、その権利の侵害が認められた際には、速やかに初期対応や情報収集を行い、ケース検討会議の開催や関係機関との連絡調整、その後の経過確認を行います。

また、平成28年度に設置された権利侵害に対する救済機関である「子どもの権利委員会」において、助言・調査・調整により子どもの権利の早期回復を図るとともに、児童生徒などへの啓発をはじめ、子どもの権利に関する条例の周知に努めます。

(6) 社会全体で子育てを支える基盤づくり

妊娠・出産を迎える人々や子育て世帯を社会全体で応援する機運を高めるために、地域や各種団体、企業への啓発活動を行います。さらに、家庭や子どもを持つことなどについての意識啓発のため、中学生の赤ちゃんふれあい体験などを通じて、引き続き「次世代教育」に取り組みます。

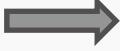
(7) 子育て世帯の経済負担の軽減・子どもの貧困対策

- ・疾病の早期発見・治療を進めるとともに、子育て世帯の経済的な負担軽減などを図るため、乳幼児等医療費給付事業及びひとり親家庭等医療費給付事業においては、町独自の所得制限緩和を図り、公費負担により支援すべき対象者の拡大と事業内容の拡充を進めます。
- ・平成29年度から開始した子どもの居場所づくり推進事業（風の子めむろ）を継続し、貧困を含むさまざまな課題を抱える子どもの早期発見・早期対応を図ります。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①育児が楽しいと感じる親の割合	乳幼児健診アンケート	87.6%	90.0%
②安心して子育てができる環境であると思う町民の割合	住民意識調査	96.5%	90.0%以上

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
妊婦相談・支援事業 乳幼児健診・相談事業	子育て支援課		実施			
子育て支援センター運営事業	子育て支援課		実施			
子育て世代包括支援センター運営事業	子育て支援課		実施			
発達支援システム推進事業	子育て支援課		実施			
子育ての木委員会開催事業	子育て支援課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・「発達支援システム」による一貫性・継続性のあるサポートの継続

政 策	3-2 安心して子育てできるまちづくり
施 策	3-2-1 安心して生み育てることができる子育て支援 3-2-2 子育て環境の充実 [主管課] 子育て支援課

3-2-2 子育て環境の充実

1 現状と課題

少子化傾向は依然として続く見通しですが、一方、男女の意識の変化や国の労働・雇用政策などの社会情勢から共働き世帯はさらに増える傾向にあり、引き続き保育需要は増大する見込みです。また、保護者の子育てに対する考え方や就労環境の多様化などから、保育施設や保育施策に対する要望や期待は年々広範多岐にわたってきています。

本町の保育施設は、私立の認可保育所や、認定こども園（芽室幼稚園保育部分）、小規模保育事業所のほか、町が2か所の保育所を運営し、多様な保育ニーズに応じた選択肢の提供を行っていますが、近年、低年齢児の保育希望が増えることに伴い、保育士の確保が課題となっています。

また、放課後児童対策としての子どもの居場所づくりについては、平成30年度に芽室南小学校区に児童館を設置するなど、これまで整備を図ってきたところですが、今後も保護者ニーズを確認しながら、居場所の在り方、運営方法の検証・検討が必要です。

教育基本法にも規定されている幼児期の教育は、心身の成長、発達過程において重要な役割を担っています。本町における幼児教育施設は、私立の認定こども園と幼稚園があり、近年、発達に支援を要する子どもに早い段階で対応することの重要性が増していることから、私立幼稚園では個に応じた教育を図るため教員の増員が必要とされています。町は、保育施設と同様に幼児教育施設が支援を要する子どものために加配する教諭について、国や北海道の支援を受けられない部分に対し、係る費用の支援を継続する必要があります。また、町内在住者の私立幼稚園就園に際しては、国が進める幼児教育無償化の取組に沿い、保護者の経済的負担を軽減するために保育料など就園費の減免分を補助するなど、総合的に幼児教育の振興を継続していく必要があります。



2 施策の方針

子どもの健やかな心身の成長を促すとともに、教育・保育相互の子ども情報の連携、保護者への教育情報の円滑な提供を促進します。

対象	子ども、保護者
意図	子どもの健やかな心身の成長 教育・保育相互の連携が進み、保護者への教育情報の提供がスムーズになされる
結果	保護者が安心して子どもを預けることができる

3 施策の主な内容

(1) 町内保育事業の充実

- ・保育所の運営においては、めむろかしわ保育園・めむろてつなん保育所は民間法人が、ひだまり保育所・上美生保育所は町がそれぞれ運営しています。さらに、認定こども園芽室幼稚園においても保育を必要とする子どもを受け入れています。いずれの施設についても、芽室の子どもたちの保育に責任を果たすのは町であることに変わりはなく、今後も引き続き運営事業者と町が十分な連携を保ちながら、一時預かり事業など、保護者ニーズを十分に確認・検証し、保育の一層の充実を図ります。
- ・保育所の待機児童数ゼロを継続し、安心して子どもを預けられる体制を維持します。
- ・病後児保育に加え、病児保育の町内実施に向けて関係機関との協議を継続します。

(2) 保育士の確保

全国的な保育士不足は十勝管内においても例外ではなく、将来に渡る安定的な保育の提供のため、保育を実施する責任がある町として、町立保育所においては保育士の正職員化を進め、民間法人に対しては、国と連携した保育士の処遇改善策を行うとともに、必要に応じて町独自の支援策も検討します。

(3) 子どもセンターなどの安定的な運営

18歳未満のすべての子どもを対象とする児童館では、遊びと生活の援助の場を設け、子どもを心身ともに健やかに育成する運営を行います。また、児童クラブの機能を併せ持った子どもセンターとして、芽室西小学校区に平成24年度から「めむろ西子どもセンター」を、芽室小学校区については、平成28年度から「めむろ子どもセンター」を供用しており、今後はニーズを確認しながら、子どもセンターの中・高校生の利用を促進する方策を検討するとともに、安定的な人材確保による機能的・弾力的な子どもセンターの運営を図るため、民間委託などの検討を行います。

また、児童館、児童クラブの機能や保護者ニーズを把握するため、運営時間などについてのアンケート調査などを行います。

(4) 私立幼稚園就園保護者の負担軽減

私立幼稚園に就園している保護者の経済的負担軽減のため、就園奨励費補助を継続し、幼稚園への就園を支援します。

(5) 幼稚園・保育所に対する教育情報の提供及び加配職員の配置支援

幼児教育を取り巻く環境の変化に対応し、個に応じた教育の専門性を高めるため、研修機会の充実を図ります。

また、個別に支援が必要と判断した子どものための加配職員配置が速やかに行われるよう、配置に係る経費の支援を継続します。

(6) 認定こども園（幼保一体化機能）の検証

芽室幼稚園が私立幼稚園から認定こども園に移行し、町内で唯一の形態で運営を始めたことから、町は運営法人と連携し、効率的な運営を図る幼保一体化機能について、認定こども園制度の理念と実際の現場を照らし合わせた検証を行います。

(7) 小学校との連携推進

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を強化し、保護者への小学校教育情報の提供、小学校教育への指導の円滑な移行など、教育への接続性を推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①保育所の保育サービスに満足している保護者の割合	保護者アンケート	認可 89.4% 農村 97.9%	95.0%
②保育所待機児童数	実績数	0人／年	0人／年

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
待機児童を出さない保育体制の維持	子育て支援課		実施			
病児保育の町内実施に向けた協議	子育て支援課		実施			
放課後児童対策の充実	子育て支援課		実施			
加配職員配置支援の継続	子育て支援課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・保育所待機児童数ゼロの継続と、さまざまな保育ニーズに対応し、安心して子どもを預けられる体制の維持

政策 3-3 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の充実

- 施策 — 3-3-1 地域で支え合う福祉社会の実現 [主管課] 保健福祉課
- 3-3-2 高齢者福祉の充実
- 3-3-3 障がい者の自立支援と社会参加の促進

3-3-1 地域で支え合う福祉社会の実現

1 現状と課題

高齢者の保健・医療・福祉における地域包括ケアシステムや生活困窮者自立支援制度にみられるように、支援を必要とする人に対し、地域において総合的・包括的な支援を提供する制度へ転換しようとする動きが進んでおり、こうした流れは、今後一層進むものと見込まれます。

国では、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部において、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や関係機関が「我が事」として参画し、人や資源が世代や分野を超えて「丸ごと」繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指す「地域共生社会」の実現に向け、「地域課題の解決力の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を掲げています。

また、社会福祉法では、地域福祉の増進にあたって、市町村において「地域福祉計画」を策定することが規定されており、平成24年度に策定した「第3期芽室町地域福祉計画」では、「だれもが孤立せずに支え助け合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり」を基本理念に、「住民の支え合いによる地域福祉社会の推進」、「必要な福祉サービスが適切なタイミングで利用できる仕組みづくり」、「地域で安全・安心に生活できる環境の整備」を計画目標として取り組んできました。

平成31年度から始まる「第4期芽室町地域福祉計画」においても、子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が、慣れ親しんだ地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、取組を進める必要があります。

2 施策の方針

年代や世代、性別、障がいの有無に関わらず、地域全体がお互いに支え合える体制づくりをすすめます。

対象	町民
意図	住民同士で支え合う体制をつくる
結果	住み慣れた地域で安心した生活を送ることができる



3 施策の主な内容

(1) 地域における支え合い活動の推進

- ・町内会などの地域で、世代を超え誰もが挨拶やコミュニケーションを交わす環境づくりを推進し、コミュニティの再構築を図ります。
また、住民一人ひとりをはじめ、町と町内会や、たすけあい活動などの関係機関・団体がひとつになって地域住民同士の「つながり」や「支え合い」を推進します。
- ・福祉教育は、すべての人を個人として尊重し、思いやりの心を持って助け合う精神を育成するものです。家庭における福祉教育はもとより、学校教育や地域の中で、子どもから大人までさまざまな社会資源を活用しながら、福祉に関する教育を推進します。
- ・地域で支え合い活動を活発に行うには、その担い手となる人材の育成が重要です。地域活動やボランティア活動に気軽に参加できる機会の充実や、参加意欲を大切に育てる環境づくり、そして牽引力となる人材を育成するため、ボランティアセンターなどと連携し、地域力が発揮できる社会の体制づくりを推進します。また、民生委員児童委員のなり手不足については、引き続き、町内会などとその必要性の共通理解を図り選出いただけるよう取り組みます。
- ・経済的困窮、社会的孤立など複合的な課題を有し、生活保護の手前の段階にあるような人々の自立支援を行うとともに、孤立させない地域づくり、関係機関の体制づくりを進めます。
- ・町と地域、学校、民生委員児童委員、関係機関などが連携し、貧困家庭の子どもへの教育支援や生活相談支援などの総合的な子どもの貧困対策を行います。

(2) 地域における総合的な保健・福祉サービス利用の推進

- ・相談支援体制の充実と、関係機関や地域の民生委員児童委員などとの連携をより強化します。
- ・広報誌やホームページなどにより、地域福祉に関する各種情報提供を行うとともに、SNSなどを活用し、いつでもどこでも必要な時に最新の情報やサービスが入手できる環境づくり、体制づくりを進めます。

(3) 地域福祉を推進する体制づくり

- ・支援が必要な人を地域で支えていくため、住民一人ひとりをはじめ、関係機関や団体、事業者などの幅広い地域資源、そして、町がそれぞれ持つ特性を十分発揮できるよう役割を明確にし、連携と協働により実施する体制づくりを進めます。また、要配慮者台帳の維持・整備を図り、今後も継続して緊急時に対応できる体制づくりを進めます。
- ・芽室町総合保健医療福祉協議会や芽室町社会福祉協議会、民生委員児童委員、町内会などの関係機関と連携しながら、より効果的な地域福祉を推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①ボランティア活動に参加した住民の割合	住民意識調査	32.3%	35.0%
②たすけあい活動参加町内会（市街地）・行政区（農村部）数	社会福祉協議会調べ	51 件	60 件
③住んでいる地域は、住民同士支え合う体制ができていると思う住民の割合	住民意識調査	80.6%	80.0%以上

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
社会福祉協議会活動支援事業	保健福祉課		実施			
民生委員児童委員活動支援事業	保健福祉課		実施			
芽室町ボランティアセンター運営支援事業	保健福祉課		実施			
要配慮者支援事業	保健福祉課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・第5期芽室町地域福祉計画（平成35年度～平成38年度）の推進

政 策	3-3	住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の充実
施 策	— 3-3-1	地域で支え合う福祉社会の実現
	— 3-3-2	高齢者福祉の充実 [主管課] 保健福祉課
	— 3-3-3	障がい者の自立支援と社会参加の促進

3-3-2 高齢者福祉の充実

1 現状と課題

我が国の高齢化は世界に類を見ないスピードで進み、芽室町においても平成30年3月末時点、高齢化率は28.7%で、全道の中では179市町村のうち165位（平成29年1月現在住民基本台帳人口）に位置していますが、全国と同程度の高齢化率となっています。

芽室町の人口は、平成20年をピークに減少し、昭和22年から24年に生まれたいわゆる団塊の世代の方が全員75歳以上となる平成37（2025）年には高齢者人口は増加し、芽室町民の3人に1人が65歳以上の高齢者となる見込みであり、一方で、社会の支え手とされてきた生産年齢人口（15～64歳）は減少し、少子高齢化・人口減少社会に直面しています。

また、健康で活動的、心身ともに自立した暮らしを送る高齢者がいる一方、ひとり暮らし、夫婦のみの高齢者世帯、認知症の方の増加が見込まれており、暮らしに対するニーズは拡大・多様化していくものと考えられます。

平成29年度に策定した「第7期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、輝く高齢期と安心できる暮らしを目指すことをテーマに掲げ、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、高齢者の皆さんに住み慣れた芽室町で長く暮らしていただくため、生活に関わる幅広い取組について、具体的な目標をもって推進する必要があります。

高齢者保健福祉計画では、「高齢期の健康づくり」「高齢者の活躍と社会参加の推進」「暮らしの安心と不便の解消」を目標とし、生活習慣病の発症予防、介護予防への取組、社会貢献や参加意欲をもちながら活動できる環境づくり、住民とともに進める暮らしの支援環境づくりを推進することとしています。

また、介護保険事業計画では、「自立支援、介護予防、重度化防止の推進」「医療・介護の連携の推進」「介護サービス基盤の整備等」「地域支援事業の推進」「介護保険財政の健全な運営」を目標とし、福祉人材確保の対策を行いながらサービス基盤の整備について推進することとしています。

2 施策の方針

高齢者の方々の健康づくりや社会参加を推進し、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう適切なサービスを提供します。



対象	高齢者（65歳以上）
意図	高齢期の健康づくりを推進する 高齢者の活躍と社会参加の推進を図る 暮らしの安心と不便の解消を図る 適切なサービスを利用できるようにする
結果	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる

3 施策の主な内容

(1) 高齢期の健康づくり

- ・高齢期の健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病の発症予防と重症化予防の観点から、各種健診や栄養相談、生活習慣病予防対策などを実施します。また、認知症予防や進行を遅らせるための生活習慣に早い段階から取り組めるよう「あたまの健康チェック」や出前健康講座を実施します。
- ・公立芽室病院や地域の医療機関との連携を図り、健康管理、健康診査など、医療サービスを通じた高齢期の暮らしの安定を目指します。

(2) 高齢者の活躍と社会参加の推進

- ・長寿命化により長くなった高齢期をいかに楽しく充実して過ごしていただくかということを念頭に、一人ひとりの心身機能に合わせた地域とのつながりを作り、自らが活動の場や役割を選んで参加できるよう、「生活支援体制整備事業」や「高齢者支援活動推進事業」、「介護予防ポイント推進事業」などを実施します。
- ・高齢者の生きがいづくりのため、「老人クラブ連合会」や「めむろシニアワークセンター」を支援します。

(3) 暮らしの安心と不便の解消

加齢に伴う緩やかな心身機能の低下は避けられず、ひとり暮らしであっても、認知症になっても、不安感を募らせ、不便を抱え続けながら暮らすことのない環境づくりを進めるため、「緊急通報システム運営事業」や「高齢者食事サービス事業」、「認知症総合支援事業」などを実施します。

(4) 自立支援、介護予防、重度化防止の推進

- ・高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、自立支援・介護予防・重度化予防を推進します。
- ・高齢者自ら健康づくりの意識を高め、活動的な生活を続けられる環境づくりを進めます。
- ・積極的な介護予防が必要な方に対して、各種介護予防教室を開催し、要介護状態への移行を遅らせるよう取り組みます。
- ・要支援認定者の方へは、専門職の特性を活かしたケアプランを作成し、自立支援や重度化予防を推進します。

(5) 医療・介護の連携の推進

- ・医療と介護の両方の支援を必要とする方々へ切れ目ない支援体制を構築し、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できる在宅医療及び介護が提供できるよう、関係機関との連携体制の強化を図ります。
- ・医療に特化した相談窓口を公立芽室病院に設置し、相談支援体制の強化を図ります。
- ・医療や介護のマップ、情報共有ファイルなどのツールや講演会などの普及啓発、課題の把握や解決のための地域ケア会議などを実施します。

(6) 介護サービス基盤の整備等

高齢者が住み慣れた地域で、必要なサービスや施設サービスを不安なく利用できるよう、介護サービス基盤整備の必要性・緊急性について介護保険料負担のバランスを考慮し比較・検討します。

また、介護サービス基盤の充実に伴い必要となる、質の高い人材を安定的に確保するため、介護人材不足対策として介護人材の育成及び確保の支援に努めます。

(7) 地域支援事業の推進

高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態などとなった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業、任意事業などを推進します。

(8) 介護保険財政の健全な運営

介護サービスを必要とする方を適切に認定し、真に必要とする過不足のないサービスを適切に提供できるよう、介護給付適正化事業を継続して実施します。また、介護保険制度の周知を図り、安心して介護サービスを利用できるよう努めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①高齢者にとって暮らしやすいまちだと思う高齢者の割合	住民意識調査	77.5%	81.8%
②やりがいのある趣味や運動、仕事に取り組んでいる高齢者の割合	住民意識調査	56.6%	64.2%
③芽室町の福祉サービスに満足している高齢者の割合	住民意識調査	90.7%	92.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
高齢者の健康づくり（各種健診・健康教育・相談）	保健福祉課		実施			
高齢者の活躍と社会参加の推進（生活支援体制整備事業・高齢者支援活動推進事業）	保健福祉課		実施			
暮らしの安心と不便の解消（認知症総合支援事業・食事サービス・緊急通報システム）	保健福祉課		実施			
介護サービス基盤の整備等（地域包括支援センター運営事業・在宅医療介護連携推進事業・福祉人材確保対策事業）	保健福祉課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成33年度～35年度）の推進
- ・第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成36年度～38年度）の推進

政策 3-3 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の充実

施策 3-3-1 地域で支え合う福祉社会の実現

3-3-2 高齢者福祉の充実

3-3-3 障がい者の自立支援と社会参加の促進 [主管課] 保健福祉課

3-3-3 障がい者の自立支援と社会参加の促進

1 現状と課題

国は、地域社会における共生の実現にむけて障害福祉サービスの充実など、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「障害者総合支援法」を平成25年4月に施行しました。また、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、平成30年4月には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正されるなど、国の制度が変化しています。

本町の障がい者（児）数は、平成28年度で、身体障害者手帳所持者数は859人、療育手帳所持者数は213人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は92人となっています。また、発達障がいのある人も増加傾向にあり、社会構造の複雑化に伴うストレスなどによる精神障がいも問題となっています。

このようななか、平成21年度には「芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例」を制定し、「芽室町障がい者福祉計画」の策定を条例で規定しました。この計画では、「早期発見及び早期支援」「就労支援」「生活支援」「支援を広げるための施策」を基本施策と位置付けています。そのなかで、「保育所等訪問支援事業」や「芽室町読み書き支援スクリーニング事業」など子どもが普段通う場所での支援の充実、「就労継続支援A型事業所」の開設による一般就労へ向けた訓練の場の充実、また、民間委託による多様な相談ニーズへの対応強化や、就労を希望する人と雇用を希望する企業の双方を支援する一般就労定着の取組を推進しました。

今後は、発達支援を要する子どもへの専門的な支援体制のさらなる整備・充実が求められているほか、障がいのある人やその家族の高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるための社会資源のネットワーク確立や住居系サービスの整備などを進める必要があります。

さらには、「芽室町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、農福連携を活用した就労の場の拡充や一般就労への移行促進、住まいの場の整備へと事業を展開し、将来的には交流人口の増や移住、定住に結びつけることが必要になります。



2 施策の方針

障害福祉サービスや相談などの支援により、障がいのある方の社会復帰、社会参加をすすめます。

対象	障がい者・児
意図	社会復帰及び社会参加を促す
結果	安心と生きがいを持って生活できる

3 施策の主な内容

(1) 早期発見及び早期支援

- ・発達支援や医療的ケアを要する子どもへの専門的な支援体制の整備・充実を図ります。
- ・子どもの障がいの有無にかかわらず、保護者が安心して子育てができるよう相談支援体制を充実します。
- ・発達支援を要する子どもが、普段通う場所で適切な支援が受けられるよう、所属機関の巡回支援や、所属機関において療育サービスを提供し集団への適応を支援します。
- ・発達に応じた適切な教育を受けることができるよう、就学に関する相談支援や子どもの実態把握と共通理解の形成、教職員の指導力や専門性の向上を図ります。

(2) 就労支援体制の強化

- ・ハローワーク、商工業団体などの就労支援を行う関係機関と連携し、一貫性のある就労支援体制の強化を図ります。
- ・職場実習の機会を確保することにより、障がいのある人の就労意欲の向上を図ります。
- ・福祉的就労事業所の事業安定や事業拡大の支援を行います。
- ・一般就労へ繋げる福祉的就労の場のさらなる充実を図るため、福祉的就労事業所などと課題を共有し、就労を希望する人の支援・連携体制の整備を行います。
- ・NPO法人などと連携し、一般就労への定着促進を図るとともに、障がい者雇用に対する企業などの理解促進を図ります。
- ・基幹産業である農業のブランド力を最大限に生かした、農業と福祉の連携の可能性を広げ、就労の場の拡充を進めます。

(3) 生活支援の充実

- ・障がいのある人の多様化するニーズや状況を把握し、サービスの充実を図るとともに、相談窓口の周知や相談支援体制の強化を進めます。
- ・障がいのある人やその家族の高齢化、障がいの重度化に対応する、生活の場の確保、緊急時の受入れ体制の整備など、地域の体制をつくります。
- ・判断能力が十分でないなどの支援の必要な人の成年後見制度利用支援を行います。
- ・災害時の避難支援体制の整備と、福祉避難所の確保に努めます。
- ・障がいのある人への健診の普及啓発や受診勧奨、健診が受けやすい健診体制・環境づくりに努めます。

(4) 支援を広げるための施策の充実

広報誌やイベントなどを活用し、障がいに対する町民の理解と意識向上を目指します。また、各種関係団体の活動支援を行います。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①障がい者にとって暮らしやすいまちだと思う町民の割合	住民意識調査	84.7%	88.0%
②就労支援事業所から一般就労した方の人数 (H31～H34 累計)	保健福祉課調べ	8人 (H26～H28)	12人

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
就労支援体制の充実（一般就労定着支援の促進）	保健福祉課		実施			
障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実	保健福祉課		実施			
相談支援体制の充実	保健福祉課		実施			
グループホームなどの住まいを含めた生活支援体制の整備	保健福祉課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・ 障がいのある人の状況や「親亡き後」に対応したグループホームなどの地域生活のための整備
- ・ 第6期芽室町障がい者福祉計画（平成33年度～平成35年度）の推進
- ・ 第7期芽室町障がい者福祉計画（平成36年度～平成38年度）の推進

政策 3-4 誰もが個性と能力を発揮できる地域社会の実現

施策 3-4-1 互いに認め合う地域社会の形成 [主管課] 保健福祉課

3-4-1 互いに認め合う地域社会の形成

1 現状と課題

急速に少子高齢化が進み、人口減少社会を迎えるにあたり、地域社会の活力を維持していくためには、人種、国籍、性別、信条、障がいの有無、年齢、社会的身分などあらゆる差別を解消し、自分の人権を守り他者の人権も守ろうとする意識・意欲・態度の醸成が重要です。

しかしながら、いじめや体罰、児童虐待といった子どもに関する人権問題や、インターネット上の誹謗中傷、プライバシー侵害といった問題に加え、特定の民族や国籍の人々を排斥するヘイトスピーチなどの差別的言動や、東日本大震災からの避難者に対する偏見や差別など、人権侵害の問題は、深刻な社会問題となっています。

また、LGBTなど性的マイノリティであることや、障がいがあること、外国人であること、アイヌの人々であることなどに加え、女性であることや高齢であることで、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合もあり、あらゆる権利侵害や生活上の不利益から擁護していく仕組みづくりと、地域の見守りが求められています。

本町では平成16年度に「芽室町男女共同参画推進条例」を制定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいるとともに、高齢化社会を迎え、高齢者の権利擁護事業として、認知症や支援者不在などの困難を抱える方が、住み慣れた地域で安心して尊厳のある生活を送れるよう、成年後見制度の利用促進や、虐待防止・早期発見・対応のためのネットワーク充実及び相談支援事業に取り組んでいます。

平成28年4月には、行政機関や事業者に対し、日常生活や社会生活で障壁となるような制度や慣行、観念などの排除や、障がいのある方から暮らしづらさの意思表示があった場合などに、負担が重すぎない範囲で対応する合理的配慮と、障がいの有無に関わらず誰もがそれぞれの立場において自発的に差別の解消に取り組むことが求められるよう「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

人口減少が避けられないなか、活力ある誰もが住みやすいまちづくりを進めるためには、互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくり、人権教育や啓発活動が不可欠となっています。

2 施策の方針

性別、年齢、障がいの有無などに関わりなく、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会の形成及び人権を尊重し差別や権利侵害のない地域づくりをすすめます



対象	町民
意図	誰もがその個性と能力を十分に発揮できるようにする 人権を守り、権利侵害（擁護）への意識を高める
結果	誰もが個々を認め、支え合うことができる社会の形成及び人権を尊重し合う社会を築くことができる

3 施策の主な内容

(1) 人権を尊重する社会の実現

- ・子どもや障がい者、高齢者などの権利擁護の意識啓発を総合的に推進します。
- ・地域や学校での学習の機会の充実や相談、人権尊重の啓発活動など、意識啓発のための取組を推進します。
- ・LGBTなどに関する人権教育やリーフレットなどを活用した啓発活動に努めます。

(2) 男女共同参画への意識啓発

- ・すべての人が性別に関わりなく個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指します。
- ・「芽室町男女共同参画基本計画」を推進するため、地域や家庭において男女共同参画の意識づくりに向けた啓発活動の充実を図ります。
- ・ワークライフバランスの視点に立ち、男女がともに働き続けられる環境整備に向けた取組を支援します。また、多様なニーズに対応する育児・介護サービスの充実を図るとともに、育児休業の取得や労働条件の配慮など、企業の理解を深めるための啓発活動を推進します。

(3) アイヌ住民福祉の向上

アイヌ住民が社会的・経済的に安定した生活が営まれるよう、生活指導員による相談・指導、助言などを推進します。

(4) 子ども、配偶者、障がい者、高齢者などの権利擁護

- ・権利擁護に対する学習の機会の充実や権利侵害の際の相談支援体制の充実を図ります。
- ・権利侵害が起こらないよう、地域にネットワークをつくり、見守る支援体制を構築します。また、町内会、民生委員児童委員や警察などの関係機関とも連携を取り、権利侵害の予防及び早期発見・早期介入を推進します。
- ・DVなど配偶者からの暴力については、道や警察などと協力しながら、配偶者への暴力防止と被害者の保護・自立支援を図ります。
- ・地域における成年後見制度の担い手である、市民後見人の養成と活動支援を行います。
- ・雇用の場や教育の場での差別防止に向け、相談体制の整備、意識啓発に取り組みます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①性別に関係なく社会進出（参加）できる町だと思う町民の割合	住民意識調査	88.1%	90.0%
②人権が尊重され、差別や人権侵害がない町だと思う町民の割合	住民意識調査	94.0%	90.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

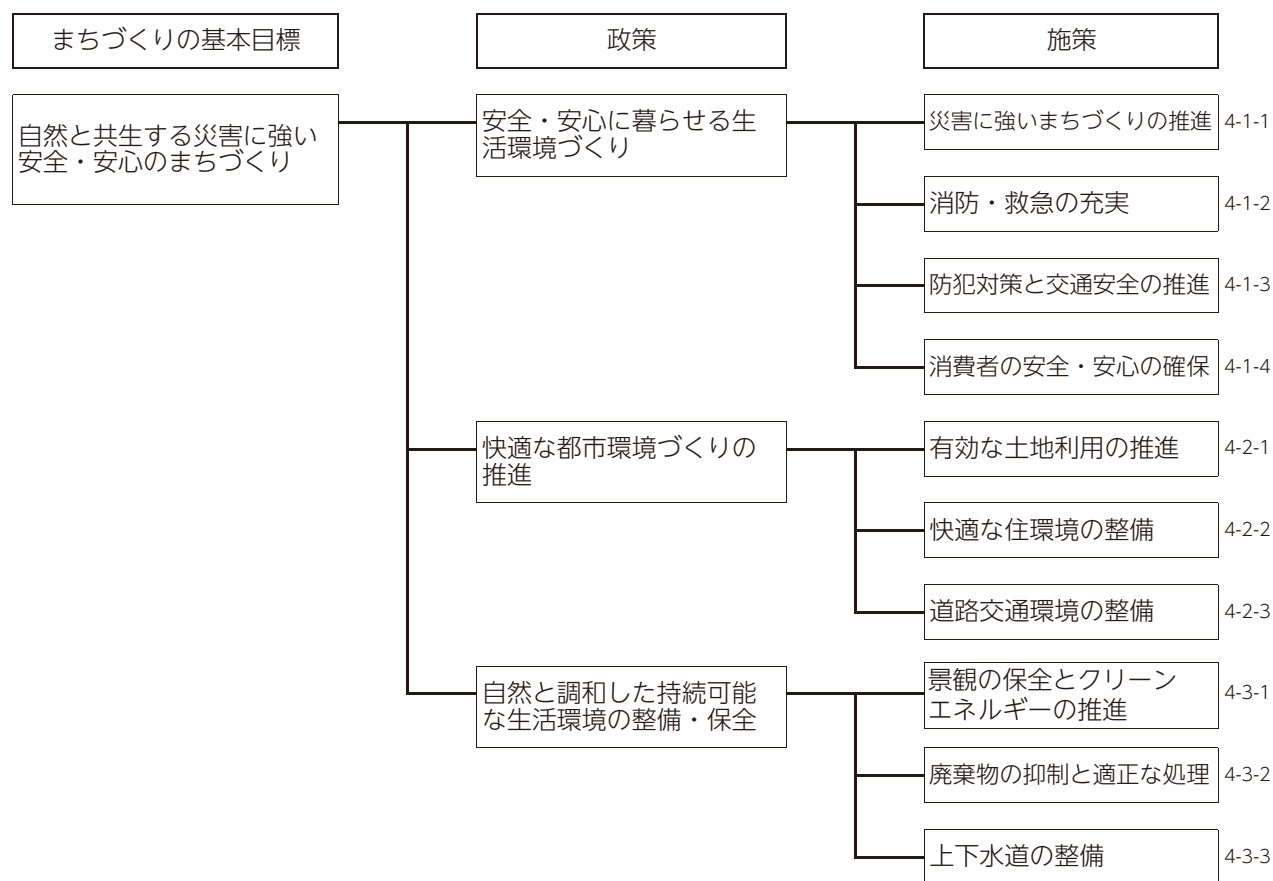
取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
男女共同参画基本計画の進捗状況	企画財政課		実施			
男女共同参画への意識啓発	企画財政課		実施			
家庭・学校・団体・企業・行政での人権尊重の啓発活動	保健福祉課		実施			
高齢者、障がい者の権利擁護事業	保健福祉課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・一層進行する高齢社会に対応する高齢者権利擁護事業の継続実施
- ・平和意識の醸成と町民一人ひとりが差別解消のために主体的に取り組むための事業推進

基本目標 4

自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり



政策 4-1 安全・安心に暮らせる生活環境づくり

- 施策 4-1-1 災害に強いまちづくりの推進 [主管課] 総務課
- 4-1-2 消防・救急の充実
- 4-1-3 防犯対策と交通安全の推進
- 4-1-4 消費者の安全・安心の確保

4-1-1 災害に強いまちづくりの推進

1 現状と課題

本町では、住民の生命・財産を災害から守るため、自然環境の保全とあわせた植林の促進、河川改修などの治山・治水整備を進めるとともに、昭和48年には災害対策基本法に基づき「芽室町地域防災計画」を作成し、各種の災害防止と災害応急対策、災害復旧などの諸活動の推進に努めてきました。

しかし、平成23年に発生した東日本大震災は、観測史上最大の巨大地震（マグニチュード9）となり、地震により発生した大津波の影響もあり、未曾有の大災害となりました。

また、近年は極端な大雨が発生する傾向にあり、平成29年に発生した九州北部豪雨では、1時間に100mm以上、9時間では700mm以上の雨が降り、観測史上最大級の集中豪雨となりました。

本町においては、平成28年台風10号の影響により、48時間で市街地では154mm、伏美地区では414mmの雨量を観測しました。この影響により、河川沿いの地域に避難指示・避難勧告を発令し、10か所の避難所に延べ1,117人が避難しました。また、芽室川の決壊などにより、道路、橋りょう、農地、企業などに甚大な被害が生じ、住家についても全・半壊4戸、119戸が床上・床下浸水被害を受けました。

このときの災害対応の検証では、自助・共助の強化のほか、公助として計画やルールの方策、さらに施設・備品などの整備についても、課題としてあげられました。その検証に基づき、町民が主体となって避難所を運営する「避難所開設・運営マニュアル」を策定したほか、大雨時の町の行動を「見える化」した「芽室町版タイムライン」を作成しました。さらに、情報伝達の多様化を目指し、災害告知用戸別端末（デジタル防災無線）の導入を進めることにしました。また、平成30年3月には、「芽室町地域防災計画」を改訂し、災害時に迅速かつ効果的な対応ができるよう、災害対策本部の役割分担の見直しなどを行いました。

災害時には、「自助・共助」が重要であり、住民一人ひとりが防災に対する意識を高める必要があります。また、自主防災組織などによる地域における防災活動は、高齢化社会の進展により、その重要性はさらに高まっています。さらに、公助として、災害対策基本法に基づき、町の有する全ての機能を充分に発揮できるよう努める必要があります。

【総合防災訓練】



2 施策の方針

災害の未然防止と、災害時又は災害が発生するおそれがある時に、迅速かつ的確に対応します。

対象	町民、町
意図	災害の未然防止を図るとともに、災害時又は災害が発生するおそれがある時に、迅速かつ的確に対応
結果	住民の日常生活の安全・安心が確保される 災害時には被害が最小限になる

3 施策の主な内容

(1) 防災対策事業の推進

- ・住民一人ひとりの防災意識が高まるよう、講演会などを実施するほか、広報誌などを活用し、防災意識の普及啓発に努めます。また、学校などで、防災に関する出前講座を実施します。
- ・地域における防災力強化の観点から、自主防災組織の設立に向けた人的・経済的な支援を行うとともに、災害時の情報伝達が迅速に進み、地域の防災活動が活発になるよう支援します。
- ・災害時における自助・共助が重要であることを体験でき、地域や関係する組織・団体・企業の役割分担と行動がイメージできるような、実践的な訓練を定期的に実施します。
- ・災害時に特に支援が必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者支援計画に基づき、個別計画の作成を進めます。また、作成にあたっては、自主防災組織などと可能な限り連携を図ります。
- ・「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、地域ごとの意見交換を開催することにより、避難者主体の避難所運営につなげます。
- ・北海道地域防災マスター認定者が、地域の防災リーダーとして活躍できるよう取組を推進します。
- ・食料その他必要な物資については、備蓄品整備計画に基づき、計画的な備蓄を進めます。また、自治体及び企業などと締結している、災害時における応援に関する協定なども有効活用します。
- ・災害などに関する情報を迅速に町民に伝達するため、防災行政無線、メール配信及びインターネットなどでの多様な伝達手段を確保します。

(2) 耐震化の推進

住宅の耐震化に効果的なことから、住宅耐震改修補助制度を継続するとともに、各種イベントなどで耐震診断の一層の啓発活動を行い、耐震化を推進します。

(3) 災害対応の強化

- ・役場本庁舎は、災害対応の中核機能を担うことから、新耐震基準に適合した施設整備を行うとともに、効率的な災害対応が可能な機能を備えます。
- ・災害発生時には、関係機関による支援が必要不可欠であることから、平常時から顔の見える関係を構築します。
- ・タイムラインの作成など、職員間での防災に関する知識の共有化を進めるとともに、災害対策本部訓練を実施することにより、本部機能の強化を図ります。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①住んでいる地域の避難場所を知っている町民の割合	住民意識調査	83.5%	84.0%
②めむろ安心メール 登録者数	総務課調べ	2,025 件	3,000 件
③一般住宅の耐震化率	建設都市整備課調べ	91.0%	95.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
耐震化の推進	建設都市整備課		実施			
自主防災組織の設立促進	総務課		実施			
訓練の充実	総務課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・ 自助・共助のさらなる強化
- ・ 自主防災組織の設立促進及び自主活動できる仕組みの確立
- ・ 避難行動要支援者個別計画の全員作成

政 策 施 策	4 - 1	安全・安心に暮らせる生活環境づくり
	— 4-1-1	災害に強いまちづくりの推進
	— 4-1-2	消防・救急の充実 [主管課] 芽室消防署
	— 4-1-3	防犯対策と交通安全の推進
	— 4-1-4	消費者の安全・安心の確保

4 - 1 - 2 消防・救急の充実

1 現状と課題

本町の消防体制は、芽室消防署と芽室消防団を設置し、防災及び減災活動により、町民の生命、身体及び財産を火災などの災害から守ることを基本理念としています。

平成28年4月から、十勝管内19市町村の消防が「とかち広域消防事務組合」として統合し、119番通報の一元受理、災害発生時には直近署所からの出動などが可能となりました。

本町の災害対応については、平成25年から平成29年の平均年間火災は10件前後、年間火災警戒出動などは約50件程度発生しています。住民生活に直接関係する住宅火災については僅かながら減少の兆しはあるものの、建物火災などの発生件数は横ばいの状況で、防火対象物立入検査などによる防火管理体制を充実すべく、官民一体となった防火体制の確立が必要です。

これらに加え、救急対応の増加は顕著であり、平成元年の出動件数約350件に対し、平成29年は倍以上の739件出動しており、高齢化社会の急速な進行などにより、20年後には救急出動件数は1,000件を突破することも予測されています。十勝圏の消防広域化に伴い、出動の迅速化が図られることとなりましたが、救急需要はさらに高まる傾向であることから、町民を対象とした消防団員による心肺蘇生法やAEDなどの応急手当普及、訓練などによる救急隊の質向上を目指しており、加えて救急隊の増強も課題の一つです。

平成26年の山の日制定による登山者増加に比例して山岳事故が増加傾向であることから山岳救助隊を設置しています。また、平成28年の台風10号による多数の救出困難者対応の教訓を活かし、水難救助隊を設置しており、今後もさまざまな災害に対応できる消防体制強化も必要です。

また、これらの火災・救急・救助の災害対応に加え、火災予防を含む多岐にわたる対応が求められることに対し、消防職員の定数のあり方と消防団員の人員確保の方策が今後の課題となっています。



2 施策の方針

災害の拡大防止と、緊急時の迅速かつ的確な対応に向けた備えをすすめます。

対象	町民 消防・救急体制
意図	予防意識の醸成と、災害・救急時の迅速かつ的確な支援 消防・救急体制の充実を図る
結果	町民の生命・財産を守る

3 施策の主な内容

(1) 住宅用火災警報器の設置促進と火災予防対策

火災発生による逃げ遅れや、死傷者の発生を防ぐ目的で、平成18年から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられていることから、各種防火講習会や町内の催し物の場で、住宅用火災警報器の設置を呼びかけ設置促進を図るほか、すでに設置している住宅用火災警報器は、設置から10年を目安に機器の交換について周知し、住宅火災における早期発見、被害軽減を図ります。

また、火災予防の意識高揚を図るため、春・秋の火災予防運動、年末に実施している歳末警戒など、消防団と協力して火災予防広報活動を行います。

(2) 防火講習会・普通救命講習

- ・町民の安全・安心な生活環境を築くには、町民一人ひとりが防火防災に対する意識と知識を持つことも重要であるため、町内会や自主防災組織及び各種団体などで行われる防火講習会に、一人でも多くの方に参加していただけるよう、主催者などと協力して参加を呼び掛けます。
- ・学校や事業所のほか、広く一般町民を対象にした普通救命講習会を行い、応急処置や心肺蘇生法、AEDの使用方法などの救命処置の普及を促進します。

(3) 消防・救急体制の充実

- ・地震や水害などの自然災害をはじめ、火災や複雑多様化するさまざまな災害に対応する高度な消防体制を充実させるため、消防車両や各種装備などを計画的に整備します。
- ・消防の広域化により、迅速な災害対応の強化が図られているところですが、救急搬送に際し救急隊と医療機関との連携を強化し、芽室町内外を問わず地理的な教育を含めた救急隊員の教育訓練及び救急資器材の整備、応急手当の普及啓発活動として救急講習会を随時受付け、救急車の適正利用や適切な応急手当についての理解を促すなど、高度救急医療体制の充実を促進します。
- ・「芽室消防署職員採用計画（2016～2020年度）」に基づき、職員を補充・採用し、出動体制の充実を図ります。
- ・消防団の積極的な活動に向けて、具体的な役割分担などを確立します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①住宅用火災警報器の設置率	消防署調べ	77.05%	90.0%
②火災出動件数	消防署調べ	8 件	10 件以下
③防火講習会・普通救命講習会参加者数	消防署調べ	2,603 人	2,200 人

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
住宅用火災警報器の設置促進と火災予防対策	消防署		実施			
防火講習会・普通救命講習会	消防署		実施			
消防・救急体制の充実	消防署		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・火災予防や防災意識高揚のための広報活動や講習会の継続
- ・高度な消防体制や高度救急医療の充実に向けた消防車両や各種装備などの計画的な更新、整備
- ・「消防力の整備指針」に基づく職員体制の検討

政 策 施 策	4 - 1	安全・安心に暮らせる生活環境づくり	
	— 4-1-1	災害に強いまちづくりの推進	
	— 4-1-2	消防・救急の充実	
	— 4-1-3	防犯対策と交通安全の推進	[主管課] 総務課
	— 4-1-4	消費者の安全・安心の確保	

4 - 1 - 3 防犯対策と交通安全の推進

1 現状と課題

本町の犯罪発生件数は、ここ数年減少傾向となっています。全道的な傾向としては、空き巣などの住宅を対象とした侵入窃盗や自転車盗が多く、特殊詐欺など犯罪が巧妙化しているのも近年の特徴です。

また、交通事故の発生件数は近年減少傾向にあり、平成20年から平成24年の平均が44件だったのに対し、平成29年においては発生件数24件と、大きく減少しました。しかし、事故の多くは依然として安全不確認などの基本的な交通ルールの違反運転が原因となっています。

防犯対策や交通安全の取組では、警察や専任交通指導員などにより、学校における児童生徒の犯罪や事故への対応訓練、交通安全指導が実施されています。

また、防犯については、防犯協会、少年補導員会などのボランティアによる町内外の巡視・啓発活動や、町においてもメールなどを活用した不審者などの情報提供を行っています。

しかし、自転車盗、万引きなどの犯罪は依然として発生しており、法令の厳守とあわせ、家庭や地域社会による幼児期からの社会教育が課題の一つです。

このために、行政、学校、PTA、地域が一体となり児童生徒を交通事故や犯罪から守る活動が必要です。さらに、高齢者人口の増加とともに高齢者を狙った悪質な訪問販売や詐欺の防止、あわせて、交通安全教室の開催など交通事故防止の推進も必要となっています。



2 施策の方針

地域が一体となった防犯体制・交通事故防止に向けた取組をすすめます。

対象	町民、町内会
意図	犯罪事故発生の抑制 交通事故の未然防止
結果	町民の日常生活の安全・安心が確保される

3 施策の主な内容

(1) 交通安全指導・啓発事業の推進

町民一人ひとりの交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、交通安全指導や啓発事業を行うとともに、専任交通指導員による、幼児、小学生、中学生、高校生そして高齢者に対する街頭指導を継続します。

特に、幼児から成人に至るまでの成長過程に応じた交通安全教室の推進や、高齢者には加齢に応じた実践的技能及び交通ルールなどの知識の普及に努めます。

また、道路標識の整備など、交通事故防止につながるさまざまな取組を実施します。

(2) 防犯対策事業の推進

防犯協会、少年補導員会、学校、PTA及び町内会などの防犯対策事業を促進するとともに、児童生徒などの安全確保対策推進のため関係団体と連携した防犯対策に取り組みます。

また、「安全安心情報」、「子ども110番」及び「学校の安全マップ」などを活用した地域住民による防犯対策を進めるため、警察などの関係機関との連携強化に努めます。

(3) 各種団体の育成支援・連携強化

交通安全や防犯対策を目的とした自主活動を推進する団体に対し、行政としての支援や必要な資料の提供などを行い、広く町民にその活動内容を周知し活動を促進します。また、関係機関などと緊密な連携を図ります。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①芽室町は防犯対策が十分であると思う町民の割合	住民意識調査	未調査	80.0%以上
②日頃、交通ルールを守っていると思う町民の割合	住民意識調査	未調査	80.0%以上

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
交通安全指導・啓発事業	総務課		実施			
防犯対策推進事業	総務課		実施			
各種団体等の育成支援事業	総務課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・地域が一体となった交通安全の取組の検討
- ・専任交通指導員の安定的な確保策の検討

政 策 施 策	4-1	安全・安心に暮らせる生活環境づくり	
	— 4-1-1	災害に強いまちづくりの推進	
	— 4-1-2	消防・救急の充実	
	— 4-1-3	防犯対策と交通安全の推進	
	— 4-1-4	消費者の安全・安心の確保	[主管課] 商工観光課

4-1-4 消費者の安全・安心の確保

1 現状と課題

消費者を取り巻く環境は、経済情勢の変化や高齢化の進行、生活習慣の多様化、また、食の安全・安心を揺るがす事案の発生などにより大きく変化しています。インターネットの急速な普及など情報化が進み、暮らしの利便性の向上が図られる一方で、消費生活相談の内容も複雑化・多様化してきており、消費者の安全・安心を守る取組の継続・強化が必要となっています。

本町では「消費生活センター」を設置し、消費者被害防止のための消費生活相談体制の強化を図ってきましたが、依然として高齢者からの相談が全体の相談件数に占める割合が高く、さらには携帯電話やスマートフォン所有の低年齢化から、架空請求に関する相談が増加する傾向にあります。このような背景から、芽室消費者協会との連携を図り、消費生活相談体制の継続、強化はもとより、消費者被害の未然防止のための啓発事業や情報提供、消費者教育の一層の強化を図る必要があります。

また、近年の健康志向の高まりにより、町民の「食の安全・安心」への関心は依然として高いものになっています。なかでも遺伝子組み換え食品や食品添加物などは、食品への信頼を揺るがす大きな問題となっていることから、「食の安全・安心」を確保するため、芽室消費者協会との連携をより一層強化し、一丸となった取組が必要です。



2 施策の方針

消費者が主役となり安全で安心な消費生活の実現と食の安全・安心確保のための取組をすすめます。

対象	町民
意図	消費者の被害防止及び食の安全・安心の確保
結果	町民が安全で安心して暮らせる日常生活の確保

3 施策の主な内容

(1) 消費生活相談体制の充実強化

「消費生活センター」の相談員の資質向上を図り、悪質商法による被害や商品事故の苦情・問い合わせなどの消費生活に関する相談に応じ、消費者被害の救済・未然防止を図ります。

(2) 消費者の自主活動と自立支援の推進

消費生活におけるトラブルを未然に防止し、消費者が安心な生活を営むため、出前講座や啓発資料の配布、各種講座、セミナーの開催など、消費者教育を実施する芽室消費者協会と連携を図るとともに、その運営を支援します。

(3) 食の安全・安心の確保

遺伝子組み換え食品や食品添加物に対し芽室消費者協会など関係団体と連携を図りながら、食品の安全や食品表示に関する正しい知識の普及を図り、安全な食品の選択や使用を促進し、消費者の食の安全・安心を確保するための取組を行います。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①安心して消費生活が送れると思う町民の割合	住民意識調査	未調査	93.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
消費生活相談体制の充実強化	商工観光課		実施			
消費者の自主活動と自立支援の推進	商工観光課		実施			
食の安全・安心の確保	住民生活課 商工観光課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・消費生活相談体制の充実強化
- ・消費者の自主活動と自立支援の推進
- ・食の安全・安心の確保

政 策	4-2 快適な都市環境づくりの推進
施 策	4-2-1 有効な土地利用の推進 4-2-2 快適な住環境の整備 4-2-3 道路交通環境の整備 [主管課] 建設都市整備課

4-2-1 有効な土地利用の推進

1 現状と課題

本町は、都市機能を備えた市街地、優良農地としての農業地域、多面的な機能を持つ森林地域などにより構成されており、これまで「第4期芽室町総合計画」や「芽室町都市計画マスタープラン」などに基づき、計画的な土地利用を行ってきました。

今後の課題として、

- ①中心市街地空洞化対策
- ②公共未利用地の有効活用
- ③公共施設の適正配置及び施設移転後の土地利用計画

があります。

①については、全国的な傾向となっており、少子高齢化や人口減少に伴い、空き家、空き地、空き店舗などが増加しており、対策の検討が課題となっています。

②については、町の管理経費の削減及び財源確保の観点から、さらなる有効活用が望まれます。

③については、公共施設利用者の利便性・動線、また跡地利用を考えた配置計画が必要になります。

また、公共ファシリティマネジメントの考え方により、機能や規模、施設配置を検討する必要があります。

町有財産の土地利用については、現在も市街地や農村部にある建物の老朽化に伴い用途廃止・解体する土地建物の処分を進めており、今後も適切な執行に努める必要があります。

これらの課題は、個別に解決策を検討するのではなく、全体を見据えながら検討していくことがますます重要となります。

2 施策の方針

市街地の空き地や未利用地を減らし、町有地の空き地・未利用地について有効活用をすすめます。

【未利用地の宅地活用】



対象	①広義：町全域のうち都市計画区域 ②狭義：町有地（公共用地）
意図	①市街化区域内の空き地や未利用地を減らし、人口動態に適切に対応した土地利用を図る ②町有地の空き地・未利用地を解消し有効活用を図る
結果	計画的な土地利用による自然と調和した快適なまち

3 施策の主な内容

(1) 適正かつ効果的な公共施設等の配置

- ・利用者の利便性、地域間のバランス、町全体のゾーニング、中心市街地の活性化、既存施設の改修及び更新などを勘案しながら、公共施設などの配置を行うとともに、公共施設配置構想を進行管理します。また、大規模な町有地の活用については、土地利用計画、公共施設配置構想に準じて整備を進めます。
- ・地域や利用者の将来ニーズを把握し、施設に求められる機能や規模、配置を検討し、多機能化や複合化などさまざまな手法により適正な公共施設の配置を進めます。

(2) 公共未利用地活用の推進

未利用地売却などによる財源確保、管理経費削減、有効活用の観点から、売却や宅地活用なども含めた公共未利用地の活用を計画的に推進します。

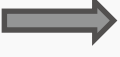
(3) まちなか居住の推進

まちなか居住の魅力づくりを進めるとともに、中心市街地活性化や生活の利便性などの面からも、多様な世帯の住むことができるまちなか居住を推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①市街化区域内の住宅戸数	町税務課データより	6,775戸	6,920戸
②「まち並が整っていて機能的なまち」と思う町民の割合	住民意識調査	77.7%	80.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
公共施設配置構想の進行管理	企画財政課		実施			
公共未利用地活用の進行管理	総務課		実施			
町有財産管理事業	総務課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・公共施設未利用地の積極的活用の実施
- ・小規模遊休地の活用促進（売却・賃貸など）
- ・土地利用計画・公共施設配置構想に基づいた大規模町有地の有効活用

政 策 施 策	4-2 快適な都市環境づくりの推進	
	— 4-2-1 有効な土地利用の推進	
	— 4-2-2 快適な住環境の整備	[主管課] 建設都市整備課
	— 4-2-3 道路交通環境の整備	

4-2-2 快適な住環境の整備

1 現状と課題

本町には平成30年3月現在、54カ所 68haの公園と緑地があり、特に芽室公園は町民の憩いの場としてさまざまな用途に広く活用されています。

平成28年の台風10号によって芽室公園内の花菖蒲園が多大な被害を受けましたが、平成29年度で災害復旧工事を行い土壌の回復が図られ、同年から3か年で被害を受けた菖蒲の植栽を行っています。今後も、芽室遺産の一つである花菖蒲園を持つ芽室公園、広い芝生を持つ芽室南公園及び芽室東公園、防災公園としての機能を有するあいあい公園などの大規模な公園は直接町が維持管理を行い、地域の街区公園については、芽室町公共サービスパートナー制度などを活用し、町民が自主的な活動のもと、地域コミュニティの推進の場として公園の適切な維持管理に努めることが重要となっています。また、老朽化した公園施設の再整備をするために公園施設長寿命化計画を策定しており、地域住民や公園利用者などの意見を参考にしながら、計画に基づいた施設の維持管理と更新を行う必要があります。さらに、「芽室町地域防災計画」において指定緊急避難場所として指定されている公園については、緊急時に適切な利用ができるよう日常の点検などを行い、防災機能の向上に努める必要があります。

住宅施策では、平成21年度に「第2期芽室町住宅マスタープラン」を策定し、少子高齢化に向けた対応や定住を促進する住環境づくり、また、住宅の安全性と快適性を確保するためこれらの課題に向けた公共及び民間を含めた住宅施策を総合的に進めています。今後は、住環境の改善を進めるためにも、年々増加する民間の空き家などの住宅ストックの流通促進を図ることが必要です。

公共賃貸住宅においては、平成30年3月時点での公営住宅は17団地734戸であり「芽室町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な整備と長寿命化に向けた修繕を進めています。今後は、人口減少や高齢化の推移、家族形態の変化などを把握し、高齢者や障がいのある人が快適に住むことができる住宅整備を進める必要があります。



2 施策の方針

快適で安全・安心な公園などの住環境の整備と適正な公共賃貸住宅の供給をすすめます。

対象	町内の住環境
意図	快適で安全・安心な住環境を町民に提供する
結果	町の人口減少の抑制と、居住者の快適な暮らし

3 施策の主な内容

(1) 公園施設等の維持管理の推進

町民の方々が、憩いの場やコミュニティの活動の場として安全・安心に利用していただけるように、全道的にも有数の規模の花菖蒲園を有する芽室公園をはじめ大規模公園の管理については、今後も町による直接管理を行います。また、街区公園など地域に密着した公園は、地域の方々が、自分たちの公園と感じていただけるよう芽室町公共サービスパートナー制度などを活用し、管理を推進します。

(2) 公園施設の長寿命化計画の推進

公園施設等の老朽化に伴い再整備を進めるため、公園施設長寿命化計画に基づき、施設の計画的な維持管理と経年劣化した遊具などの更新を行います。また、健康器具においては広報誌などで周知はしているものの、認知度が低いことや施設利用者が少ないことから周知の方法や整備手法について検討します。

(3) 花菖蒲園の復旧

災害で被害を受けた花菖蒲園を復旧し、維持管理を進めます。

(4) 高齢者や障がいのある人などが安心して暮らせる住環境の形成

高齢者や障がいのある人などが住みやすい住宅の普及に向けて、公共や民間、関係機関と連携して相談・指導体制の充実を図るとともに、住宅セーフティネットの構築に取り組み、安心して地域で暮らせる住環境の形成を目指します。

(5) 居住環境の改善に向けた空き家の対策

適切な維持管理が行われていない空き家については、居住環境の悪化を招く一因となるため、所有者や管理者へ周知を行います。また、地元不動産業者と連携し、土地・住宅購入希望者へ空き家・空き地の情報提供を継続して進めます。

(6) 公営住宅の整備と適正な維持管理の推進

公営住宅は、「芽室町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な整備と長寿命化に向けた修繕を行い、適正な維持管理を進めます。また、整備等の進捗状況などに応じ、計画の適宜見直しを行います。

(7) 定住促進のための住環境づくり

「芽室町住宅マスタープラン」に基づき、持ち家の取得支援や住宅リフォーム奨励事業を活用し、定住促進を図ります。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①芽室町の公園に満足している町民の割合	住民意識調査	94.8%	95.0%
②居住環境に満足している町民の割合	住民意識調査	92.5%	95.0%
③公共用地売却地への住宅建設の割合	建設都市整備課調べ	68.1%	90.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
公園施設等長寿命化計画の推進	建設都市整備課		実施			
芽室町公営住宅等長寿命化計画の推進	住民生活課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・公園施設等長寿命化計画に基づく公園施設等の維持管理・更新
- ・芽室町公営住宅等長寿命化計画の推進
- ・住宅マスタープランの推進

政策 4-2 快適な都市環境づくりの推進

施策 4-2-1 有効な土地利用の推進

4-2-2 快適な住環境の整備

4-2-3 道路交通環境の整備 [主管課] 建設都市整備課

4-2-3 道路交通環境の整備

1 現状と課題

本町の産業活動の骨格となる幹線道路は、道東圏と道央圏を結ぶ北海道横断自動車道、とかち帯広空港へのアクセスや十勝港への農業生産物輸送に大きな役割を果たす帯広・広尾自動車道、市街地の北部を東西に横断する国道38号と主要道道4路線、一般道道6路線から構成されています。

北海道横断自動車道は、平成23年度に夕張インターチェンジと占冠インターチェンジが開通し、道央圏と本町とのアクセス時間が大幅に短縮され、産業活動や観光交流など広域的な高速ネットワーク道路として利用されています。また、平成28年3月には阿寒インターチェンジが開通し、釧路方面にも延伸されており、今後は、道央圏及び道東圏からの芽室インターチェンジ乗降者の利便性の向上を目指し、接続する道道東瓜幕芽室線の機能強化が必要となります。

また、帯広・広尾自動車道については、順次、供用開始区間が延伸しており、平成27年3月には忠類大樹まで開通していますが、円滑な広域交通ネットワークの形成を進めるため、今後、広尾までの整備促進が期待されるところです。

各主要道道については、国道38号を補完する生活拠点ネットワーク道路として多くの町民が利用しており、交通網の確保や道路の機能強化の観点から、冬期間における除排雪対策や防雪柵の設置による吹雪対策など、より一層の道路管理水準の強化が必要となります。

町道における課題として、築造後長期間を経過し老朽化した橋りょうの修繕、交通安全施設や緑化、省エネ街灯などの環境対策、公共サインなど案内標識の整備、高齢者や障がいのある人などに配慮した歩道の整備など、誰もが安心して快適に利用できる道路交通環境整備の必要があります。

さらに、冬期間における除排雪対策を含め、車道・歩道の適切な維持管理を行うため、道路パトロールなどにより道路状況の把握が必要であり、その拠点となる車両センターの老朽化による移転改築が課題となっています。

公共交通機関では、JR根室線、路線バス、都市間高速バス、スクールバスが公共交通を担っており、平成23年度からは、高齢化社会における地域内での移動手段として、町民の交通利便性を確保するため、コミュニティバスを運行していますが、より利用しやすいバスの運行方法や農村部における交通手段の確保などが課題になります。



2 施策の方針

道路交通、公共交通における移動の快適性、利便性の向上をすすめます。

対象	町民
意図	交通アクセスを強化する 目的地までの快適な移動、利便性の向上を すすめる
結果	安全で快適な生活を送ることができる

3 施策の主な内容

(1) 幹線道路網の整備促進

都市圏や物流拠点とのアクセス向上に向けて、高速道路の利便性をさらに高めるために接続道路の整備促進と、高規格道路による物流の円滑化を目指した早期完成や工事の安全対策などを国や北海道などに対し働きかけます。

(2) 道路網計画の策定

広域道路網との整合を図りながら合理的な交通網を確立するため、また、持続可能な道路整備を行うために策定した「芽室町道路マスタープラン」の将来道路交通網の整備プランを推進し、計画的な道路整備を進めます。

(3) 公共土木施設等環境の整備

- ・道路パトロールなどの実施により町民の皆さんが安心して快適に利用できるよう公共土木施設の適正な維持管理に努めます。また、経年劣化した橋りょうの長寿命化を進めるため、修繕計画に基づいた修繕を進めるとともに、老朽化した車両センターの移転改築に向けた検討を行います。案内標識や交通安全施設の充実、バリアフリー化、街灯の省エネ化を進め、高齢者や障がいのある人、子どもたちに優しい車道・歩道の整備を進めます。
- ・除排雪対策では、冬期間の安全・安心な車道・歩道を確保するため、早期除雪に対応する除雪機械の充実を図るとともに、効率的な作業体制の構築や情報発信に努めます。

(4) 公共交通機関の確保

- ・民間で運営する公共交通機関に対しては、今後も運行の継続と利便性の向上、安全の確保を要望します。
- ・町民の交通利便性を確保し、高齢化社会における地域内の移動手段としてコミュニティバスの運行を継続するとともに、地域と協力し、利用しやすい運行方法を検討します。また、農村部は運賃補助などによる交通手段の確保を進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①冬期間の移動（徒歩、車、公共交通機関等）は、安全・安心と感じる町民の割合	住民意識調査	65.4%	70.7%
②コミュニティバスの1便あたりの乗車人数	企画財政課調べ	10.1人	10.5人

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
案内標識（公共サイン）整備事業	建設都市整備課		実施			
町道・歩道・駐車場等維持管理事業（橋りょう長寿命化修繕含む）	建設都市整備課		実施			
町道・歩道・駐車場等除排雪事業	建設都市整備課		実施			
地域公共交通確保対策事業	企画財政課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・公共土木施設の長寿命化
- ・各種道路整備計画に基づく個別事業を実施
- ・道路の老朽化や除排雪路線延長に伴う町道認定路線の見直し

政策 4-3 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全

施策

- 4-3-1 景観の保全とクリーンエネルギーの推進 [主管課] 住民生活課
- 4-3-2 廃棄物の抑制と適正な処理
- 4-3-3 上下水道の整備

4-3-1 景観の保全とクリーンエネルギーの推進

1 現状と課題

本町には、日高山脈の山並みを背景に水辺の自然を残した河川、碁盤の目に区画割された農地とそれを取り巻く耕地防風林などが残され、美しい自然・農村景観に恵まれています。

本町では、「芽室町緑の基本計画」に基づき、緑地保全や緑化推進などに取り組むとともに、「クリーンめむろ大作戦（クリーンめむろ環境基本計画）」による美しい景観づくりに向けた活動を推進してきました。

今後も、本町の豊かな田園風景の保全や活用など地域特性に応じた景観について整備する必要があります。また、景観の一つとして重要な「公共サイン」は、町民や来町者にとって、わかりやすさが求められるため、「芽室町公共サイン整備計画」に基づき、本町らしい統一性のあるデザインにより公共サイン整備を進める必要があります。

環境問題は、地球温暖化や大気汚染、水質汚濁など地球環境問題にまで広がり、私たちが地球規模で解決していかなければならない問題となっています。

本町においても、地球環境への負荷を低減し、本町の自然や風土を次世代に守り伝えていくために、平成20年度に「芽室町地域新エネルギービジョン」、平成21年度に「芽室町地域新エネルギー重点ビジョン」を策定し、本町の特性に合った再生可能エネルギーや省エネルギーの導入など、クリーンエネルギーを推進しており、今後も地域特性を活かしたエネルギーの地産地消を図る必要があります。

【クリーンアクションめむろ】



2 施策の方針

本町の豊かで美しい自然環境の保全と循環型社会に向けたエネルギーの有効活用をすすめます。

対象	町民・町内の自然環境
意図	環境への負荷を低減し、自然環境と景観を保全する
結果	町民が住みやすい快適な生活環境を保全する

3 施策の主な内容

(1) 生活環境の保全

- ・環境の監視・測定を行うとともに、良好な生活環境を維持するため、指導・対策に努めます。
- ・快適な生活環境を維持するため、「グリーンめむろ大作戦（グリーンめむろ環境基本計画）」を推進し、町民、事業者、行政などが連携し、環境美化活動などを推進します。

(2) 自然景観の保全と活用

雄大な日高山脈を背景にした身近な森林の保全、広大な畑と耕地防風林からなる農村景観の保全を促進するとともに、十勝川・美生川・芽室川・ピウカ川などの水と緑と美しい河川景観の保全に努めます。また、資源としての景観をさまざまな分野で活用します。

(3) 公共サインの整備

「芽室町公共サイン整備計画」に基づき、本町らしい統一性のあるデザインによる公共サインなどの整備を進めます。

(4) 公共施設などへのグリーンエネルギーの普及・啓発

「芽室町地域新エネルギー重点ビジョン」に基づき、再生可能エネルギーの利用を促進するとともに街路灯や建築物などの省エネルギー化を進めるなど、公共施設などへの導入を推進します。

(5) 町民へのグリーンエネルギーの普及・啓発

地球温暖化対策推進などを目的に、再生可能エネルギーや省エネルギーの普及・啓発を図り、町民、事業者、行政が連携協力して多様なグリーンエネルギーの活用を図ります。

(6) 新エネルギービジョンの点検

新エネルギーの特性を活かし、有効利用するための指針である「芽室町地域新エネルギービジョン」の中期目標である2020年度の数値などを点検し、長期目標である2050年度に向けて二酸化炭素排出量の削減を進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①芽室町の景観に満足している町民の割合	住民意識調査	97.0%	95.0%以上
②芽室町の自然環境（空気・水・土壌など）に満足している町民の割合	住民意識調査	97.2%	95.0%以上
③公共サインの整備状況	建設都市整備課	34 か所	119 か所

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
グリーンエネルギー推進事業・再生可能エネルギーの普及促進	企画財政課		実施			
公共サイン整備計画の推進	建設都市整備課		実施			
グリーンめむろ大作戦（環境基本計画）の推進	住民生活課		実施			
自然環境・生活環境の保全	住民生活課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・統一した公共サインの整備により、町の景観を維持
- ・自然環境の保全に対する町民の意識を高め、住みよいまちづくりへの参加の促進

政 策	4-3 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全
施 策	4-3-1 景観の保全とクリーンエネルギーの推進 4-3-2 廃棄物の抑制と適正な処理 [主管課] 住民生活課 4-3-3 上下水道の整備

4-3-2 廃棄物の抑制と適正な処理

1 現状と課題

本町の豊かで美しく良好な環境を保全し、次世代に継承していくためには、町民との協働による日常的な環境保全・美化活動を推進するとともに、町民・事業者・行政が互いに協力し、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を進めることが重要です。

国は、平成25年に「第3次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、発生抑制(Reduce:リデュース)、再使用(Reuse:リユース)、再生利用(Recycle:リサイクル)の3Rを基本とした環境への負荷が少ない「循環型社会」形成の法体系を構築し、廃棄物の減量化の方針や計画を示しています。

本町においては、「クリーンめむろ大作戦(クリーンめむろ環境基本計画)」、「芽室町ごみ処理基本計画」に基づき、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を担いながら、ごみの減量化、資源化、適正処理による資源循環型社会の実現に向けたまちづくりに取り組んできましたが、快適な生活環境づくりを進めるためには、より一層のごみの分別・排出方法のルールやマナーの啓発、指導が必要です。

また、「クリーン農業」を推進している本町農業にとって、環境問題への関心の高まりや豊かな農村環境を保全する観点などから、農業廃棄物再利用に向けた取組を推進しています。

豊かで美しく良好な環境を次世代に継承していくため、今後においても、町民・事業者・行政が互いに協力し、本町らしい資源循環型社会の構築と、ごみ減量化につながる「3R」の取組が必要です。

2 施策の方針

町民・事業者・行政が互いに協力し、ごみの減量化や資源リサイクルの取組を進め、本町らしい資源循環型社会の構築を目指すとともに、快適な生活環境づくりをすすめます。



対象	町民・事業者
意図	ごみの減量化と資源リサイクルを推進し、適正な廃棄物処理を行う
結果	快適な生活環境と資源循環型社会の構築

3 施策の主な内容

(1) 廃棄物の適正処理

- ・ごみの減量化や資源のリサイクルを推進するため、ごみの分別・排出方法のルールやマナーなど、きめ細やかな周知や啓発活動に努め、ごみの適性排出と適正処理に取り組みます。
- ・ごみの円滑な分別収集・運搬を行い、周辺環境に配慮した収集方法や収集体制の改善に努めます。
- ・ごみとし尿は、十勝圏複合事務組合で共同処理をしていますが、関係自治体とともに処理施設の整備に努め、適正処理を進めます。

(2) 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

- ・家庭系ごみ・事業系ごみの分別排出の徹底により、再資源化率の向上を図ります。
- ・生ごみの減量化及び資源化に向けた取組について、関係機関と連携して調査研究を進めます。
- ・町内会などによる資源物集団回収は、環境意識の高まりや地域のコミュニティ活動の促進にも寄与することから、助成制度を継続します。

(3) 不法投棄防止の啓発

不法投棄やポイ捨てなどの未然防止のため、関係機関との連携及び監視体制の充実を図るとともに、啓発活動に努め、ごみのないまちづくりを進めます。

(4) 農業廃棄物の適正処理

農業残渣の有効利用とエネルギーの地域内循環を図るため、農業廃棄物を原料としたペレット燃料を製造し、公共施設などで活用することを目指していますが、事業コスト、CO₂削減効果、収集運搬体制などを十分に検討したうえで方向性を示します。

(5) 災害廃棄物の対策

震災や水害などにより発生した廃棄物の処理を迅速かつ的確に行うため、「災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、廃棄物処理体制の整備に努めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H38)
①1人1日当たりの家庭から排出するごみの量	住民生活課調べ	384.02 g	345.00g
②リサイクル率	住民生活課調べ	35.2%	35.0%以上

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
ごみの排出抑制の推進	住民生活課		実施			
3 R の推進と啓発活動	住民生活課		実施			
農業廃棄物の適正処理	農林課		検討			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・新中間処理施設（十勝圏複合事務組合）の平成39年度供用開始に向けて、住民による排出、町の収集運搬、処理方法などの構築

政 策	4-3	自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全
施 策	— 4-3-1	景観の保全とクリーンエネルギーの推進
	— 4-3-2	廃棄物の抑制と適正な処理
	— 4-3-3	上下水道の整備 [主管課] 水道課

4-3-3 上下水道の整備

1 現状と課題

本町では上下水道の整備、簡易水道の整備、農業集落排水の整備、個別排水施設（合併浄化槽）の整備など、さまざまな生活環境に係わる施策の取組を行ってきています。

上水道は、平成30年3月現在、従来からの自己水源と十勝中部広域水道企業団からの供給により、給水戸数6,859戸、給水人口15,135人に対して安全で安心な水道水の安定的な供給に努めています。また、3簡易水道（上美生・美生・河北）は給水戸数443戸、給水人口1,740人であり、芽室町全体では給水戸数7,302戸、給水人口16,875人（普及率83.6%）となっています。今後も安定した水道事業を持続していくには、老朽化した施設の更新や耐震化が必要となります。節水型社会の定着や人口減少に伴い、料金収入の拡大は見込めませんが、経費の削減や適正な水道料金の検討を行い、経営基盤の強化に向けた取組が必要です。

下水道は、生活排水処理、公共用水域の水質保全、雨水排水の速やかな排除を目的として整備しています。市街地や農村集落を形成している区域を公共下水道、農業集落排水で集合処理し、それ以外の区域は個別排水施設（合併浄化槽）により生活排水処理しており、平成30年3月現在の水洗化人口は、17,917人（水洗化率96.0%）となっています。今後も安定した下水道事業を持続していくためには、老朽化する施設の計画的な維持管理や改築更新、耐震化対策が必要です。

また、人口減少に伴う料金収入減少など経営環境の変化に対応するため、地方公営企業法を適用した企業会計方式へ移行し、経営状況を明確化、経営基盤の強化に向けた取組が必要です。



2 施策の方針

上下水道等の整備により、ライフラインを確保し、快適な生活環境の維持に努めます。

対象	上下水道等施設
意図	老朽化した施設の改築更新・耐震化
結果	安全・安心な上下水道の安定提供

3 施策の主な内容

(1) 安全・安心な水道水の供給

- ・安全・安心な水道水を安定的に供給するため、老朽水道管布設換及び施設などの再整備を推進するとともに、施設などの適切な維持管理と上水道・簡易水道事業の健全運営に努めます。
- ・上水道施設については、「芽室町上水道事業施設整備基本計画」により水道施設の更新や耐震化を推進するとともに計画的に老朽管の布設換を実施し有収率向上に努めます。
- ・簡易水道施設については、現在、北海道との合併施工で施工中である河北簡易水道の施設更新を継続し進めていくほか、「芽室町水道事業水資源対策基本計画」により他の施設についても検討を行います。

(2) 下水道施設などの整備と維持管理の推進

- ・適切な管理により施設などの機能維持に努め、老朽化施設については計画的に再整備を推進するとともに、より多くの町民が水洗トイレなどによる良好な生活環境が確保できるよう努めます。
- ・公共下水道施設は、「芽室町下水道ストックマネジメント計画」に基づき計画的な点検調査を実施し、リスク評価をしながら効率的に維持管理や改築更新、耐震化対策を推進します。また、十勝川流域下水道と整合を図りながら下水道全体計画、下水道事業計画の見直しを行い、公共下水道整備を推進します。
- ・農業集落排水施設は、「芽室町農業集落排水施設最適整備構想」に基づき計画的な改築更新、耐震化対策を推進します。
- ・個別排水施設（合併浄化槽）は、「芽室町合併処理浄化槽基本計画」に基づき農村部の下水道施設として整備を推進します。

(3) 上下水道事業の健全な運営

効率的な施設整備と適正な管理や料金の適正化に努め、経常収支の均衡に考慮した健全な事業経営を維持するため、地方公営企業法の非適用事業について、法適化を検討、実施するほか、経営戦略を策定します。また、町民の理解と協力が得られるよう、わかりやすい上下水道経営の情報提供に努めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①水洗化率（下水道・集落排水・合併浄化槽）	決算統計	96.0%	96.2%
②水道普及率（上水道・簡易水道）	決算統計	83.6%	90.9%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

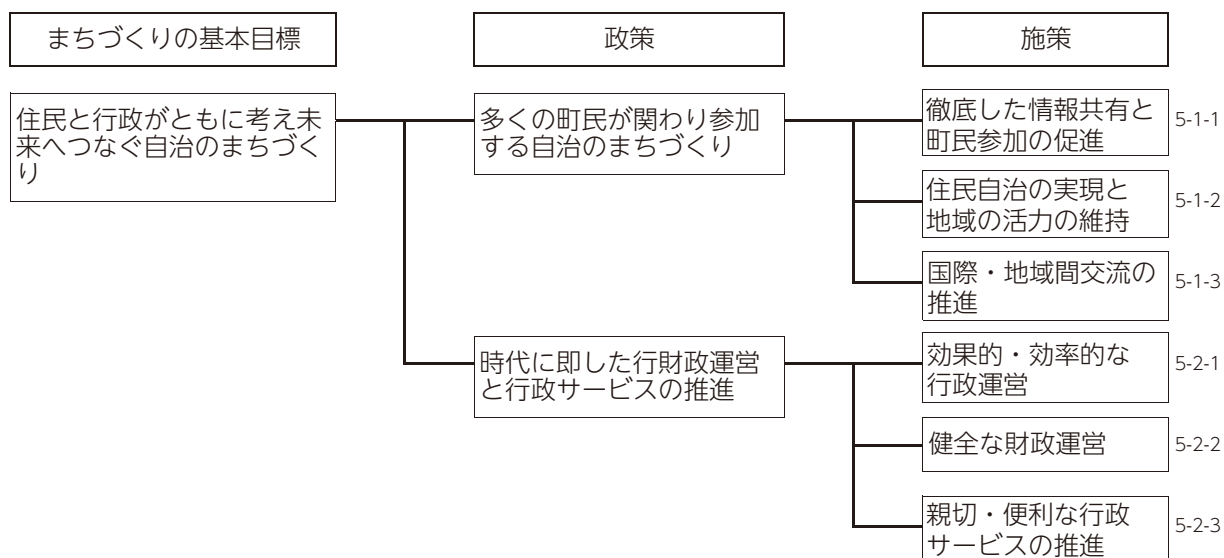
取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
上水道の安定供給 ・上水道老朽管の更新、耐震化 ・上水道施設の更新、耐震化	水道課		検討			
			実施			
下水道施設の整備と適切な維持管理 ・下水道管路の調査、老朽管の改築修繕 ・下水道施設の改築更新、耐震化	水道課		検討			
			実施			
上下水道事業の健全な運営 ・非法適化事業の法適化の検討・実施 ・各事業の経営戦略の策定	水道課		検討			
				実施		

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・ 上水道の安定供給の維持
- ・ 下水道施設の整備と適切な維持管理
- ・ 上下水道事業の健全な運営の維持

基本目標 5

住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり



政策 5-1 多くの町民が関わり参加する自治のまちづくり

施策

- 5-1-1 徹底した情報共有と町民参加の促進 [主管課] 企画財政課
- 5-1-2 住民自治の実現と地域の活力の維持
- 5-1-3 国際・地域間交流の推進

5-1-1 徹底した情報共有と町民参加の促進

1 現状と課題

町民が主役となったまちづくりを進めるためには、町民と行政が情報を共有し、町政に対する理解と信頼を深めることが必要です。

本町は「めむろまちづくり参加条例」に基づき、町民参加による開かれた行政を進めており、町民に分かりやすく情報を提供する町総合情報誌「すまいる」、町ホームページ、SNS、すまいるボードなどで行政情報を発信するとともに、町民と町長が直接話をする対話やホットボイス、各種審議会などの開催、パブリックコメント、ワークショップなどで広く町民の意見を聴く機会を設けています。

町政運営は情報共有が前提であり、町民が何を感じ、何に関心があるかをさまざまな手法で把握し、課題を反映させた行政サービスが提供されなければなりません。そのためには町民参加や活動が円滑に行えるように参加の機会が保障されることに加え、その環境づくりが必要です。

人々が情報を取得する機会や媒体が多様化し、情報が伝わる・拡散するスピードが加速していることから、情報を必要とする人に正確な情報をタイムリーに届けられるよう努めなければなりません。また、平成28年4月に施行された障がい者差別解消法では、さまざまな合理的配慮が求められており、町ホームページではアクセシビリティへの配慮のほか、見やすさや検索機能の拡充、モバイル対応などが課題となっています。

農村地区において平成25年度からインターネット高速通信が可能となった無線方式ブロードバンドは、整備後も電波状況の改善などを図っており、今後も加入促進や安定的な運用を進める必要があります。

2 施策の方針

住民と行政が情報共有し、主体的なまちづくりへの参加を促進します。



対象	町民
意図	町民と行政との情報共有を行い、まちづくりに自発的に参加してもらう
結果	町民のまちづくりへの参加意識を高め、町民が主役となったまちづくりを進める

3 施策の主な内容

(1) 開かれた行政の推進

「芽室町情報公開条例」や「芽室町個人情報保護条例」に基づいた行政情報の適切な公開を継続します。また、公文書の適正管理や各行政システムの安定稼働やセキュリティ対策などの安全確保に努め、文書ファイリングシステムを継続し、行政文書の情報管理を図ることにより、組織として必要な情報を管理・共有するとともに、必要な文書を迅速かつ的確に提供します。

(2) 総合情報誌「すまいる」・ホームページの充実

- ・透明性の高い開かれた行政運営に努めるとともに、行政への関心と参画意欲の向上につなげるため、町民とのコミュニケーションの充実を重要な柱に位置づけ、町総合情報誌「すまいる」や町ホームページによる情報発信を積極的に行い、町民に役立つ情報を迅速かつわかりやすく発信します。
- ・「伝える広報誌」をさらにわかりやすく、読み手となる町民がより理解できる「伝わる広報誌」へと誌面の充実を図るとともに、「芽室町広報戦略」を策定し、広報力の総合的な強化に取り組みます。

(3) セキュリティ対策

個人情報の漏えいなどを防止するため、情報管理の強化と重要データの保護など、クラウド化を含めた情報セキュリティ対策のさらなる強化に努めます。

(4) 広聴機能の充実

町民対話の機会を増やすとともに、町内で働く人や学ぶ人、町内の事業者や団体など、多くの方が参加できる手法や双方向での情報交換の仕組みを検討します。

(5) 町民参加の機会づくり

「まちづくり参加条例」に基づき、町民参加のための機会の確保を徹底するとともに、参加手法の仕組みを構築します。

(6) 高速通信網の拡充

- ・公共施設・商業施設・観光施設などに公衆無線LAN（Wi-Fi）を設置し、施設利用者の利便性向上と観光客に対するサービス向上を図ります。
- ・農村地区のブロードバンドは、インターネット高速通信が利用できない地域における情報伝達の充実に繋がるため、今後も必要に応じて電波状況の改善などを行い安定的な運用を進め、民間事業者と連携して普及拡大に努めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①行政情報の公開や説明責任が果たされていると思う割合	住民意識調査	90.6%	90.0%以上
②町ホームページのサイトへの訪問者の数(セッション数)	1日あたりの訪問者数の平均	406回	500回以上

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
文書ファイリングの推進	総務課		実施			
ホームページの充実	企画財政課		検討			
町民参加の機会確保	企画財政課		実施			
ホットボイスからできる政策	企画財政課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・ 町民・行政双方向の積極的な情報伝達の実現
- ・ 多様な町民対話の機会確保による町民参加の推進
- ・ 町民参加手法の多様化に伴う意見の反映

政 策 施 策	5-1	多くの町民が関わり参加する自治のまちづくり	
	5-1-1	徹底した情報共有と町民参加の促進	
	5-1-2	住民自治の実現と地域の活力の維持	[主管課] 企画財政課
	5-1-3	国際・地域間交流の推進	

5-1-2 住民自治の実現と地域の活力の維持

1 現状と課題

本町では住民自治を実現するため、「芽室町自治基本条例」に基づき、町民が主体となったまちづくりを進めてきました。

町民や町内会などが主体的に地域活動を企画・実施し、町民が主役となった地域づくりを推進するため、その活動の充実に向けた運営の支援や、地域担当職員制度により町内会・行政区に町職員の配置を行ってきましたが、少子高齢化や人口減少、地縁の希薄化などの社会情勢の変化に伴い、住民ニーズの多様化や複雑化、町内会組織の高齢化や加入率低下などが進んでおり、支援のあり方について随時見直しをしていく必要があります。また、地域の高齢者を公的サービスだけでなく、地域の自主的活動により支える体制（地域包括ケア）が重要となり、そのためには福祉分野に限らず多種多様な住民活動が必要となっています。

その一方で、ボランティア団体やNPO法人などによる住民活動や地域住民が一体となって実施する個性ある地域づくり活動が広まりつつあることから、こうした団体や組織の主体的な取組や活動の支援、公益活動のための環境整備などを実施するとともに、活動団体の拠点として設置している「町民活動支援センター」のサポートなどにより、行政との協働によるまちづくりを推進し、公共的な課題の解決を図る必要があります。また、公共サービスを町民や町内会・行政区などが担う「公共サービスパートナー制度」により、地域の住民などに公共サービスの担い手として活動いただくとともに、より参加しやすい業務の検討が求められています。

地域コミュニティ活動の拠点となる地域集会施設については、地域において施設管理を行っていただくとともに、地域コミュニティ活動のための使用を無料とするなど、地域活動の活性化を進めています。地域会館などの老朽化に伴う維持管理費の増加や施設更新が課題となり、機能の複合化や集約化に向けて地域調整、公共施設配置構想などとの調整が必要となります。

少子高齢化や人口減少が進んでも地域の活力を維持し、住民自治を実現するためには、町民がふるさとへの愛着や誇りを持ち、主体的に地域活動に関わり、より良い地域づくりを進めることが必要であり、これらを醸成するシビックプライドの醸成や、このまちに住みたい、住み続けたいという移住・定住を促進する取組も必要となります。

近年、ふるさと納税や観光イベント、居住地域などの関わりにより、住民票を有していなくてもその地域に愛着を持ち、地域を応援する、いわゆる関係人口が重要とされており、町民のシビックプライドの醸成や、関係人口、移住・定住に大きく関わる情報発信などを行うシティプロモーションの取組が必要となります。



2 施策の方針

地域の活力を維持し、住民自治を実現させ、より良い地域づくりをすすめます。

対象	町民、町に愛着や誇りを持ち関わる人
意図	町に愛着や誇りを持ち、地域のために活動する
結果	まちづくりに関わる人が増えることで地域の活力を維持する

3 施策の主な内容

(1) 自治活動支援

- ・町内会活動の運営支援や町内会会員同士のコミュニケーションを促進する事業など町内会連合会との連携を密にし、町内会の主体的取組に対し継続して支援を行うほか、町内会連合会と連携し、全町一斉の取組や地域担当制度の活用などの効果的な町内会加入促進の手法を検討します。
また、農村地域において地域連合会や社会教育協会などを中心に行われている自治活動においても、地域活動推進のための支援を行います。
- ・協働のまちづくりの理念に基づき、公共施設等整備活動や調査研究活動、地域資源活用活動、地域コミュニティ推進活動、地域の将来ビジョンに基づく小さな拠点づくりの取組などを支援していますが、多様化する行政課題やコミュニティの形に対応するため、必要に応じて見直し、行政課題領域を解決するために町民が行う公益的な活動に対する支援を継続します。
- ・自主的な町民活動を推進し、自立と発展を支援するために設置している町民活動支援センターの機能である、情報の収集・発信、個人・団体の相互連携と交流、活動支援、人材育成が発揮できるセンター運営を進めます。
- ・活力ある地域に根ざしたまちづくりを進めるうえで芽室町の将来を担う人材の育成は重要であることから、研修・交流事業に対する支援を継続します。
- ・町民が安心して積極的に地域活動に参加できるよう、活動中に発生した損害や傷害などを補償する「芽室町町民活動総合補償制度」を継続します。また、補償内容も毎年点検し、多様な活動に対応します。

(2) 地域担当制度の推進

協働のまちづくりを推進していくためには町民・地域と行政が課題や行政情報を共有することが不可欠なため、町民と行政のパイプ役として設置している地域担当制度を継続します。

(3) 地域集会施設などの再整備

地域コミュニティや地域活動の再調整を踏まえ、災害に強いまちづくりの視点と地域活動の利便性の向上を目指した地域集会施設再整備計画に基づき、地域との十分な検討を経たうえで、計画的な再整備を進めます。

(4) 公共サービスのあり方の検討

行政サービスの補完性の原則を考えると、公共サービスを町民や団体、NPOなどが有する知識・経験及び能力を活かし担っていただくことで、地域に活力が生まれますが、少子高齢化などにより担い手不足の課題を指摘されているため、「芽室町公共サービスパートナー制度」のあり方を検討します。

(5) 移住・定住の促進

- ・移住・定住希望者や新規就農、福祉専門職の受け入れも視野に入れた住宅整備及び希望者と就職先とのマッチングなどの検討を行います。
- ・町全体の人口構成バランスを考慮し、子育て世帯などを対象とした住宅取得支援やU・I・Jターン希望者へのきめ細かな対応など、本町への移住・定住を促進します。

(6) シティプロモーションの推進

- ・(仮称) 芽室町シティプロモーション戦略に基づき、担当部署の設置による職員の情報発信意識の啓発や意匠の統一など、効果的な情報発信手法を検討します。
- ・地域への想いを育み、主体的に地域づくりに関わるシビックプライド醸成のための取組を進めます。
- ・住民票を有していなくても町に愛着を持ち、応援する関係人口増のための取組を検討します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①地域の活動に参加している町民の割合	住民意識調査	45.7%	55.0%
②芽室町が好きな町民の割合	住民意識調査	96.8%	95.0%以上
③芽室町に住み続けたいと思う町民の割合	住民意識調査	95.8%	95.0%以上

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
自治活動支援	企画財政課		実施			
町民活動支援センター運営支援	企画財政課		実施			
地域集会施設再整備計画に基づく集会施設再整備	総務課		実施			
移住・定住の促進	企画財政課		実施			
シティプロモーションの推進	企画財政課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・地域集会施設の多機能化、複合化、集約化などによる再整備
- ・シティプロモーション手法の見直しと推進

政 策 施 策	5 - 1	多くの町民が関わり参加する自治のまちづくり		
	— 5-1-1	徹底した情報共有と町民参加の促進		
	— 5-1-2	住民自治の実現と地域の活力の維持		
	— 5-1-3	国際・地域間交流の推進	[主管課]	企画財政課

5 - 1 - 3 国際・地域間交流の推進

1 現状と課題

本町は国内外の地域や姉妹都市などと提携し、さまざまな交流を行い、その地域の歴史や文化、まちづくりの手法などを学ぶとともに、まちづくりに活かしています。

アメリカ合衆国カリフォルニア州トレーシー市は、本町と同様に基幹産業が農業であり、特に豆類の生産地であるという共通点から、平成元年8月に国際姉妹都市提携を締結し、中学生のホームステイを中心とした相互派遣・受入交流などが行われ、平成27年5月には町民有志により芽室町・トレーシー市交流協会が設立されました。

地域間交流については、昭和62年7月に、十勝管内の「海のまち」広尾町との交流を目的とした「うみとやまのふれあい宣言」による友好提携を締結し、平成18年5月には、芽室町開拓時に岐阜県より多くの人々が本町に移住してきた経緯があることから、岐阜県揖斐川町と友好提携を締結しました。

平成28年5月には岐阜県揖斐川町においてJ A同士の協定が締結されるなど、行政の交流から民間による経済交流へ発展しています。

このほか、平成10年度にオープンした農村都市交流施設「ふるさと交流センター（やまなみ）」では、農業研修生や山村留学の児童・生徒の受け入れを積極的に行っています。

また、本町がゲートボール発祥の地であることから、平成3年度からブラジルゲートボール連合とゲートボールを通じた交流が行われており、平成24年6月には親善交流協力協定を締結し、相互訪問も行われています。

今後は、派遣・受入や周年事業開催のほか、これらの取組を多くの町民に知っていただくために、積極的な周知に努めていくことが大切です。そして、今後も交流を継続しながら、行政と民間がそれぞれの立場で、交流を通じた連携を行い、まちづくりを進めていく必要があります。

2 施策の方針

友好都市との交流による人材育成と交流を通して得られる情報をまちづくりに活かします。



対象	町民・交流都市の住民
意図	友好都市との交流に参加し、異なる文化に触れ、情報を得ることによって、他地域の歴史・文化、まちづくりの手法などを学ぶことができる
結果	交流を通じたさまざまな視点と情報の連携によるまちづくりをすすめる

3 施策の主な内容

(1) 国際交流活動の推進

- ・グローバル社会のなかで、国際交流を通じて異文化に触れることにより、相互理解のもと地域課題を国際的視野から考えるなど人材育成を目的として、トレーシー市との中学生のホームステイを中心とした相互交流事業を継続します。
- ・ゲートボールを通じたブラジルゲートボール連合との相互交流を継続するとともに、交流事業の拡大などを検討します。
- ・国際交流活動に関する情報を広く町民に周知し、交流認知度を高めます。
- ・国際交流を進めるうえで民間部門からの幅広い参加が望まれることから、芽室町・トレーシー市交流協会をはじめとした町内の民間団体などによる国際交流活動に対し、側面的支援を継続します。

(2) 地域間交流の促進

- ・広尾町と本町の地域特性を活かした民間交流を基本として、人的交流から発展させた経済交流活動を促進します。
- ・本町開拓の歴史を踏まえ、揖斐川町との小学生の相互交流を中心とした町民や団体などによる揖斐川町との交流活動を促進します。
- ・地域間交流に関する情報を広く町民に周知し、交流認知度を高め、交流事業への参加を促進します。

(3) 都市と農村の交流推進

ふるさと交流センター「やまなみ」において、児童・生徒の山村留学や農業研修生を受け入れ、都市と農村の交流及び都市住民に対する農業、農村理解を促進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①他都市（トレーシー市・広尾町・揖斐川町）との友好・交流提携の事実を知っている町民の割合	住民意識調査	トレーシー 71.5% 広尾 48.2% 揖斐川 50.7%	トレーシー 75.0% 広尾 50.0% 揖斐川 50.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
トレーシー市との中学生の相互交流	社会教育課		実施			
揖斐川町・広尾町との友好交流の推進	企画財政課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・本町の特色を活用した交流の促進と民間主体による交流への支援

政 策 施 策	5-2	時代に即した行財政運営と行政サービスの推進		
	5-2-1	効果的・効率的な行政運営	[主管課]	企画財政課
	5-2-2	健全な財政運営		
	5-2-3	親切・便利な行政サービスの推進		

5-2-1 効果的・効率的な行政運営

1 現状と課題

本町では、平成16年2月に、当面他市町村と合併しない方針を決定し、平成17年度に「財政基盤の安定」「行政改革」「住民と行政の協働」などの観点から具体的な方針を明示した「芽室町自主・自立推進プラン」を策定しました。

その後、平成20年度から開始した「第4期芽室町総合計画前期実施計画」に、「芽室町自主・自立推進プラン」を融合させることにより、基本的な考え方を継承するとともに、平成17年度から事務事業評価制度、平成21年度から施策評価制度を導入しマネジメントサイクルの確立を進めており、今後においても、マネジメントサイクルの確立と計画行政のさらなる推進を目指す必要があります。

本町においても人口減少が進んでおり、人口減少の克服などに的確かつ迅速に対応するため、平成27年9月に国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「芽室町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（総合戦略）を策定しました。人口減少にはさまざまな要因があり、産業の振興や出産・子育て環境の充実、住環境の整備、将来的な移住に繋がる交流人口の増など、長期的な視点で人口減少の抑制につなげる取組が必要です。また、人口が減っても地域が持続できるよう、人口規模に合わせた仕組みづくりが必要となります。

また、本町は昭和61年度策定の「第1次芽室町行政改革大綱」から絶え間なくその取組は続いており、平成23年度に「第9次芽室町行政改革大綱」を策定しました。

第9次芽室町行政改革大綱の推進期間は、平成30年度までであり、平成31年度からは、新たな方針をスタートさせ、効果的・効率的な行政運営を進める必要があります。

平成26年4月には、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、速やかに「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう国から要請があり、平成28年2月に「芽室町公共施設等総合管理計画」を策定し、各種公共建築物及びインフラ施設等に関するマネジメント計画の上位計画として位置づけ、町財産の維持管理を総合的かつ計画的に進めることとしました。



2 施策の方針

総合計画と行政改革大綱の取組を推進し、人口規模に合わせた効果的で効率的な行政運営をすすめます。

対象	第5期総合計画 第10次行政改革大綱
意図	総合計画：目標と掲げられた指標を実現する 行革大綱：対象実施計画を実現する
結果	計画などに基づき、人口減少などに対応した効果的で効率的な行政運営に結びつける

3 施策の主な内容

(1) 計画行政の推進と評価・予算との連動

町が行う業務は、毎年点検・評価を行い改善・改革に取り組み、その結果については総合計画実行計画に反映させ、予算と連動させるマネジメントサイクルを継続するとともに、点検・評価をより改善・改革・実行計画に反映できる手法を検証し、マネジメントサイクルの改善を進めます。また、点検・評価にあたっては町民や有識者による外部評価を継続します。

(2) 行政改革の推進

これまでの行政改革の歴史・背景を再確認し、行政改革から行政経営へと発想を転換し、より効果的・効率的な行政運営を実現させるため、平成31年度から新たな方針をスタートさせ、町民満足度、さらには職員満足度を向上させます。

(3) 庁内コンピュータ維持管理

平成27年度に「芽室町役場ICT計画」を策定し、平成28年度に「サーバークラウド化」「ネットワーク強靱化整備」を進め、災害に強い・セキュリティの確保・ICTの新しい使い方・費用対効果の4つの柱を基に、効率的・効果的なICT活用と、町民サービスの向上を目指しており、これらを実現するための庁内コンピュータの維持管理を計画的に進めます。

(4) 広域行政の推進

十勝圏の1市18町村では、十勝圏複合事務組合による広域的な施策を進めています。また、平成23年7月には十勝定住自立圏形成協定が締結され、共生ビジョンにより広域課題の解決に取り組んでおり、人口減少時代に入り住み慣れた地域で住み続けられるよう、道内外の他の自治体との連携・協力を積極的に推進します。

(5) 公共施設等総合管理計画の推進

平成28年2月に策定した「芽室町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。また、公共ファシリティマネジメントの考え方により、民間アイデアの活用や経営の視点を取り入れ、効果的・効率的な公共施設運営を推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①第5期総合計画前期実施計画の施策評価(外部)のC以上の評価施策割合	総合計画推進委員会評価結果	94.4% (H28)	100%
②職員満足度	職員アンケート	未実施	80.0%以上
③町の行政サービスに満足している町民の割合	住民意識調査	87.9%	80.0%以上
④公共施設(建築物)管理面積	総務課調べ	192,482.26 m ²	191,072.36 m ²

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
芽室町自治基本条例の推進	企画財政課		実施			
行政改革の実施	総務課		実施			
計画行政の推進	企画財政課		実施			
庁内コンピュータの維持管理	総務課		実施			
公共施設等総合管理計画の推進	企画財政課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の計画的な管理及び適正配置
- ・新たな方針に基づく行政改革の推進

政 策 施 策	5-2	時代に即した行財政運営と行政サービスの推進
	— 5-2-1	効果的・効率的な行政運営
	— 5-2-2	健全な財政運営 [主管課] 企画財政課
	— 5-2-3	親切・便利な行政サービスの推進

5-2-2 健全な財政運営

1 現状と課題

本町の近年の当初予算は、100億円から110億円台の後半で推移しており、町税などの自主財源は約40％と国や北海道からの財源に大きく依存しています。なかでも、地方交付税は近年減少の一途をたどり、将来にわたって現状の金額が維持されることは極めて困難な状況にあります。また、老朽化が進む公共施設の大規模修繕やインフラの長寿命化などにより、町の貯金（基金）については減少、借金である起債残高については増加が見込まれます。

このような状況に対応するため、歳入の確保の観点からは、収納率の向上に向けた施策や、受益と負担の適正化による各種使用料等の見直しなどを行い、歳出抑制の観点では、行政評価、計画に基づく予算編成を行ってきました。また、今後見込まれる公共施設やインフラ施設の老朽化などに対しては、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の複合化や集約化、民間活力の導入など、公共ファシリティマネジメントの視点が重要となります。

本町においても人口減少が進んでおり、固定資産税などの町税も将来的には減少が見込まれます。このため、町民の納税意識を高める啓発活動を今後も続けていくことが必要となります。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、町全体の財政状況を判定する4つの指標（①実質赤字比率 ②連結実施赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率）を毎年公表しており、今後も健全で効果的・効率的な行財政運営が求められます。

現在、町のホームページには財政状況に係る各種情報を掲載し、情報の共有を図っていますが、今後もホームページや広報誌を通じ、わかりやすくて確な内容とし、理解が深まるよう情報公開が必要となります。



2 施策の方針

安定した行政サービスの提供に向け、収支バランスがとれた健全な財政運営をすすめます。

対象	町財政
意図	財政が健全な状況である（一般・特別・事業会計） →収支のバランスが取れ、黒字の状態
結果	行政サービスを安定的に提供できる

3 施策の主な内容

(1) 歳入の確保

- ・町税の確保については、税務署、十勝総合振興局、納税組合連合会など関係団体との協力による納税意識の高揚・啓発、納入者の利便性を図るためコンビニ納付の継続、その他納付手段の研究を進め、さらなる納付環境の整備を進めます。
- ・「徴収一元化」体制の継続による効果的な徴収と、滞納者に対する行政サービス制限や十勝市町村税滞納整理機構との連携による滞納処分の強化と収納率の向上を図ります。
- ・「稼ぐ行政」の考え方も念頭に、さらなる自主財源確保に向けた検討を進めます。

(2) 歳出の抑制

施策評価・事務事業評価結果を踏まえた3年ローリングによる実行計画を策定し、マネジメントサイクルのなかで事務事業の目的と効果を点検し、予算投入と成果の妥当性を念頭に置き、事業の中止・廃止の観点も持って歳出の抑制を目指します。

(3) 財政状況の共有化

町民に対し、財政状況の理解が深まるよう情報公開を行うため、ホームページや広報誌を通じ、わかりやすくて確かな内容に努めます。

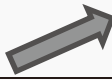
(4) 財政計画の策定

財政計画を策定し、中・長期的な財政見通しを明らかにします。また、財政計画は毎年見直しを行い、その内容を公表します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①経常収支比率	地方財政状況調査	84.6%	87.0%
②健全化判断比率（実質公債費比率・将来負担比率）	地方財政状況調査	実質公債費比率 4.4% 将来負担比率 2.6%	実質公債費比率 17.0%未満 将来負担比率 50.0%未満
③町税徴収率	地方財政状況調査	98.9%	99.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
納入しやすい環境の整備	税務課		実施			
財政状況の公表	企画財政課		実施			
財政計画の策定	企画財政課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・安定的な税の収納ができるよう、効率的・効果的な徴収の実施と納税意識の啓発
- ・「住民参加型ミニ市場公募地方債」の導入、基金の活用による運用益の拡大、クラウドファンディングによる資金調達など、あらゆる手段による財源確保の検討

政策 5-2 時代に即した行財政運営と行政サービスの推進

施策 5-2-1 効果的・効率的な行政運営

5-2-2 健全な財政運営

5-2-3 親切・便利な行政サービスの推進 [主管課] 総務課

5-2-3 親切・便利な行政サービスの推進

1 現状と課題

少子高齢化・人口減少が進行していくなか、行政需要の多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められており、質の高い行政サービスを提供するためには、さらなる業務改革が必要となっています。

町民アンケートにおける行政サービス全般の満足度は、第4期総合計画期間の平均で81.13%（平成20年度から平成29年度調査）と、目標値の84.0%に近い実績となり、役場庁舎などの窓口やカウンターの職員の対応への満足度は平成29年度調査で65.2%と、目標値の60.0%を超える評価となりましたが、今後に向けてさらなる向上と安定的な評価を目指して、ハード・ソフト両面における取組を継続していく必要があります。

昭和43年に竣工した現庁舎は、老朽化やバリアフリー対応不足といった課題を抱えていることから、新庁舎建設を進めています。町民サービスの向上や防災、利用者の視点に立ったレイアウトなどを取り入れ、施設整備を進める必要があります。

また、ICTを活用することは、行政サービス向上の面からも極めて有効ですが、電子化の進展に伴う個人情報の保護などに留意したセキュリティ体制の構築が必要です。

地方分権が進展するなかで、北海道から事務・権限の移譲を積極的に受け入れてきましたが、今後も行政サービス向上の視点に立ち、検討する必要があります。

昭和51年建設の芽室町斎場は、施設設備の狭隘・老朽化が進んでいます。本格的な高齢社会の到来に伴い、火葬需要の増加が予測されるなか、近い将来、現在の斎場設備では対応が困難になることが予想されることから、整備に向けた検討が必要です。また、墓の承継や将来の無縁化なども予想され、墓に変わり共同で使用する合同墓の設置を望む声も多くあり、設置に向けた検討が必要です。

2 施策の方針

町民が迅速・正確と感じる対応や案内により、親切で便利な行政サービスの提供をすすめます。

【役場新庁舎イメージ】



対象	町（役場）
意図	町民に、迅速、正確に対応するサービスを提供する
結果	町民の満足度が増し、行政への信頼感が高まる

3 施策の主な内容

(1) 便利で親切的窓口サービスの推進

- ・町民にとって便利で分かりやすく、快適な窓口サービスを実現するため、各種職員研修を実施し職員の資質向上に努めるとともに、窓口サービスを検証し満足していただける応対を推進します。
- ・総合案内業務については、芽室町公共サービスパートナー制度の活用を継続します。

(2) 地方分権の推進に伴う行政サービスの向上

北海道が示す「市町村への移譲対象となる事務・権限」について、行政手続上の許・認可に関する窓口が身近にあることや手続き時間の短縮といった住民サービスの向上が期待できるものについては、内部体制を踏まえ積極的に受け入れします。

(3) 電子自治体化の推進

- ・平成27年6月に策定した「芽室町役場ICT計画」を見直し、時代に即したICT活用を進め、効率的・効果的な働き方を推進し、町民サービスの向上を目指します。
- ・情報化の進展に伴い、情報の漏えいや外部からの不正侵入などを防ぐためにハード・ソフト両面からの継続したセキュリティ対策に努めます。

(4) 役場新庁舎整備の推進

新庁舎設計の基本方針「商店街と公共施設の結節点となる」「町民の新しい居場所となる」「芽室の気候風土にふさわしい」「コンパクトで効率的」「災害時に頼れる」「芽室の歴史を尊重し、まちの記憶を繋ぐ」役場庁舎を目指し、計画的に施設整備を推進します。

(5) 芽室町斎場・芽室霊園の整備

- ・老朽化が著しい現在の斎場については、「芽室町斎場整備方針」を早期に策定し、整備に向けた検討を進めます。
- ・社会情勢の変化により、住民ニーズの高い合同墓（合同納骨塚）の整備を検討します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値(H29)	目標値(H34)
①役場等の窓口やカウンター、電話などでの職員の対応に満足している町民の割合	住民意識調査	89.4%	80.0%以上
②町の行政サービスに満足している町民の割合	住民意識調査	87.9%	80.0%以上

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	H31	H32	H33	H34
役場新庁舎整備の推進	企画財政課		実施			
職員研修の実施	総務課		実施			
電子自治体化の推進	総務課		実施			

6 展望計画（平成35年度～平成38年度の展望）

- ・ICT技術の進展を踏まえた電子自治体化の推進
- ・「芽室町斎場整備方針」に基づいた斎場の整備

Ⅳ 国土強靱化

1. 国土強靱化の概要

(1) 国土強靱化の背景

わが国では、東日本大震災などの過去の災害等に対し、さまざまな策を講じてきたものの、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。これを避けるため「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」（以下「基本法」という。）が施行され、大規模な自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

国では、この基本法第10条に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するための取組を推進しています。

本町においても、本計画を各分野の個別計画の国土強靱化に関する指針とし、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくこととします。

(2) 強靱化を推進するうえでの考え方

基本構想におけるまちの将来像「みんなで創り みんなでつなぐ ずっと輝くまちめむろ」を強靱化するうえでの将来像とし、次に示す「国土強靱化基本計画」との調和を図った4つの基本的な考え方を念頭に置き、過去の災害から得られた経験を最大限活かし、町の強靱化を推進します。

本町の強靱化のための基本的な考え方
① 人命の保護が最大限図られること
② 町および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
③ 町民の財産および公共施設に係る被害の最小化
④ 迅速な復旧復興

(3) 取組推進上の留意点

強靱化計画は、町民や関係機関との協働により進めるとともに、庁内関係各課の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて取組を推進します。

また、成果指標による進捗管理を通じて、必要な事業の見直しを行うなど効果的に推進します。

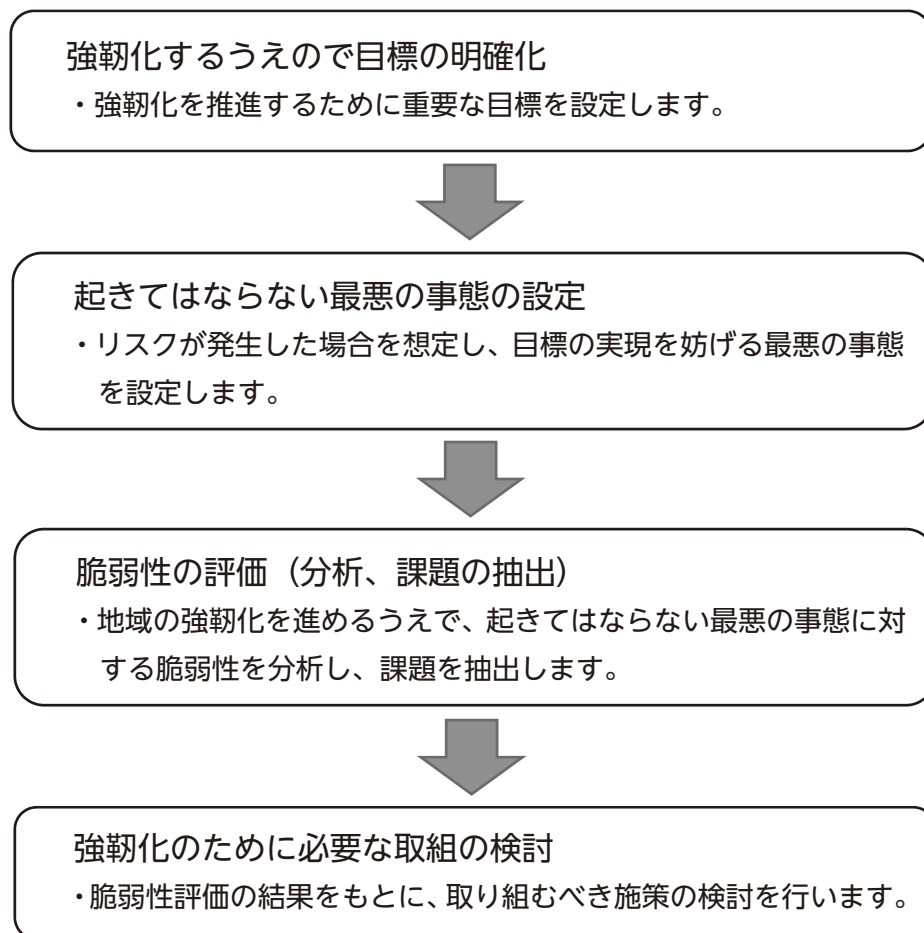
2. 脆弱性の評価

(1) 基本的な進め方

強靱化は、いわば本町のリスクマネジメントであり、仮に起きれば本町に致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、この事態を回避するために何をすべきか、という観点から、全庁的に取組を検討しました。

(2) 評価の手順

内閣官房国土強靱化推進室が策定した「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行いました。



(3) 想定されるリスク

本町の地域特性を考慮し、以下の3種類の大規模災害によるリスクを想定します。

大規模災害	災害の規模
地震	千島海溝沿い地震
水害	町内各河川の堤防の決壊
雪害	大雪の発生

(4) 「備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

北海道強靱化計画で設定されている7の「備えるべき目標（カテゴリー）」と21の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」をもとに、芽室町の地域特性等を踏まえ、6つの「備えるべき目標」と18の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	人命の保護	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2	土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	暴風雪および豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6	情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1	食料・飲料水等、生命に関する物資供給の長期停止
		2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停止
		2-3	医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1	町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1	エネルギー供給の停止
		4-2	食料の安定供給の停滞
		4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1	農業・産業の生産力の大幅な低下
		5-2	金融機能の低下等による経済活動の停滞
6	迅速な復旧・復興等	6-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3. 脆弱性評価の結果

(1) 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとに脆弱性評価を行い、課題を抽出し、6つの「備えるべき目標」ごとにまとめました。

備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		脆弱性の評価結果
1	人命の保護	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	・住宅・建築物等の耐震化 ・建築物等の老朽化対策 ・避難場所等の指定・整備
		1-2	土砂災害等による多数の死傷者の発生	・計画避難体制の整備
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	・ハザードマップの作成
		1-4	暴風雪および豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	・暴風雪時における道路管理体制の強化 ・除雪体制の確保
		1-5	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	・帰宅困難者への対策 ・積雪寒冷を想定した避難所等の対策
		1-6	情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	・関係機関との情報共有化 ・町民への情報伝達体制の強化 ・要配慮者への対策 ・地域防災活動および防災教育の推進
2	救助・救急活動等の迅速な実態	2-1	食料・飲料水等、生命に関する物資供給の長期停止	・物資供給等に係る連携体制の強化 ・町民へ非常用物資の備蓄促進
		2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停止	・防災訓練等による救助および救急体制の強化 ・関係機関との連携強化
		2-3	医療・福祉機能等の麻痺	・被災時の医療支援体制の強化 ・災害時の福祉的支援 ・防疫対策
3	行政機能の確保	3-1	町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	・災害対策本部機能等の強化 ・業務継続体制の整備 ・応援・受援体制の整備

4	ライフラインの確保	4-1	エネルギー供給の停止	・電力会社およびガス供給会社などとの連携 ・エネルギー供給基盤の整備
		4-2	食料の安定供給の停滞	・物資供給へ関係機関と協定の締結
		4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止	・上下水道施設等の防災対策 ・耐震性貯水槽の活用
		4-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	・道路施設の防災対策 ・交通ネットワークの整備
5	経済活動の機能維持	5-1	農業・産業の生産力の大幅な低下	・災害時に備えた農・商・工などの基盤整備 ・財政支援、取引等の斡旋、物流安定などの総合的対策
		5-2	金融機能の低下等による経済活動の停滞	・就業や起業への支援 ・災害時の経済サイクル維持
6	迅速な復旧・復興等	6-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	・災害廃棄物の処理体制の整備
		6-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足	・災害対応に不可欠な建設業との連携 ・応援・受援体制の整備

4. 強靱化に向けた取組

(1) 強靱化の推進に向けて

「起きてはならない最悪の事態」ごとに行った脆弱性評価の結果をもとに、これを回避するために事業に取り組む必要があります。

取り組むべき事業については、「災害に強いまちづくり計画」を踏まえ毎年度策定する実行計画と反映させていきます。

さまざまな取組を通じて

- ・被害をできるだけ小さくすること
- ・被害を受けたとき、迅速に回復することを目指します

「起きてはならない最悪の事態」と
分野別施策との整理対照表 マトリクス

			人命の保護						救助・救急活動等の迅速な実施		
分野	政策	施策	1-1 生	1-2 災等地震等による大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	1-3 地等異常気象等による広域かつ長期的な市街地の浸水	1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生	1-5 暴風雪および豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	2-1 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	2-2 長期停止 命に関する物資供給の停止 食料・飲料水等、生	2-3 消防、警察、自衛隊等の被害等による救助・救急活動の停止 痺医療・福祉機能等麻
産業	1-1 持続可能な農業の基盤整備と支援の強化	1-1-1 担い手育成と農業の応援団づくり									
		1-1-2 農業生産性の向上と経営基盤支援									
		1-1-3 農地・土地改良施設等の整備・充実									
		1-1-4 地域林業の推進									
	1-2 農業と連携した活力ある商工業と観光物産の振興	1-2-1 地域内循環の推進と商工業の振興	●								
		1-2-2 地域資源を活用した観光の振興	●								
教育	2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実	2-1-1 学校教育の充実	●		●					●	
		2-1-2 社会教育の推進	●								
	2-2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実	2-2-1 地域文化の振興									
		2-2-2 スポーツしやすい環境づくり									
保健・医療・福祉	3-1 いつまでも健康で安心して暮らせる保健医療環境づくり	3-1-1 生涯を通じた健康づくり									
		3-1-2 公立芽室病院の総合的な医療体制の維持・発展									●
	3-2 安心して子育てのできるまちづくり	3-2-1 安心して生み育てることができる子育て支援									
		3-2-2 子育て環境の充実	●								
	3-3 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の実現	3-3-1 地域で支え合う福祉社会の実現									●
		3-3-2 高齢者福祉の充実									●
		3-3-3 障がい者の自立支援と社会参加の促進									●
	3-4 誰もが個性と能力を発揮できる地域社会の実現	3-4-1 互いに認め合う地域社会の形成									
防災・生活・環境	4-1 安全・安心に暮らせる生活環境づくり	4-1-1 災害に強いまちづくりの推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		4-1-2 消防・救急の充実	●	●	●	●	●	●		●	
		4-1-3 防犯対策と交通安全の推進									
		4-1-4 消費者の安全・安心の確保									
	4-2 快適な都市環境づくりの推進	4-2-1 有効な土地利用の推進									
		4-2-2 快適な住環境の整備	●		●			●			
		4-2-3 道路交通環境の整備	●		●	●	●	●			
	4-3 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全	4-3-1 景観の保全とクリーンエネルギーの推進									
		4-3-2 廃棄物の抑制と適正な処理									
		4-3-3 上下水道の整備									
行財政	5-1 多くの町民が関わり参加する自治のまちづくり	5-1-1 徹底した情報共有と町民参加の促進									
		5-1-2 住民自治の実現と地域の活力の維持									
		5-1-3 国際・地域間交流の推進									
	5-2 時代に即した行財政運営と行政サービスの推進	5-2-1 効果的・効率的な行政運営									
		5-2-2 健全な財政運営									
		5-2-3 親切・便利な行政サービスの推進						●			

「起きてはならない最悪の事態」と
分野別施策との整理対照表 マトリクス

「起きてはならない最悪の事態」と 分野別施策との整理対照表 マトリクス			行政機能の確保	ライフラインの確保				経済活動の機能維持		迅速な復旧・復興等	
			3-1	4-1	4-2	4-3	4-4	5-1	5-2	6-1	6-2
分野	政策	施策	町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	エネルギー供給の停止	食料の安定供給の停滞	上下水道等の長期間にわたる機能停止	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	農業・産業の生産力の大幅な低下	金融機能の低下等による経済活動の停滞	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足
産業	1-1 持続可能な農業の基盤整備と支援の強化	1-1-1 担い手育成と農業の応援団づくり								●	●
		1-1-2 農業生産性の向上と経営基盤支援						●		●	●
		1-1-3 農地・土地改良施設等の整備・充実						●		●	●
		1-1-4 地域林業の推進								●	●
	1-2 農業と連携した活力ある商工業と観光物産の振興	1-2-1 地域内循環の推進と商工業の振興		●	●			●	●	●	●
		1-2-2 地域資源を活用した観光の振興						●		●	●
教育	2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実	2-1-1 学校教育の充実									●
		2-1-2 社会教育の推進									●
	2-2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実	2-2-1 地域文化の振興									●
		2-2-2 スポーツしやすい環境づくり									
保健・医療・福祉	3-1 いつまでも健康で安心して暮らせる保健医療環境づくり	3-1-1 生涯を通じた健康づくり									●
		3-1-2 公立芽室病院の総合的な医療体制の維持・発展									●
	3-2 安心して子育てができるまちづくり	3-2-1 安心して生み育てることができる子育て支援									●
		3-2-2 子育て環境の充実									●
	3-3 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の実現	3-3-1 地域で支え合う福祉社会の実現									●
		3-3-2 高齢者福祉の充実									●
		3-3-3 障がい者の自立支援と社会参加の促進									●
	3-4 誰もが個性と能力を発揮できる地域社会の実現	3-4-1 互いに認め合う地域社会の形成									●
防災・生活・環境	4-1 安全・安心に暮らせる生活環境づくり	4-1-1 災害に強いまちづくりの推進	●	●	●	●	●			●	●
		4-1-2 消防・救急の充実									●
		4-1-3 防犯対策と交通安全の推進									●
		4-1-4 消費者の安全・安心の確保			●				●		●
	4-2 快適な都市環境づくりの推進	4-2-1 有効な土地利用の推進									●
		4-2-2 快適な住環境の整備									●
		4-2-3 道路交通環境の整備	●				●				●
	4-3 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全	4-3-1 景観の保全とクリーンエネルギーの推進		●							●
4-3-2 廃棄物の抑制と適正な処理										●	●
4-3-3 上下水道の整備		●			●						●
行財政	5-1 多くの町民が関わり参加する自治のまちづくり	5-1-1 徹底した情報共有と町民参加の促進	●								●
		5-1-2 住民自治の実現と地域の活力の維持	●								●
		5-1-3 国際・地域間交流の推進									●
	5-2 時代に即した行財政運営と行政サービスの推進	5-2-1 効果的・効率的な行政運営	●								●
		5-2-2 健全な財政運営	●								●
		5-2-3 親切・便利な行政サービスの推進	●								●

V 付属資料

第5期芽室町総合計画策定経過

年	月	日	内 容
29	6	9	第5期芽室町総合計画策定に係る町民アンケート調査実施 (無作為抽出 2,000名)
	6	12	町職員ファシリテーション研修(主任・主事職)
	6	13	町職員ファシリテーション研修(主任・主事職)
	7	24	町職員政策立案研修(課長補佐、係長、主査職)
10	12		第5期芽室町総合計画策定に係る町民アンケート結果公表 (回答者数 842名 回答率 42.1%)
30	1	10	町職員ファシリテーター事前研修(主任・主事職)
	1	11	第5期芽室町総合計画策定に係る中高生ワークショップ開催 (中学生7名、高校生8名)
	1	11	平成29年度まちづくりに関する住民意識調査実施 (無作為抽出 700名)
	1	13	第5期芽室町総合計画策定に係る団体ワークショップ開催 (48団体 80名参加)
	1	23	町職員ファシリテーター事前研修(主任・主事職)
	1	28	第5期芽室町総合計画策定に係る町民ワークショップ (無作為抽出 32名参加)
	2	7	第4期芽室町総合計画の検証結果報告(町議会総務経済・厚生文教常任委員会)
	2	26	全体庁議(実施計画策定周知)
	3	26	平成29年度まちづくりに関する住民意識調査結果公表 (回答者数 284名 回答率 40.6%)
	3	30	国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来人口推計公表
	5	22	庁内周知(施策の成果指標の考え方)
	6	7	町議会総務経済・厚生文教常任委員会合同委員会(策定状況等説明)
	6	20	町議会総務経済・厚生文教常任委員会合同委員会(施策(案)確認)
	6	21	町議会総務経済・厚生文教常任委員会合同委員会(施策(案)確認)
	6	25	全体庁議(実施計画確認周知)
	6	27	目標人口(素案)決定
	7	9	第5期芽室町総合計画将来の都市像に係る関係課会議 (土地利用の方向性及び将来の都市像(素案)決定)
	7	23	町議会総務経済・厚生文教常任委員会合同委員会 (目標人口(人口フレーム)、土地利用基本構想、将来の都市像説明)
	7	30	管理庁議(第5期芽室町総合計画に係るまちづくり意見募集の実施について)
	8	2	第1回総合計画審議会・第1回総合計画審議会専門部会(計画策定説明)
	8	6	第2回総合計画審議会専門部会(施策(案)審議)
	8	8	第3回総合計画審議会専門部会(施策(案)審議)

8	10	計画（素案）パブリックコメント実施
8	20	町議会総務経済・厚生文教常任委員会合同委員会 （基本構想、施策体系、国土強靱化説明）
8	20	第4回総合計画審議会専門部会（施策（案）審議）
8	23	第5回総合計画審議会専門部会（施策（案）審議）
9	4	第2回総合計画審議会（基本構想及び前期実施計画審議）
9	11	第3回総合計画審議会（諮問・答申）
9	13	管理庁議（第5期芽室町総合計画（案）の決定について）
10	1	平成30年芽室町議会定例会9月定例会議 （第5期芽室町総合計画基本構想及び前期実施計画策定の件提出）
10	1	第5期芽室町総合計画審査特別委員会（設置）
10	19	第5期芽室町総合計画審査特別委員会（審査）
10	25	第5期芽室町総合計画審査特別委員会（審査）
11	6	第5期芽室町総合計画審査特別委員会（審査）
12	3	平成30年芽室町議会定例会12月定例会議 （第5期芽室町総合計画基本構想及び前期実施計画策定の件議決）

第5期芽室町総合計画基本構想および前期実施計画（原案） の諮問

企画第101号
平成30年9月11日

芽室町総合計画審議会
会長 貫田 正博 様

芽室町長 手 島 旭

第5期芽室町総合計画基本構想及び前期実施計画の策定について（諮問）

第5期芽室町総合計画を策定するにあたり、芽室町総合計画の策定と運用に関する条例第9条第3項に基づき答申を受けたく、ここに諮問します。

記

諮問事項

第5期芽室町総合計画基本構想及び前期実施計画の策定

諮問理由

現在の第4期芽室町総合計画が平成30年度をもって計画期間が終了することから、平成31年度から平成38年度までの8年間を基本構想とし、また、平成31年度から平成34年度までの4年間を前期実施計画として、将来のあるべき姿や目標を町民の皆さんと共有し、その実現に向けて取り組む施策を明らかにするための「第5期芽室町総合計画」の策定について、貴審議会に原案を諮問するものであります。

（企画財政課企画調整係）

第5期芽室町総合計画基本構想および前期実施計画（原案） の答申

平成30年9月11日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町総合計画審議会 会長 貫 田 正 博

第5期芽室町総合計画基本構想及び前期実施計画の策定に関する答申

平成30年9月11日付け企画第101号で諮問のあった、第5期芽室町総合計画基本構想及び前期実施計画の策定について、次の意見を付して答申いたします。

記

- 1 第5期芽室町総合計画基本構想及び前期実施計画（案）の作成にあたっては、芽室町総合計画審議会及び専門部会における検討をはじめとして、町民の方々から多くの意見・提言がありましたので、今後、計画の実現に向けて施策や事業を実施する際には、これらの意見を十分踏まえて取り組むようお願いします。

実施計画【施策の成果指標】一覧

施策名	成果指標	把握方法 出典など	現状値 (H29)	目標値 (H34)
1-1-1 担い手育成と 農業の応援団 づくり	新規就農者数（後継者就農を含む）	農林課調べ	58 人 (H26～H29)	50 人 (H31～H34)
	認定農業者等の担い手への農地集積率	農林課調べ	95.6%	95.0%以上
	日頃、地産地消を意識して買い物をしている町民の割合	住民意識調査	75.8%	80.0%
1-1-2 農業生産性の 向上と経営基 盤支援	農業生産額	農業生産額（農業再生協議会）	270 億円 (過去5年平均)	314 億円
1-1-3 農地・土地改 良施設等の整 備・充実	土地改良事業整備済み面積	土地改良事業一覧表による面積	19,061ha	20,588ha
	良好に管理されている明渠施設の延長	農林課調べ	226km	233km
	利用できる農業用水施設の延長	農林課調べ	430km	432km
1-1-4 地域林業の推 進	森林が持つ多面的機能を知っている町民の割合	住民意識調査	85.9%	90.0%
	適正に管理されている町有林面積の割合	森林調査簿より	99.3%	99.0%以上
	適正に管理されている私有林面積の割合	森林調査簿より	94.6%	95.0%
1-2-1 地域内循環の 推進と商工業 の振興	製造品出荷額	経済センサス	848 億円 (H28)	900 億円
	商品販売額	経済センサス	795 億円 (H28)	700 億円
	工業用地利用率 (工業用地利用面積)	商工観光課調べ	95.0% 1,904,706 m ²	95.0% 1,924,541 m ²
	工業団地企業数	商工観光課調べ	279 社	284 社

施策名	成果指標	把握方法 出典など	現状値 (H29)	目標値 (H34)
1-2-2 地域資源を活用した観光の振興	芽室町外からの観光入込客数	十勝総合振興局 まとめ	198,800 人／年	209,000人／年
	新嵐山スカイパーク利用者数	商工観光課調べ	488,100人／年	513,000人／年
2-1-1 学校教育の充実	「授業の内容がわかる」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	75.8%	80.0%
	「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	72.2%	78.0%
	「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	85.7%	90.0%
2-1-2 社会教育の推進	児童生徒の社会教育事業への参加者数	社会教育課調べ	1,313 人	1,190 人
	生涯学習の機会が充実していると思う町民の割合	住民意識調査	39.1%	45.0%
2-2-1 地域文化の振興	文化活動がしやすいと感じる町民の割合	住民意識調査	42.2%	45.0%
	地域文化活動への参加者数	社会教育課調べ	1,196 人	960 人
2-2-2 スポーツしやすい環境づくり	スポーツしやすい環境であると思う町民の割合	住民意識調査	92.2%	95.0%
	芽室町内の体育施設利用者数	利用実績	177,638人／年	180,000人／年
	高校生以下の初心者がゲートボールを体験できる機会	社会教育課調べ (教室・講座数)	34 回／年	46 回／年
3-1-1 生涯を通じた健康づくり	日頃から健康的な生活習慣を身につけている方だと思う町民の割合	住民意識調査	71.4%	77.0%
	特定健診受診率	健診等成果	34.8% (H28)	55.0%
3-1-2 公立芽室病院の総合的な医療体制の維持・発展	患者数（外来）	病院決算状況	74,477人／年	70,000人／年
	患者数（訪問診療）	病院決算状況	50 人／年	150 人／年

施策名	成果指標	把握方法 出典など	現状値 (H29)	目標値 (H34)
3-2-1 安心して生み 育てることが できる子育て 支援	育児が楽しいと感じる親の割合	乳幼児健診アンケ ート	87.6%	90.0%
	安心して子育てができる環境で あると思う町民の割合	住民意識調査	96.5%	90.0%以上
3-2-2 子育て環境の 充実	保育所の保育サービスに満足し ている保護者の割合	保護者アンケート	認可 89.4% 農村 97.9%	95.0%
	保育所待機児童数	実績数	0人／年	0人／年
3-3-1 地域で支え合 う福祉社会の 実現	ボランティア活動に参加した町 民の割合	住民意識調査	32.3%	35.0%
	たすけあい活動参加町内会（市 街地）・行政区（農村部）数	社会福祉協議会 調べ	51 件	60 件
	住んでいる地域は、住民同士支 え合う体制ができていると思う 町民の割合	住民意識調査	80.6%	80.0%以上
3-3-2 高齢者福祉の 充実	高齢者にとって暮らしやすいま ちだと思う高齢者の割合	住民意識調査	77.5%	81.8%
	やりがいのある趣味や運動、仕 事に取り組んでいる高齢者の割 合	住民意識調査	56.6%	64.2%
	芽室町の福祉サービスに満足し ている高齢者の割合	住民意識調査	90.7%	92.0%
3-3-3 障がい者の自 立支援と社会 参加の促進	障がい者にとって暮らしやすい まちだと思う町民の割合	住民意識調査	84.7%	88.0%
	就労支援事業所から一般就労し た方の人数（H31～H34 累計）	保健福祉課調べ	8 人 (H26～H28)	12 人
3-4-1 互いに認め合 う地域社会の 形成	性別に関係なく社会進出（参加） できる町だと思う町民の割合	住民意識調査	88.1%	90.0%
	人権が尊重され、差別や人権侵 害がない町だと思う町民の割合	住民意識調査	94.0%	90.0%
4-1-1 災害に強いま ちづくりの推 進	住んでいる地域の避難場所を知 っている町民の割合	住民意識調査	83.5%	84.0%
	めむろ安心メール 登録者数	総務課調べ	2,025 件	3,000 件
	一般住宅の耐震化率	建設都市整備課調 べ	91.0%	95.0%

施策名	成果指標	把握方法 出典など	現状値 (H29)	目標値 (H34)
4-1-2 消防・救急の 充実	住宅用火災警報器の設置率	消防署調べ	77.05%	90.0%
	火災出動件数	消防署調べ	8 件	10 件以下
	防火講習会・普通救命講習会 参加者数	消防署調べ	2,603 人	2,200 人
4-1-3 防犯対策と交 通安全の推進	芽室町は防犯対策が十分である と思う町民の割合	住民意識調査	未調査	80.0%以上
	日頃、交通ルールを守っている と思う町民の割合	住民意識調査	未調査	80.0%以上
4-1-4 消費者の安全・安心の確保	安心して消費生活が送れると思う町民の割合	住民意識調査	未調査	93.0%
4-2-1 有効な土地利用の推進	市街化区域内の住宅戸数	町税務課データより	6,775 戸	6,920 戸
	「まち並が整っていて機能的なまち」と思う町民の割合	住民意識調査	77.7%	80.0%
4-2-2 快適な住環境の整備	芽室町の公園に満足している町民の割合	住民意識調査	94.8%	95.0%
	居住環境に満足している町民の割合	住民意識調査	92.5%	95.0%
	公共用地売却地への住宅建設の割合	建設都市整備課調べ	68.1%	90.0%
4-2-3 道路交通環境の整備	冬期間の移動（徒歩、車、公共交通機関等）は、安全・安心と感じる町民の割合	住民意識調査	65.4%	70.7%
	コミュニティバスの1便あたりの乗車人数	企画財政課調べ	10.1 人	10.5 人
4-3-1 景観の保全と クリーンエネルギーの推進	芽室町の景観に満足している町民の割合	住民意識調査	97.0%	95.0%以上
	芽室町の自然環境（空気・水・土壌など）に満足している町民の割合	住民意識調査	97.2%	95.0%以上
	公共サインの整備状況	建設都市整備課	34 か所	119 か所

施策名	成果指標	把握方法 出典など	現状値 (H29)	目標値 (H34)
4-3-2 廃棄物の抑制 と適正な処理	1 人 1 日当たりの家庭から排出 するごみの量	住民生活課調べ	384.02 g	345.00g
	リサイクル率	住民生活課調べ	35.2%	35.0%以上
4-3-3 上下水道の整 備	水洗化率（下水道・集落排水・ 合併浄化槽）	決算統計	96.0%	96.2%
	水道普及率（上水道・簡易水道）	決算統計	83.6%	90.9%
5-1-1 徹底した情報 共有と町民参 加の促進	行政情報の公開や説明責任が果 たされていると思う割合	住民意識調査	90.6%	90.0%以上
	町ホームページのサイトへの訪 問者の数（セッション数）	1 日あたりの訪問 者数の平均	406 回	500 回以上
5-1-2 住民自治の実 現と地域の活 力の維持	地域の活動に参加している町民 の割合	住民意識調査	45.7%	55.0%
	芽室町が好きな町民の割合	住民意識調査	96.8%	95.0%以上
	芽室町に住み続けたいと思う町 民の割合	住民意識調査	95.8%	95.0%以上
5-1-3 国際・地域間 交流の推進	他都市（トレーシー市・広尾町・ 揖斐川町）との友好・交流提携 の事実を知っている町民の割合	住民意識調査	トレーシー 71.5% 広尾 48.2% 揖斐川 50.7%	トレーシー 75.0% 広尾 50.0% 揖斐川 50.0%
5-2-1 効果的・効率 的な行政運営	第5期総合計画前期実施計画の 施策評価（外部）のC以上の評 価施策割合	総合計画推進委員 会評価結果	94.4% (H28)	100%
	②職員満足度	職員アンケート	未実施	80.0%以上
	③町の行政サービスに満足して いる町民の割合	住民意識調査	87.9%	80.0%以上
	④公共施設（建築物）管理面積	総務課調べ	192,482.26㎡	191,072.36㎡

施策名	成果指標	把握方法 出典など	現状値 (H29)	目標値 (H34)
5-2-2 健全な財政運営	経常収支比率	地方財政状況調査	84.6%	87.0%
	健全化判断比率（実質公債費比率・将来負担比率）	地方財政状況調査	実質公債費比率 4.4% 将来負担比率 2.6%	実質公債費比率 17.0%未満 将来負担比率 50.0%未満
	町税徴収率	地方財政状況調査	98.9%	99.0%
5-2-3 親切・便利な 行政サービスの 推進	役場等の窓口やカウンター、電話などでの職員の対応に満足している町民の割合	住民意識調査	89.4%	80.0%以上
	町の行政サービスに満足している町民の割合	住民意識調査	87.9%	80.0%以上

第5期芽室町総合計画に係る個別計画等一覧

基本目標・政策		計画名	計画期間	担当課	根拠法令等
第5期芽室町総合計画	1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり ◎持続可能な農業の基盤整備と支援の強化 ◎農業と連携した活力ある商工業と観光物産の振興	○ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	H 29 ～ H	農林課	農業経営基盤強化促進法
		○ 芽室農業振興地域整備計画	S 45 ～ H	農林課	農業振興地域の整備に関する法律
		○ 第3次芽室町食育推進計画	H 31 ～ H 34	農林課	食育基本法
		○ 芽室町酪農・肉用牛生産近代化計画	H 28 ～ H	農林課	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律
		○ 芽室町鳥獣被害防止計画	H 31 ～ H 33	農林課	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
		○ 芽室町における酪農基盤整備構想	H 29 ～ H	農林課	
		○ 芽室町哺育育成施設整備基本計画	H 30 ～ H	農林課	
		○ 芽室町森林整備計画	H 31 ～ H 40	農林課	森林法
	2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり ◎豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実 ◎地域文化の形成とスポーツ環境の充実	○ 芽室町教育大綱	H 31 ～ H 34	総務課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
		○ 芽室町教育振興基本計画	H 31 ～ H 34	学校教育課	教育基本法
		○ 芽室町立小中学校配置計画	H 31 ～ H 38	学校教育課	
		○ 芽室町社会教育推進中期計画	H 31 ～ H 34	社会教育課	
		○ 芽室町子どもの読書活動推進計画	H 30 ～ H 34	社会教育課	子どもの読書活動の推進に関する法律
		○ 町営水泳プール建替基本構想	H 30 ～ H	企画財政課・社会教育課	
	3 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり ◎いつまでも健康で安心して暮らせる保健医療環境づくり ◎安心して子育てできるまちづくり ◎住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の充実 ◎誰もが個性と能力を発揮できる地域社会の実現	○ 第3期芽室町総合保健医療福祉計画	H 31 ～ H 34	保健福祉課	芽室町総合保健医療福祉協議会条例
		○ 第4期芽室町健康づくり計画	H 31 ～ H 34	保健福祉課	健康増進法、自殺対策基本法
		○ 第2期芽室町データヘルス計画	H 30 ～ H 35	住民生活課	日本再興戦略
		○ 公立芽室病院 新・改革プラン	H 29 ～ H 32	公立芽室病院	
		○ 芽室町子ども・子育て支援事業計画	H 27 ～ H 31	子育て支援課	子ども・子育て支援法
		○ 第4期芽室町地域福祉計画	H 31 ～ H 34	保健福祉課	社会福祉法
		○ 第7期芽室町保健福祉計画・介護保険事業計画	H 30 ～ H 32	保健福祉課	老人福祉法・介護保険法
		○ 第5期芽室町障がい者福祉計画・第1期芽室町障がい児福祉計画	H 30 ～ H 32	保健福祉課	障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法
		○ 第3期芽室町男女共同参画基本計画	H 31 ～ H 38	企画財政課	男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法
	4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり ◎安全・安心に暮らせる生活環境づくり ◎快適な都市環境づくりの推進 ◎自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全	○ 芽室町地域防災計画	H 30 ～ H	総務課	災害対策基本法
		○ 芽室町国民保護法	H 30 ～ H	総務課	国民保護法
		○ 芽室町災害に強いまちづくり計画	H 28 ～ H 32	総務課	
		○ 国土強靱化計画	H 31 ～ H	総務課	
		○ 公共施設等再配置構想	H 31 ～ H 34	企画財政課	
		○ 芽室町都市計画マスタープラン	H 31 ～ H 38	建設都市整備課	都市計画法
		○ 芽室町立地適正化計画	H 31 ～ H 38	建設都市整備課	都市再生特別措置法
		○ 芽室町まちなか公共駐車場整備方針	H 24 ～	建設都市整備課	駐車場法
		○ 第2期芽室町住宅マスタープラン	H 22 ～ H 31	建設都市整備課	住生活基本法
		○ 芽室町公営住宅等長寿命化計画	H 23 ～ H 32	住民生活課	住生活基本法
		○ 芽室町道路マスタープラン	H 31 ～ H 38	建設都市整備課	都市計画法、道路法
		○ 第2期芽室町地域公共交通総合連携計画	H 31 ～ H 38	企画財政課	
		○ 芽室町緑の基本計画	H 25 ～ H 34	建設都市整備課	都市緑地保全法
		○ クリーンめむろ環境基本計画	H 31 ～ H 38	住民生活課	クリーンめむろ環境基本条例
		○ 芽室町公共サイン整備計画	H 27 ～	建設都市整備課	
		○ 芽室町地域新エネルギービジョン	H 20 ～	企画財政課	
		○ 芽室町地域新エネルギー重点ビジョン	H 21 ～	企画財政課	
		○ 第2期芽室町地球温暖化防止実行計画	H 29 ～ H 33	企画財政課	地球温暖化対策の推進に関する法律
		○ 芽室町ごみ処理基本計画	H 23 ～ H 32	住民生活課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
		○ 芽室町災害廃棄物処理計画	H 31 ～ H	住民生活課	災害対策基本法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
		○ 芽室町上水道事業施設整備基本計画	H 28 ～ H	水道課	水道法
		○ 芽室町流域関連公共下水道事業計画変更事業計画書	H 26 ～ H 32	水道課	下水道法
	5 住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり ◎多くの町民が関わり参加する自治のまちづくり ◎時代に即した行政運営と行政サービスの推進	○ 芽室町地域集会所施設再整備計画	H 30 ～ H 38	総務課	
		○ 芽室町行政経営ポリシー	H 31 ～ H 38	総務課	
		○ 芽室町役場ICT計画	H 27 ～ H 31	総務課	
		○ 芽室町公共施設等総合管理計画	H 27 ～ H 46	企画財政課	
		○ 芽室町中期財政計画	H 31 ～ H 34	企画財政課	
		○ 芽室町職員人財育成基本方針	H 31 ～ H 34	総務課	
		○ 芽室町職員定数適正化計画	H 31 ～ H 34	総務課	
		○ 芽室町まち・ひと・しごと創生総合戦略	H 27 ～ H 31	企画財政課	まち・ひと・しごと創生法

芽室町総合計画の策定と運用に関する条例

平成27年12月28日

条例第 54 号

（目的）

第1条 この条例は、総合計画の策定と運用に関する基本的な事項を定めることにより、町が進める政策、施策及び事業（以下「政策等」といいます。）の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

（用語の意味）

第2条 この条例においての用語の意味は、芽室町自治基本条例（平成19年条例第3号）に準じます。

（総合計画の名称）

第3条 総合計画の名称は、「第 期芽室町総合計画 年度～ 年度」とします。

（総合計画の体系）

第4条 総合計画は、町民が容易に理解できるものとするため、町が進める政策等を分かりやすく体系化します。

（総合計画の構成）

第5条 総合計画は、基本構想、実施計画及び実行計画で構成し、基本構想及び実施計画については議会の議決対象とします。

（基本構想）

第6条 基本構想は、原則8年とし、町政運営の理念、基本的な政策の方向性その他総合計画の推進に当たっての必要な事項を定め、当該総合計画の策定及び運用の指針とします。

（実施計画）

第7条 実施計画は、原則前期4年の前期実施計画及び後期4年の後期実施計画により構成し、前期実施計画期間中の4年目に、議会の議決を経て後期実施計画を策定します。

2 実施計画は、基本構想に示した将来像、政策等に基づき、具体的な施策展開の方向と達成すべき施策目標を定めるものとします。

（実行計画）

第8条 実行計画は、実施計画で定められた施策の適切な進行管理に必要な向こう3年間の具体的な事業内容を定める進行管理計画とし、公表するものとします。

(基本構想及び実施計画の策定手順)

第9条 町長等は、基本構想及び実施計画の策定に当たっては、その過程を明らかにするとともに、町民の意見を反映させるため、意見交換会、アンケート調査、まちづくり意見募集等により広く町民の参加機会を保障します。

- 2 基本構想及び実施計画は、政策等の実効性の確保のため、芽室町中期財政計画等との整合性に留意して策定します。
- 3 町長は、多様な方法で町民の参加を推進するとともに、職員の参加等を踏まえて基本構想及び実施計画原案（以下「計画原案」といいます。）を作成し、芽室町総合計画審議会（以下「審議会」といいます。）に諮問します。
- 4 審議会は、町長から諮問された計画原案について、町民の視点から慎重かつ活発な審議を行い、町長に答申します。
- 5 町長は、審議会からの答申を尊重して基本構想及び実施計画案を策定し、議会に提案します。
- 6 町長等は、第3項に定める町民の参加を効果的に推進するため、基本構想及び実施計画の策定及び推進に当たって討議すべき課題及び論点を整理した文書、その他必要な情報を作成し、町民に提供します。
- 7 町民は、前項に規定する情報の作成及び提供に関して、意見を述べることができます。

(総合計画の見直し)

第10条 町長は、政策等の追加、変更又は廃止の必要が生じたときは、議会の議決を経て、基本構想及び実施計画を見直すことができます。

- 2 町長は、前項の規定による見直しを行うに当たって、広く町民の意見を反映する必要があるときは、可能な限り町民の参加機会を提供します。

(総合計画と予算の原則)

第11条 町が進める政策等は、総合計画に基づき予算化することを原則とします。

(各政策分野の基本的な計画)

第12条 芽室町議会基本条例（平成25年条例第27号）第14条に規定する議会の議決事項とする計画を含めて、各政策分野の基本的な計画の策定又は改定は、総合計画との関係を明らかにするとともに、十分な調整のもとに行います。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行します。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日において、既に策定されている総合計画については、この条例の規定は適用せず、なお従前の例によります。

芽室町総合計画審議会条例

昭和42年12月21日

条例第55号

(設置)

第1条 芽室町の総合計画を推進し、その円滑なる遂行を期するため、町長の附属機関として、芽室町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、総合計画に関する諸般の事項を調査審議し、町長に答申する。

2 審議会は、総合計画推進上必要な事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(審議会委員の定数)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、40人以内とする。

2 委員は、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了の場合を除き、新たに委嘱する委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表し、その会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(会議)

第7条 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 審議会は、審議会の決定により、専門部会を置くことができる。

(審議会の事務処理)

第9条 審議会の庶務は、企画財政課が処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 以下略

芽室町総合計画審議会条例施行規則

昭和58年7月9日

規則第16号

(趣旨)

第1条 芽室町総合計画審議会条例（昭和42年条例第55号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(専門部会)

第2条 条例第8条の規定による専門部会（以下「部会」という。）の設置は、諮問事項に応じて、審議会で決定する。ただし、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解散するものとする。

2 部会の委員は、審議会で決定する。

第3条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長の選任等については、条例第5条の規定を準用する。

3 部会の招集は、部会長が行い、専門部会の審議については、条例第7条の規定を準用する。

4 部会長は、部会の調査、審議にかかる経過を審議会に報告するものとする。

(合同専門部会)

第4条 会長は、必要に応じ2以上の専門部会をもって、合同専門部会を開くことができる。

(意見の陳述)

第5条 部会長及び副部会長は、その所掌する事項について必要があるときは、他の部会に出席し意見を述べることができる。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会に必要な事項は、会長が審議会にはかり定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「芽室町総合計画審議会」委員名簿

任期： 自 平成29年6月27日
至 平成31年6月26日

No.	役職	氏名	備考
1		青木 昇	芽室町都市計画審議会
2		飯島 裕治	一般公募
3		小椋 孝雄	芽室町社会教育委員
4		小池 和枝	育児ネットめむろ
5		小林 覺	芽室町生活環境推進会
6		佐藤 憲	帯広信用金庫
7		佐藤 得男	芽室町民生委員児童委員協議会
8		佐藤 正行	芽室消費者協会
9		嶋野 丈治	芽室町行政改革推進委員会
10		白銀 孝志	芽室町市街地町内会連合会
11	副会長	谷口 和徳	芽室町商工会
12	副会長	辻 勇	芽室町農業協同組合
13		飛田 敬貴	芽室町PTA連合会
14		鳥本 ヒサ子	公立芽室病院をみんなで支える会
15		西村 有里	町民活動支援センター（受託団体）
16	会長	貫田 正博	芽室町スポーツ推進委員会
17		三寺 邦宏	芽室町社会福祉協議会
18		山上 美樹彦	芽室町観光物産協会

※五十音順、敬称略

「芽室町総合計画審議会専門部会」委員

任期： 自 平成29年7月9日
至 平成31年7月8日

No.	役職	氏名	備考
1		犬飼 忠徹	芽室町都市計画審議会
2		遠藤 久雄	芽室町社会福祉協議会
3		片桐 和江	公立芽室病院をみんなで支える会
4		栗栖 尚子	芽室町社会教育委員
5		児玉 久	芽室町スポーツ推進委員会
6		後藤 和則	芽室町生活環境推進会
7	副部会長 (Bグループ長)	小山 智幸	芽室町行政改革推進委員会
8		櫻井 香代	芽室消費者協会
9		珠玖 謙一	芽室町観光物産協会
10		鈴木 智広	帯広信用金庫
11		鈴木 昇	芽室町民生委員児童委員協議会
12		高橋 仁美	芽室町市街地町内会連合会
13		成瀬 靖彦	芽室町PTA連合会
14		西村 有里	町民活動支援センター（受託団体）
15	部会長	野澤 亮	芽室町農業協同組合
16		山田 広子	芽室町商工会
17		依田 浩恵	育児ネットめむろ

※五十音順、敬称略

用語解説

ア行

○I o T 【Internet of Things】

自動車や家電などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、データ化や自動化等の高度なサービスを実現するもの。「モノのインターネット」ともいわれる。

○I C T（情報通信技術）【Information and Communication Technology】

IT（Information Technology）の「情報」に加えて「コミュニケーション」が加わったもの。

○アウトリーチ

対象者（個人や家族）への訪問や対象者が出向きやすい場所を設定し、積極的なニーズ把握や支援につなげる取組のこと。

○アクセシビリティ

高齢者などのホームページ等の利用に不慣れな方やなんらかの制約がある方などを含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるようにすること。

○日E U・E P A（経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定）

【Japan-EU Economic Partnership Agreement】

2018年2月1日に発効されたEU（28か国）との経済連携協定。物品貿易の関税撤廃のほか、サービス貿易・投資分野の自由化、電子商取引や国有企業、知的財産などの幅広い分野で新たなルールが設けられた。

○インバウンド

外国人が訪ねてくる旅行のこと。（外国へ出かける旅行をアウトバウンドまたは海外旅行という。）

○エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事からたい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者のこと。

○S N S 【Social Networking Service】

登録された利用者同士が交流できるWebサイト（ホームページのサービスを提供しているシステムやサーバ）の会員制サービスのこと。

○LGBT

Lesbian（女性の同性愛者）、Gay（男性の同性愛者）、Bisexual（両性愛者）、Transgender（「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人）の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で性的少数者（セクシャルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われる。（法務省HPより）

カ行

○クラウド化

利用者が自分の手元のコンピュータで保有・管理してきたデータなどを、サービス事業者がネットワークを経由して提供する大型のサーバなどのサービスに置き換えること。このことにより、自分の手元のコンピュータで保有・管理することと比較し、初期投資やメンテナンス、セキュリティ、災害対応など金銭面や安全面で大きなメリットがあるとされている。

○クラウドファンディング

インターネットを通じて不特定多数の人から実現したいアイデアや取組を実行するための資金を調達すること。

○クリーンエネルギー

環境に負荷を与えない、または、環境への負荷が小さいエネルギーのこと。

○公共サイン

公共性の高い標識・地図・案内誘導板等の総称で、主に公的機関が設置主体となり公共空間に設置するもの。

サ行

○再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などの、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。

○サイバー犯罪

パソコンなどのコンピュータ技術とインターネットなどの情報通信技術を悪用した犯罪のこと。

○CLT【Cross Laminated Timber】

ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル。断熱性、遮音性、耐火性や強度が高い。欧州を中心に普及しており、中高層建築物等の木造化による需要が期待されている。

○住宅セーフティネット

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）について、その居住の安定確保を図ること。

○森林認証制度

世界的に違法木材に対する規制や破壊的な林業を拒否する動きが高まる中、所有者の森林管理（経営）が国際性を有する基準に照らして適切であることを第三者機関に証明してもらう制度。

認証を受けた森林から適切に生産された木材は、適切な加工・流通を認証された事業者が取り扱うことで認証材として成立する。

近年のオリンピック・パラリンピック施設は認証材が使用されている。

○ストックマネジメント

予防・保全の観点から施設の維持管理や更新を実施し、施設の長寿命化やライフサイクルコスト（製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額）の縮減を図る手法のこと。

タ行

○団塊の世代

第2次世界大戦終了後の1947年から1949年生まれ世代。

○地域包括ケアシステム

医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される体制。

○着地型観光

従来の旅行会社が観光客を集め地域へ送迎する観光旅行と異なり、地域が地元ならではの観光メニューを用意し、観光客がそれを目指して現地を訪れ、現地で解散する観光旅行の形態。

○TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）

【Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership(CPTPP)】

2016年2月に、12か国が署名したTPP協定から米国が離脱宣言したため、残る11か国で2018年3月に合意・署名された経済連携協定。アジア太平洋地域におけるモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化、知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など幅広い分野で新たなルールを構築した。2018年12月30日発効。

ハ行

○ビッグデータ

インターネットなどでやりとりされる人や物、経済活動などの膨大なデータで、データの形式や容量もさまざまであり、今後、産業や医療など幅広い分野で活用が見込まれている。

○ファシリティマネジメント

企業・団体等が保有または使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ総括的に企画・管理・活用する経営活動のこと。

○プログラミング的思考

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つひとつの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力のこと。

○ブロードバンド化

インターネットなどのネットワーク回線の高速大容量化。

マ行

○マネジメントサイクル

目的を達成するために、計画を策定し、計画に基づいて実行し、計画通りに実行できたのかを評価し、次期計画へと結びつける一連の流れ。

○無線LAN (Wi-Fi)

ケーブル（有線）ではなく、無線通信を使用してデータの送受信やインターネットなどへの接続を行うこと。(Wi-Fiは無線LANの規格の1つ。)

ヤ行

○U・I・Jターン

人（人口）の移動を表したもので、Uターンは地元から別の地域に移り住んだ後に再び地元に戻ること、Iターンは地元から別の地域に移り住むこと、Jターンは地元から別の地域に移り住んだ後に地元の近くの都市に移り住むこと。

ラ行

○ライフライン

電気・ガス・水道・通信・道路・鉄道など、日常生活を送る上で必要な諸設備。

○6次産業化

農山漁村の活性化のため、地域の第1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業（加工・販売等）に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組。

ワ行

○ワークショップ

講座などにおいて参加者が体験・学習できる手法のひとつで、参加者が講師の話を聞くだけでなく、参加者同士が意見交換や作業を行うことにより、より効果を上げるもの。まちづくりにおいては課題解決のための住民参加手法のひとつ。

○ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」。働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。



表紙・裏表紙撮影

栗野 秀明

第5期芽室町総合計画

平成31年3月

北海道芽室町

この冊子は可能な限りUD(ユニバーサルデザイン)フォントを使用しています。